

火山災害対策編

火山災害対策編目次

第1章 総則

第1節	計画の目的	3-1-1
第2節	計画の性格	3-1-1
第3節	火山防災の基本理念	3-1-1
第4節	県民の責務	3-1-2
第5節	他の法令に基づく計画との関係	3-1-2
第5節の2	災害時における個人情報の取扱い	3-1-2
第6節	防災関係機関の責務及び業務の大綱	3-1-2
第7節	県土の概況	3-1-9
第8節	災害の発生状況	3-1-14

第2章 災害予防計画

第1節	火山防災協議会活動計画	3-2-1
第2節	防災知識普及計画	3-2-3
第3節	地域防災活動活性化計画	3-2-6
第4節	防災訓練計画	3-2-7
第5節	気象業務整備計画	3-2-9
第5節の2	通信確保計画	3-2-19
第6節	避難対策計画	3-2-21
第6節の2	災害医療体制整備計画	3-2-25
第6節の3	食料・生活必需品等の備蓄計画	3-2-26
第7節	要配慮者の安全確保計画	3-2-27
第8節	孤立化対策計画	3-2-28
第9節	入山規制計画	3-2-29
第10節	防災施設等整備計画	3-2-30
第11節	建築物等安全確保計画	3-2-31
第12節	交通施設安全確保計画	3-2-33
第13節	ライフライン施設等安全確保計画	3-2-34
第14節	危険物施設等安全確保計画	3-2-37
第15節	土砂災害予防計画	3-2-39
第16節	火災予防計画	3-2-40
第17節	農林水産業災害予防計画	3-2-42
第18節	火山災害に関する調査研究及び監視観測の推進等	3-2-43
第19節	防災ボランティア育成計画	3-2-44
第20節	事業継続対策計画	3-2-45

第3章 災害応急対策計画

第1節	活動体制計画	3-3-1
第1節の2	広域防災拠点活動計画	3-3-12
第2節	火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画	3-3-13
第3節	通信情報計画	3-3-21
第4節	情報の収集・伝達計画	3-3-23
第5節	火山灰調査体制整備計画	3-3-24
第6節	削除	3-3-25
第7節	広報広聴計画	3-3-26
第8節	交通確保・輸送計画	3-3-31
第9節	公安警備計画	3-3-33
第10節	消防活動計画	3-3-36
第11節	水防活動計画	3-3-37
第12節	河川水質管理体制整備計画	3-3-38
第13節	県、市町村等応援協力計画	3-3-39
第14節	自衛隊災害派遣要請計画	3-3-41
第15節	防災ボランティア活動計画	3-3-43
第16節	義援物資、義援金の受付け・配分計画	3-3-44
第17節	災害救助法の適用計画	3-3-45
第18節	避難・救出計画	3-3-46
第19節	医療・保健計画	3-3-54
第20節	食料、生活必需品等供給計画	3-3-56
第21節	削除	3-3-57
第22節	給水計画	3-3-58
第23節	応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	3-3-60
第24節	感染症予防計画	3-3-61
第25節	廃棄物処理・障害物除去計画	3-3-62
第26節	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	3-3-66
第27節	応急対策要員確保計画	3-3-69
第28節	文教対策計画	3-3-70
第29節	農林水産物応急対策計画	3-3-71
第30節	公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画	3-3-74
第31節	ライフライン施設応急対策計画	3-3-76
第32節	危険物施設等応急対策計画	3-3-82
第33節	防災ヘリコプター等活動計画	3-3-83

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	公共施設等の災害復旧計画	3-4-1
第2節	生活の安定確保計画	3-4-4
第3節	復興計画の作成	3-4-5

第 4 節 風評被害防止計画	3-4-7
----------------	-------

第 5 章 継続災害への対応方針

第 1 節 避難対策	3-5-1
第 2 節 安全確保対策	3-5-3
第 3 節 被災者の生活支援対策	3-5-5

第 1 章 総 則

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、県土並びに県民の生命、身体及び財産を火山災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、県防災会議が作成する計画であり、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災関係機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互協力して防災の万全を期するために策定するものである。

第2節 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき岩手県防災会議が策定する「岩手県地域防災計画」の「火山災害対策編」として、火山災害に対処するため必要な予防・応急対策及び復旧・復興に関する事項について定めるものである。

また、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）の規定により、この計画に定めるべきとされた事項については、今後、火山防災協議会の意見を踏まえて規定するものである。

第3節 火山防災の基本理念

1 関係機関との連携

○ 火山災害は、次のような特徴を有することから、行政機関、防災関係機関、学識者においては、県及び市町村が共同で設置する火山防災協議会の検討を通じて、役割分担を明確にした上で、互いに連携し、火山防災対策を進めることが必要である。

特に、火山災害の特殊性に鑑み、学識者等専門家との緊密な連携を図るものとする。

(1) 噴火に伴って発生する現象が多岐にわたる。

(2) 長期化する恐れがある。

(3) 被害が複数の市町村に及ぶ。

(4) 被害や影響が多方面にわたる。

○ 県は、平時から、火山防災協議会その他の会議等の場を活用し、国、市町村、防災関係機関及び学識者等と連携しながら、火山活動等に関する情報の共有や火山防災対策の充実・強化に努める。

○ 的確な火山防災対策及び防災体制の構築には、精度の高い火山観測データ等が必要となることから、県は、火山観測体制の充実・強化が図られるよう、国その他の火山観測機関等に対し必要な要請を行う。

2 火山防災の目標に関する基本理念

災害を可能な限り小さく抑えること、特に人的被害を抑えることを対策の最優先目標とし、必要な対策をできることから実現していくとの観点から、対策の目標とする基本理念を以下のとおりとする。

基本理念：噴火はいつか起こることを前提に（噴火は防げない）、たとえ起こっても被害を少なくするため（災害は軽減できる）、必要な対策をできることから実行し、「火山と共生」する「防災先進地域」（災害に強い県土づくり）を目指す。

第4節 県民の責務

【本編・第1章・第2節 参照】

第5節 他の法令に基づく計画との関係

【本編・第1章・第3節 参照】

第5節の2 災害時における個人情報への取扱い

【本編・第1章・第3節の2 参照】

第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

第1 防災関係機関の責務

【本編・第1章・第4節・第1 参照】

第2 防災関係機関の業務の大綱

1 県、市町村

【本編・第1章・第4節・第2・1 参照】

2 指定地方行政機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
東北管区警察局	(1) 災害状況の把握及び報告連絡等に関すること。 (2) 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること。 (3) 防災関係職員の派遣に関すること。 (4) 関係機関との連絡調整に関すること。
東北財務局	(1) 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること。 (2) 地方公共団体内の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資に関すること。 (3) 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること。 (4) 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会に関すること。 (5) 東北財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関すること。
東北厚生局	(1) 災害状況の情報収集、通報に関すること。 (2) 関係職員の派遣に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
東北農政局	(1) 国土保全事業の推進に関すること。 (2) 営農指導方針の樹立及び技術指導に関すること。 (3) 種苗その他営農資材の確保に関すること。 (4) 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の実施及び指導に関すること。 (5) 災害資金の融通に関すること。 (6) 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。
東北森林管理局	(1) 国有林野の保安林、保安施設等の整備に関すること。 (2) 山火事防止対策に関すること。 (3) 災害復旧用材の供給に関すること
東北経済産業局	(1) 工業用水道の応急復旧に関すること。 (2) 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関すること。 (3) 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援に関すること。
関東東北産業保安 監督部 [東北支部]	(1) 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策に関すること。 (2) 電気、都市ガス等の応急復旧対策に関すること。 (3) 鉱山に関する災害の防止に関すること。 (4) 鉱山における災害応急対策に関すること。
東北運輸局	(1) 交通施設等の被害、公共交通機関の運行及び運航状況等に関する情報収集及び伝達に関すること。 (2) 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること。
東京航空局 [仙台空港事務所]	(1) 災害時における航空機の出動要請の支援に関すること。

仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
東北総合通信局	(1) 通信の確保に必要な措置に関すること。 (2) 通信システムの被害状況等の把握に関すること。 (3) 関係業界団体の協力のもと通信機器の供給の確保に関すること。 (4) Lアラート（災害情報共有システム）の普及・促進に関すること。 (5) 非常通信協議会の指導育成に関すること。
岩手労働局	(1) 事業場における労働災害の防止に関すること。 (2) 被災労働者の救済に関すること。 (3) 被災労働者の就労斡旋等に関すること。 (4) 復旧・復興工事における労働災害の防止に関すること。
東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸国道事務所〕 〔釜石港湾事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕	(1) 直轄公共土木施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 指定河川の洪水予報・警報の発表及び伝達に関すること。 (3) 水防活動の指導に関すること。 (4) 災害時における通行規制及び緊急輸送道路の確保に関すること。 (5) 直轄公共土木施設の復旧に関すること。 (6) 港湾施設、海岸保全施設等の整備及び災害対策の指導及び協力に関すること。 (7) 港湾施設、海岸保全施設、空港施設等の災害応急対策及び復旧対策に関すること。 (8) 緊急を要すると認められる場合、申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること。 (9) 災害対策支援に係る調整に関すること。
東北地方環境事務所	(1) 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること。 (2) 緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること。 (3) 大気汚染防止法、水質汚濁防止法に基づく検査・指示に関すること。 (4) 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関すること。 (5) 愛玩動物の救護活動状況の把握、関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援の実施に関すること。
東北防衛局	(1) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。 (2) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 (3) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること。

東北地方測量部	(1) 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。 (2) 復旧測量等の実施に関すること。
---------	--

3 自衛隊

【本編・第1章・第4節・第2・3 参照】

4 指定公共機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
日本銀行盛岡事務所	(1) 災害時における通貨の供給確保に関すること。 (2) 災害時における非常金融措置の指導に関すること。
日本赤十字社岩手県支部	(1) 災害時における医療救護に関すること。 (2) 救援物資の配分に関すること。 (3) 義援金の受付に関すること。 (4) 防災ボランティアの連絡調整等に関すること。
日本放送協会 盛岡放送局	(1) 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の放送に関すること。 (2) 被害状況及び災害対策についての放送に関すること。 (3) 県知事からの要請に基づく災害放送に関すること。 (4) 防災知識の普及啓発に関すること。
東日本高速道路 (株) 東北支社	(1) 高速自動車道の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。 (3) 高速自動車道の復旧に関すること。
電源開発(株) 東和電力所	(1) 電力施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 電力施設の災害復旧に関すること。
東日本旅客鉄道 (株) 盛岡支社 日本貨物鉄道(株) 東北支社	(1) 鉄道施設の整備、災害防止及び災害復旧に関すること。 (2) 災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。
東日本電信電話 (株) 岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)	(1) 通信設備の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時における通信の確保に関すること。 (3) 通信設備の復旧に関すること。
日本通運(株) 盛岡支店 北東北福山通運 (株)盛岡支店	(1) 災害時における車両による緊急輸送に関すること。

佐川急便(株)岩手支店 ヤマト運輸(株)岩手主管支店 岩手西濃運輸(株)	
東北電力(株)岩手支店 東北電力ネットワーク(株)岩手支社	(1) 電力施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時における電力供給に関すること。 (3) 電力施設の災害復旧に関すること。
盛岡中央郵便局	(1) 災害時における郵便局の業務運営の確保に関すること。 (2) 災害時における郵便局の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。
独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所	(1) 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援に関すること。 (2) 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援に関すること。 (3) 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集及び通報に関すること。 (4) 独立行政法人国立病院機構施設の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画等の支援に関すること。

5 指定地方公共機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	(1) 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の放送に関すること。 (2) 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。 (3) 県知事からの要請に基づく災害放送に関すること。 (4) 防災知識の普及啓発に関すること。
(公社)岩手県トラック協会 (公社)岩手県バス協会 岩手県交通(株) 岩手県北自動車(株)	(1) 災害時における車両による緊急輸送に関すること。
三陸鉄道(株) IGRいわて銀河鉄道(株)	(1) 鉄道施設の整備、災害防止及び災害復旧に関すること。 (2) 災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。
鹿妻穴堰土地改良区	(1) 水門、水路、ため池等の施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 水門、水路、ため池等の災害復旧に関すること。
(一社)岩手県高圧ガス保安協会 盛岡ガス(株)	(1) ガス施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時におけるガス供給に関すること。 (3) ガス施設の災害復旧に関すること。

(一社)岩手県医師会 (一社)岩手県歯科医師会	(1) 医療救護又は歯科医療救護に関すること。 (2) 遺体の検死、検案、身元確認及び処理に関する協力に関すること。
(一社)岩手県薬剤師会	(1) 医療救護に関すること。 (2) 災害時における医薬品の供給及び管理に関すること。
(公社)岩手県栄養士会	(1) 災害時における栄養管理に関すること。
(公社)岩手県看護協会	(1) 医療救護及び保健衛生に関すること。
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	(1) 防災ボランティアの連絡調整等に関すること。 (2) 岩手県災害派遣福祉チームの派遣調整に関すること。
(一社)岩手県獣医師会	(1) 災害時における愛玩動物の応急治療及び保護・管理に関すること。
(一社)岩手県建設業協会	(1) 災害時における道路啓開及び除雪に関すること。 (2) 公共土木施設等の災害応急対策に関すること。

6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	業 務 の 大 綱
社会福祉法人岩手県共同募金会	(1) 義援金の募集及び受付に関すること。
農業協同組合 森林組合 漁業協同組合等	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧に関すること。 (2) 農林水産関係に係る県及び市町村が実施する被害調査、応急対策に対する協力に関すること。 (3) 被災農林漁家に対する融資及び融資のあっせんに関すること。 (4) 被災農林漁家に対する種苗その他営農資材の確保のあっせんに関すること。
商工会議所 商工会	(1) 災害時における物価安定についての協力に関すること。 (2) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の確保についての協力に関すること。
一般病院、診療所	(1) 収容患者に対する災害時の避難体制の確保に関すること。 (2) 災害時における負傷者等の受入れ及び医療救護に関すること。
一般運送事業者	(1) 災害時における緊急輸送に関すること。
一般燃料供給事業者	(1) 災害時における緊急通行車両等への燃料の優先的な供給に関すること。
ダム施設の管理者	(1) ダム施設の防災上の整備及び管理に関すること。
危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保安措置に関すること。

<p>(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社</p>	<p>(1) 災害状況及び災害対策についての報道に関する事。 (2) 県知事からの要請に基づく災害報道に関する事。 (3) 防災知識の普及啓発に関する事。</p>
<p>観光団体</p>	<p>(1) 観光客等への周知及び避難誘導に関する事。 (2) 風評被害対策に関する事。</p>
<p>避難促進施設</p>	<p>(1) 施設利用者等に対する周知に関する事。 (2) 施設利用者等の避難誘導に関する事。</p>

第7節 県土の概況

1 位置

【本編・第1章・第5節・1 参照】

2 面積

本県の総面積は15,278.77平方キロメートルで、北海道を除く我が国最大の広さをもつ県で、その内訳は資料編1-5-1のとおりである。〔耕地森林別面積調 資料編1-5-1〕

3 地勢、地質

(1) 山地

県として、日本最大の面積をもつ本県は、山と高原が総面積の84パーセントであり、16パーセントを占める平地は北上川沿いを中心にひらけている。

ア 奥羽山脈

西部を南北に走る奥羽山脈は、本県と秋田県の県境、分水界となっている。これは第三紀後半にできた褶曲地に那須火山帯に属する新期の火山を伴った新しい山脈で、1,000メートル以上の山々が連なり、特に南部は険しい火山群がそびえ、東北地方を東西に分け、交通上、気候上に著しい影響を与えている。

また、この山脈の山麓の東端が断層崖をつくり、これに接して多くの扇状地が発達している。地質は第三紀の緑色凝灰岩等と新しい火山岩からできている。

イ 北上高地

奥羽山脈の東部を平行に南北約250キロメートル、東西約80キロメートルにわたって太平洋岸まで広く横たわる北上高地がある。これは、おもに古生代～中生代にできた古い山地で、何回もの隆起と沈降をくりかえし、その間の侵食によってなだらかな高原（準平原）となり、高い山の少ないわりに奥行の深い山系である。また、この山系で1,000メートルをこす高い山々は侵食から残された残丘である。

地質はおもに古生層と中生層及びこれら貫く花崗岩、蛇紋岩、斑輝岩、玢岩などからできっており、一部に第三紀層がある。古生層はおもに粘板岩、砂岩、輝緑凝灰岩、石灰岩などとなり、中生層はおもに粘板岩、砂岩、チャートなどからなる。

(2) 河川と平野

奥羽山脈と北上高地の間を北は馬淵川が青森県に、南は北上川が宮城県に流れ、北上高地の東方の川は東流して太平洋にそそいでいる。

ア 北上川

岩手郡岩手町に源を発し、全長249キロメートルの長さをもって南流する北上川はそのうち195キロメートルが本県を流れ、県内のおもな支流25、流域面積7,860平方キロメートルで、北上川の特徴としては、勾配が極めてゆるやかで、水量も豊かであるが、支流は急流をなし、一関市の南に延々28キロメートルに及ぶ狭窄部があることなどである。

イ 馬淵川

岩手郡葛巻町に源を発し、北上川と反対に本県を北方に流れる馬淵川は、途中で二戸高原を

流れ下る安比川と合流し青森県八戸市付近で太平洋にそそいでいる。この附近は谷がひらけ河岸段丘が発達している。

ウ その他

北上高地を横につき切って太平洋にそそぐ久慈川、安家川、小本川、閉伊川、大槌川あるいは気仙川があり、いずれも深い峡谷をきざみ河口には小三角洲平地を形づくっている。

(3) 海岸

本県は約 700 キロメートルの長い海岸によって太平洋に面しているが、宮古市を境として北と南の海岸地形が非常に違っている。

ア 北部海岸

北部海岸の大部分は、高い海蝕崖をもつ 100～200 メートルの海岸段丘が海に面し、白亜紀層などによってつくられている。殊に宮古市以北普代に至る海岸では海蝕崖の発達が著しく、島嶼は少なく、さして大きいのは見られない。

また、海岸の平地も久慈、野田付近に僅かに見られるほか、河川の河口附近に僅かに見られるに過ぎない。

イ 南部海岸

宮古市以南は、沈降海岸が続き、みさきと深い湾が入り組んで、ノコギリの歯のようなリアス式海岸を形成している。これは地質時代に古い地塊の北上高地が沈下したため、この沈下した部分には、北上高地をきざんだ谷に海水が侵入してラッパ状の湾ができたものである。

(4) 火 山

ア 県内の活火山

- 火山噴火予知連絡会は、平成 15 年 1 月に「概ね過去 1 万年以内に噴火した火山及び現在噴気活動が認められる火山」を新たな活火山の定義とした。

県内では、下記の 4 火山が活火山として定義されている。

火山名	火山周辺市町村
八幡平	八幡平市
岩手山	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町
秋田駒ヶ岳	雫石町
栗駒山	一関市

- さらに、火山噴火予知連絡会は、平成 21 年 6 月に「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として、47 火山を選定し、平成 28 年 12 月には、八甲田山、十和田、弥陀ヶ原の 3 火山が追加され 50 火山となっている。

県内では、岩手山、秋田駒ヶ岳及び栗駒山が選定されている。

イ 各火山の状況

① 八幡平

主に安山岩の成層火山群で噴気孔・温泉・泥火山が多い。昭和 48 年、平成 8 年に地震が群発したが、有史以降の噴火記録はない。

② 岩手山

玄武岩・安山岩の西岩手・東岩手の 2 成層火山が結合した火山である。東岩手山の方が新しく、薬師火口内にある中央火口丘・妙高岳では、数箇所弱い噴気が認められる。有史後の噴火は、西岩手山大地獄谷（現在も噴気活動活発）での小爆発 1 回のほかは、全て東岩手

山である。爆発型噴火が特徴であるが溶岩を流出したこともある（17・18世紀）。

平成7年に初めて火山性微動が観測されて以降、平成10年2月から地震活動が活発化し、6月には盛岡地方気象台から今後さらに火山活動が活発化した場合には噴火のおそれもあるとの臨時火山情報が出された。その後、地震回数は減少したものの、通常の状態に比べ高いレベルにあり、低周波地震・単色地震の発生、黒倉山・大地獄谷の活発な噴気現象などから予断を許さない状況が続いた。

岩手山の活動状況の詳細については、資料編1-6-5（地震回数の推移は資料編1-6-6）のとおり。また、岩手山の噴火の歴史については、資料編1-6-7のとおり。

③ 秋田駒ヶ岳

玄武岩・安山岩の二重式成層火山。山頂部北東側の北部カルデラと南西側の南部カルデラが相接しており、カルデラ形成期の火砕流・降下火砕物が山麓や火山東方に分布する。20世紀初頭までは北部カルデラ内の硫黄沈殿物から硫気の上昇が認められていた。有史以後は、南部カルデラで水蒸気爆発しか知られていなかったが、昭和45～46年の噴火では、ストロンボリ式噴火を反復し、同カルデラ内の女岳から溶岩流を流出した。

④ 栗駒山

安山岩の二重式火山。外輪山は成層火山で、南側だけが残存し、中央火口丘の剣岳は平坦な溶岩円頂丘である。有史後の活動は、昭和19年の小規模な水蒸気噴火に伴う泥土噴出など。現在では、火山活動は平穏な状態である。

ウ 予測される火山災害

- 岩手山の火山活動に伴い予想される噴火規模・現象は次のとおりである。

（資料編1-6-8 岩手山火山防災マップ（平成10年作成）による）

① 噴火規模・態様

区 分	態 様	規 模
西岩手	水蒸気噴火	約3,200年前の噴火と同程度（噴出量1,000万m ³ ）
東岩手	マグマ噴火	1686年の噴火と同程度（噴出量8,500万m ³ ）

② 火山噴火の現象

区 分	降下火砕物 (火山灰)	大きな 噴 石	溶岩流	火砕流	火砕 サージ	土石流	火山 泥流
西岩手	○	○	—	—	—	○	—
東岩手	○	○	○	○	○	○	○

- 秋田駒ヶ岳の火山活動に伴い予想される噴火規模・現象は次のとおりである。

（資料編1-6-9 秋田駒ヶ岳火山防災マップ（平成15年作成）による）

① 噴火規模・態様

区 分	態 様	規 模
北部カルデラ	マグマ噴火	過去約2,000年間の噴火の最大規模を参考に同程度（噴出量1,400万m ³ ）
南部カルデラ	マグマ噴火	過去約2,000年間の噴火の最大規模を参考に同程度（噴出量8,100万m ³ ）

② 火山噴火の現象

区 分	降下火砕物	噴 石	溶岩流	火砕流	火砕	土石流	火山

	(火山灰)				サージ		泥流
北部カルデラ	○	○	○	○	○	○	○
南部カルデラ	○	○	○	○	○	○	○

○ 栗駒山の火山活動に伴い予想される噴火規模・現象は次のとおりである。

(資料編 1-6-10 栗駒山火山ハザードマップ (平成 30 年作成) による)

① 噴火規模・態様

態 様	規 模
水蒸気噴火	約 4 千年前の噴火の最大規模を参考に同程度 (火山灰の噴出量230万 m ³)
マグマ噴火 (マグマ水蒸気噴火を含む)	過去約 1 万年間の噴火の最大規模を参考に同程度 (マグマ噴出量500万 m ³)

② 火山噴火の現象

態 様	噴火火砕物 (火山灰)	噴石	溶岩流・溶岩ドーム	火砕流	火砕サージ	土石流	火山泥流	火口噴出型泥流	火山ガス	強酸性水の流下	巨大地すべり・山体崩壊
水蒸気噴火	○	○	-	○	○	○	-	○	○	○	○
マグマ噴火	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注1) 火砕流とは、火山灰・れき・岩塊などが火山ガス、空気とともに流動状態になって斜面を流下する現象である。

(注2) 火砕サージとは、火砕流の中で主として高温の火山ガスと細かい火山灰との混合体からなり、爆風のような運動をするものである。

(注3) 土石流とは、土砂や岩屑などが水とともに高速度で流下する現象である。

(注4) 火山泥流とは、高温の火山噴出物とその熱により大量の雪や氷が溶けた水とでできる泥流である。

(注5) 火口噴出型泥流とは、火口から噴火とほぼ同時に泥水が噴き出し、流下する現象である。

(注6) 地すべりとは土塊又は岩塊が斜面上を下方へ徐々に移動する現象である。

(注7) 山体崩壊とは、火山体の一部が水蒸気爆発やマグマ貫入によって不安定となって、大規模に崩壊する現象である。

4 気 候

【本編・第1章・第5節・4 参照】

第8節 災害の発生状況

本県の明治元年以降における異常気象等によるおもな災害は資料編1-6-1のとおりであり、火山噴火による主な災害等は、資料編1-6-4のとおりである。

第2章 災害予防計画

第2章 災害予防計画

第1節 火山防災協議会活動計画

第1 基本方針

- 1 活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）に指定された県及び関係市町村は、共同して火山防災協議会を設置する。
- 2 県及び関係市町村は、火山防災協議会において、警戒避難体制の整備に関する事項について、協議する。
- 3 県及び関係市町村は、火山防災協議会の意見を踏まえ、当該警戒地域ごとに、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定める。

第2 火山防災協議会の組織

- 警戒地域に指定された県及び次の市町村は、共同して次の火山防災協議会を設置する。
 - ア 岩手山火山防災協議会
盛岡市、八幡平市、滝沢市及び雫石町
 - イ 秋田駒ヶ岳火山防災協議会
雫石町
 - ウ 栗駒山火山防災協議会
一関市
- 火山防災協議会は、関係県、関係市町村、気象台、地方整備局、自衛隊、警察、消防機関、学識者、観光事業者等により構成する。
- 火山防災協議会は、必要に応じて、検討事項に応じた作業部会等を設置する。

第3 火山防災協議会における協議事項等

- 県、関係市町村その他の防災関係機関は、火山防災協議会において、噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定等、一連の警戒避難体制の整備に関する取組について、地域の実情に応じて必要な事項を協議する。
- 関係市町村は、火山防災協議会で協議した火山ハザードマップに避難場所その他の防災上必要な情報を付加した火山防災マップを作成する。
- 県、関係市町村その他の防災関係機関は、火山防災協議会の場を活用して退避壕及び退避舎等の必要性等、避難施設の整備等について検討する。

第4 警戒地域の指定に基づき地域防災計画に定める事項

1 県

- 県は、火山防災協議会の意見を踏まえ、県地域防災計画において、警戒地域ごとに、火山現象の発生及び推移に関する情報収集及び伝達に関する事項、火山に関する予報・警報・情報の発表及び伝達に関する事項、市町村地域防災計画に避難のための措置について定める際の基準に関する事項、避難及び救助に係る広域調整に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

2 関係市町村

- 警戒地域の指定のあった市町村は、火山防災協議会の意見を踏まえ、市町村地域防災計画において、警戒地域ごとに、火山現象の発生及び推移に関する情報収集及び伝達に関する事項、火山に関する予報・警報・情報の発表及び伝達に関する事項、噴火警戒レベルの運用による入山規制及び避難指示(緊急)等、避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、火山現象に係る避難訓練に関する事項、救助に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。
- 関係市町村は、警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設(以下「避難促進施設」という。)について、名称及び所在地を市町村地域防災計画に規定する。
- 関係市町村は、避難促進施設について、火山現象発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、市町村地域防災計画に火山現象の発生及び推移に関する情報、予報並びに警報等の伝達方法等を定める。

第2節 防災知識普及計画

第1 基本方針

県、市町村その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して火山に関する知識や火山噴火の特性等、火山防災に関する防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

なお、防災知識の普及を図る際は、高齢者、障がい者等要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。

また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮する。

第2 防災知識の普及

1 防災知識普及計画の作成

【本編・第2章・第1節・第2・1 参照】

2 職員に対する防災教育

【本編・第2章・第1節・第2・2 参照】

3 住民等に対する防災知識の普及

○ 防災関係機関は、住民・登山者・観光客等滞在者の防災に対する意識の高揚を図り、火山災害時において、正しい知識と判断をもって行動できるよう、観光事業者及び防災士その他防災に関する知識を有する者と連携しながら、次の方法等を利用して、防災知識の普及徹底を図る。

なお、防災知識の普及を図る際は、高齢者等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。

ア 講習会、研修会、講演会、展示会、観光事業者等への説明会の開催

イ インターネット、広報誌の活用

ウ 起震車等による災害の疑似体験

エ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用

オ 火山防災マップ、ハンドブックの防災関係資料等の作成、配付

カ 防災映画、ビデオ等の制作、上映、貸出し

キ 自主防災活動に対する指導

○ 防災意識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。

ア 火山に関する知識及び火山災害の特性

イ 噴火警報、噴火警戒レベル、避難指示（緊急）等火山災害対策に係る用語の意味

ウ 平常時における心得

エ 災害時における心得、避難方法

オ 心肺蘇生法、止血法等の応急措置

- カ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等
 - キ 過去における主な災害事例
 - ク 火山災害対策の現状
 - ケ 火山に係る異常現象を発見した場合の通報
 - コ 登山における火山活動状況の確認・情報収集
 - サ 登山における必要な装備等の用意、登山者カード（登山計画書）の提出
 - シ 火山活動異常時における速やかな下山
- 火山災害の特性、平常時における心得、災害時における心得、避難方法については、次の事項を基本として普及を図る。
- ア 火山災害の特性
 - ① 火山災害は、前兆現象が把握されずに突発的に発生することがあること。
 - ② 噴火に伴い発生する現象が多岐にわたること。
 - ③ 長期化するおそれがあること。
 - ④ 被害が複数の市町村に及ぶこと。
 - ⑤ 被害や影響が多方面にわたること。
 - イ 平常時における心得
 - ① 日頃から火山に関する予報・警報や情報、報道機関の防災情報に関心をもつ。
 - ② 避難場所・避難路の確認をしておく。
 - ③ 家族や近所で避難の仕方を話し合っておく。
 - ④ 防災訓練に参加する。
 - ⑤ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄を行う。
 - ⑥ 非常持出品（救急箱・お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）をリュックに入れて準備しておく。
 - ⑦ 愛玩動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。
 - ウ 災害時における心得
 - ① 市町村長から避難勧告又は避難指示（緊急）が発せられた場合には、速やかに避難する。
 - ② 市町村、警察、消防等の正しい情報をつかみ、デマ・うわさに惑わされないようにする。
 - ③ 緊急時には避難を最優先にする。
 - ④ あわてずに落ち着いて（冷静に）行動する。
 - エ 避難方法（噴火時、又は噴火の危険性が高い場合）
 - ① 噴石

噴石の多くは火口から数 km 程度以内に落下するため、火口から十分に離れた箇所では危険性はない。火山に近づかないようにする。

風に流されるような小さな噴石は、火口から 10km 以上遠方まで到達し落下する場合もあり、屋内への退避が必要になることもある。
 - ② 火砕流・火砕サージ

火砕流・火砕サージは高速（時速 100km 以上）で流れ下るため、発生してからの避難はほとんど困難である。

噴火の危険性が高い状況になった場合は、火山情報などに十分注意し、速やかに到達範囲の外に避難する。

③ 溶岩流

溶岩流は一般に速度が遅く、徒歩でも逃げるのが可能である。落ち着いて、到達範囲の外に避難する。

④ 火山灰などの降下

火山灰がたくさん積もった場合には、家屋がつぶれないよう、屋根の上の火山灰を除去する。少量でも火山灰が降り出したら、タオルやマスクなどで吸い込まないようにする。帽子を用意する。昼間でも暗くなることがあり、火山灰が道路に降り積もることによりスリップ事故を引き起こしたり、通行不能になることがある。

⑤ 土石流

土石流は雨により発生し、高速（時速 50km 程度）で流れるため、噴火後台風の接近など、あらかじめ大雨が想定される場合には、土石流の到達範囲から避難する。

万が一、避難が遅れた場合には、沢から離れた少しでも高いところに避難する。

⑥ 融雪型火山泥流

融雪型火山泥流は高速（時速 60km を超えることもある）で流れるため、速やかな避難が必要である。

噴火の危険性が高い状況になった場合は、火山情報などに十分注意し、できるだけ早く到達範囲の外に避難する。万が一、避難が遅れた場合には、少しでも高いところに逃げる。

- 県は、気象台及びその他防災に関する知識を有するものと連携し、ホームページ及びいわてモバイルメール等を活用して、住民等に対し定期的に火山に関する情報を提供する。
- 市町村等は、県が行う住民等に対する定期的な情報提供の取組に協力する。
- 防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による支援物資を送ることは被災地方公共団体等の負担となることから、支援に当たっては、現地のニーズを踏まえたうえで行うようにするなど、被災地支援に関する知識を整理し、その普及に努める。

4 児童、生徒等に対する教育

【本編・第2章・第1節・第2・4 参照】

5 防災文化の継承

【本編・第2章・第1節・第2・5 参照】

6 国際的な情報発信

【本編・第2章・第1節・第2・6 参照】

第3 総合防災センターによる防災意識の普及等

【本編・第2章・第1節・第3 参照】

第3節 地域防災活動活性化計画

第1 基本方針

- 1 県及び市町村は、地域住民が「自分達の地域は、自分達で守る」という、自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の育成、強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 2 県及び市町村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進する。
- 3 市町村は、市町村内の一定の地区内の住民等から市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、市町村地域防災計画に地区防災計画を定める。

第2 自主防災組織の育成強化

【本編・第2章・第2節・第2 参照】

第3 消防団の活性化

【本編・第2章・第2節・第3 参照】

第4 住民等による地区内の防災活動の推進

【本編・第2章・第2節・第4 参照】

第4節 防災訓練計画

第1 基本方針

県、市町村その他防災関係機関は、火山災害時における防災活動を円滑に実施するため、単独又は合同して、災害に関する各種の訓練を実施する。

- ① 職員の防災に対する実務の習熟と実践的能力のかん養
- ② 防災関係機関相互の協力体制の確立
- ③ 地域住民等に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

第2 実施要領

1 実施方法

- 県及び市町村は、災害対策基本法に基づき、自ら主催者及び実施者となり、広く防災関係機関に及び観光事業者等に参加を呼びかけ、訓練の目的を明確にした上で、防災訓練を実施するとともに、訓練結果の事後評価を通じて成果及び課題を明らかにし、その改善に努める。

- 訓練は、毎年1回以上、防災の日を中心とする防災週間中など、地域の実情に応じた適宜の時期に実施日及び実施会場を設定し、定期的を実施する。

県は、毎年、9月1日を中心とする防災週間中に、県内の各市と共催により、総合防災訓練を実施する。 [総合防災訓練年次別実施状況 資料編2-3-1]

- 訓練は、図上訓練又は実動訓練により実施し、地域において発生する可能性の高い複合災害も想定するなど、具体的な災害想定に基づくより実戦的な内容とするよう努める。

ア 図上訓練は、机上の図面や通信手段を用い、各々の対策要員が災害時の活動要領を確認、検証するため実施する。

イ 実動訓練は、防災対策用資機材を用い、各々の対策要員が関係機関と連携のもと、実動により防災活動に習熟するため実施する。

ウ 防災訓練の実施に当たっては、住民のみならず登山者や観光客等への対応についても想定する。

- 実施する主な個別訓練項目は、次のとおりである。

ア 通信情報連絡訓練	オ 消防訓練	ケ 水防訓練
イ 職員非常招集訓練	カ 避難勧告訓練	コ 医療救護訓練
ウ 自衛隊災害派遣要請訓練	キ 上空・地上偵察訓練	サ 交通規制訓練
エ 避難訓練	ク 救出・救助訓練	シ 施設復旧訓練

2 実施に当たって留意すべき事項

【本編・第2章・第3節・第2・2 参照】

- 訓練の実施に当たっては、火山防災マップや噴火シナリオ等を活用するなど、地域のおかれてある地勢的な条件等を考慮し、より実際的な災害想定を行う。

3 各訓練項目において留意すべき事項

県及び市町村は、災害に関する訓練の実施に当たっては、次の事項に留意して実施する。

ア 通信情報連絡訓練

災害により通常の通信手段が途絶した場合を想定し、非常無線等その他の手段を用いた通信訓練を実施すること。

イ 職員非常招集訓練

火山災害を想定し、非常招集訓練等を実施すること。

ウ 避難勧告訓練

災害により各現象が発生のおそれがあると認められる場合や発生した場合を想定し、地域住民等に対する避難勧告等の訓練を実施すること。

エ 上空・地上偵察訓練

災害により各現象が発生した場合を想定し、ヘリコプターによる上空偵察訓練や車両等による地上からの偵察訓練を実施すること。

オ 避難訓練

災害により各現象が発生した場合を想定し、住民の避難訓練を実施すること。

カ 救出・救助訓練

災害により家屋が倒壊した場合を想定し、負傷者の救出・救助訓練を実施すること。

キ 医療救護訓練

災害により多数の傷病者が発生した場合を想定し、医療救護所の開設や傷病者のトリアージ及び応急手当等の医療活動訓練を実施すること。

ク 施設復旧訓練

災害によりライフライン機能が途絶した場合を想定し、これらの施設の応急復旧訓練を実施すること。

第5節 気象業務整備計画

第1 基本方針

災害による被害の防止・軽減を図るため、観測体制の整備等により気象予報・警報等の防災情報の資質向上を図るとともに、適時・適切な伝達体制の整備を図る。

第2 気象業務の実施体制の整備

1 観測施設の整備・維持及び観測資料等の収集・整理

【本編・第2章・第4節・第2・1 参照】

2 情報処理・通信システムの整備・充実

- 盛岡地方気象台は、情報の収集・伝達に必要な通信システム及び防災気象情報の作成に必要な情報処理システムの整備・充実に努める。

(1) 気象官署

【本編・第2章・第4節・第2・2(1) 参照】

(2) 特別地域気象観測所

【本編・第2章・第4節・第2・2(2) 参照】

(3) 航空気象業務施設

【本編・第2章・第4節・第2・2(3) 参照】

(4) 地域気象観測システム（アメダス）

【本編・第2章・第4節・第2・2(4) 参照】

(5) 地震観測施設

施設名	箇所数	設置場所
気象官署	1	盛岡地方気象台
多機能型地震計	8	岩手葛巻、岩手田野畑、岩手大迫、大船渡猪川、一関舞川、宮古長沢、岩手雫石、久慈枝成沢
震度観測点	20	気象官署 1、多機能型地震計設置場所（一関舞川を除く 7 箇所）、宮古市鉾ヶ崎、久慈市川崎町、二戸市福岡、北上市柳原町、奥州市水沢区大鐘町、釜石市只越町、大船渡市大船渡町、岩手洋野町種市、八幡平市大更、雫石町千刈田、山田町八幡町、一関市大東町

(6) 火山観測施設

施設名	箇所数	設置場所
岩手山火山観測点	8	馬返し（地震計、空振計、傾斜計）、八合目小屋（地震計）、滝ノ上温泉（地震計）、黒倉山西（地震計）、赤倉岳北（傾斜計）、柳沢（GNSS）、柏台（監視カメラ）、黒倉山（監視カメラ）
秋田駒ヶ岳火山	4	八合目駐車場（地震計、空振計、傾斜計）、田沢湖高原温泉東（地震

観測点		計)、姿見ノ池西（地震計、傾斜計）、田沢湖高原温泉（GNSS）（いずれも秋田県側）
栗駒山火山観測点	5	耕英（地震計、空振計、傾斜計）、地獄釜北（地震計）、須川（傾斜計）、大柳（監視カメラ）、展望岩頭（監視カメラ）（耕英及び大柳は宮城県側）

（気象庁以外の機関が設置している主な観測施設）

施設等名		箇所数	設置機関	
海底地震・津波システム	地震計	3	1	東京大学地震研究所、東北大学大学院附属地震・噴火予知研究観測センター
全国強震ネットワークシステム	強震計		25	独立行政法人防災科学技術研究所
GNSS 連続観測システム	電子基準点	34	39	国土交通省国土地理院
	地殻変動観測施設	4		
	駿潮場 GNSS 観測局	1		
震度情報ネットワークシステム	計測震度計		59	岩手県（箇所数のうち、9 は科学技術庁から、10 は気象庁からの分岐）
岩手山地震等観測施設	地震計	7	7	東北大学大学院附属地震・噴火予知研究観測センター（臨時観測点及び繰返観測30点を除く）
	傾斜計	5		
	磁力計	4		
	GPS	4		
	地温計	3	3	岩手県
岩手山遠望観測施設	カメラ	17	14	国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所
土石流監視システム	検知センサー		7	（振動センサーを含む）
	雨量計		10	国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所、北上川ダム統合管理事務所
	積雪計		6	
栗駒山火山観測点	GNSS		4	国土交通省国土地理院
			4	東北大学
	地震計		2	防災科学技術研究所

- 仙台管区気象台は、岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山及び八幡平の4火山を対象に、計画的に火山機動観測を実施する。
- 気象庁では、火山活動の活発化等により活動状況をより詳細に把握する必要がある場合等に、臨時の機動観測を実施する。
- 気象庁は、機動観測を実施するために必要な機器等の整備・充実に努める。
- 仙台管区気象台、盛岡地方気象台、県及び火山周辺市町村（以下「周辺市町村」という。）は、火山の異常現象等を早期に把握し、適切な防災対策が実施できるよう、大学等の研究機関との連携を図りながら、調査、観測体制の強化に努める。
- 仙台管区気象台は、気象状態の現況を把握し、地方公共団体の大気汚染防止活動に協力する。

第3 情報収集、伝達体制の整備

- 気象庁は、防災関係機関が行う防災活動の迅速な立ち上がりに資するよう、情報の伝達体制を整備するとともに、防災気象情報を適時・的確に発表し、報道機関の協力を得て住民に周知するよう努める。

通信施設		伝 達 先
通信データ回線	有線データ回線	気象庁 → 盛岡地方気象台
	衛星公衆電話	
部外無線施設		岩手県防災行政情報通信ネットワーク（岩手県）
防災情報提供システム（専用回線）		岩手県（防災課）、釜石海上保安部（警備救難課）、岩手河川国道事務所（調査第一課）、岩手県警察本部（警備課・通信指令課）、NHK盛岡放送局（放送部）、IBC岩手放送（報道部）、テレビ岩手（報道部）、岩手めんこいテレビ（報道部）、岩手朝日テレビ（報道制作部）、エフエム岩手（放送部）、岩手日報社（報道部）、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社（輸送課）、陸上自衛隊岩手駐屯地（第9特科連隊第2科）
専用電話		岩手県（防災課）

- 仙台管区気象台（盛岡地方気象台）は、県内の火山について異常を認めた場合、又は他の機関から火山に関する情報を受け、異常と認めた場合は、火山に関する予報・警報・情報を発表（伝達）する。
- 岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山の各火山防災協議会で合意された避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、仙台管区気象台は「警戒が必要な範囲」と関係機関・住民等が「とるべき防災対応」を5段階に区分した噴火警戒レベルを付して、噴火警戒・予報を発表する。

①火山に関する予報・警報・情報の種類と内容

種 類	内 容
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表。警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は噴火警報（居住地域）又は噴火警報、含まれない場合は噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報として発表。 ・噴火警報（居住地域）又は噴火警報は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	
噴火予報	予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認める場合に発表。
噴火速報	噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表。 なお、以下のような場合には発表しない。 ・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合。 ・噴火が発生した事実を確認できない場合。

<p>火山の状況に関する解説情報</p>	<p>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表。</p> <p>臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示する。</p>
<p>降灰予報</p>	<p>○降灰予報（定時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。 ・ 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。 <p>○降灰予報（速報）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火が発生した火山^{※1}に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。 ・ 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。 <p>※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。</p> <p>降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</p> <p>○降灰予報（詳細）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火が発生した火山^{※2}に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。 ・ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。 <p>※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。</p> <p>降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</p> <p>降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。</p>
<p>火山ガス予報</p>	<p>居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報で、気象庁及び仙台管区気象台が発表する。</p>

火山現象に関する情報等	<p>○火山活動解説資料 地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表。</p> <p>○月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月月上旬に発表。</p> <p>○噴火に関する火山観測報 主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等の情報を直ちに発表。</p>
-------------	--

②噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報

名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発表基準
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される場合
		レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合
	火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合
噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）場合

備考1 噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて警戒を必要とする対象範囲と住民等の対応を5段階に区分して発表する指標である。

2 噴火警戒レベルの詳細は、火山ごとに作成される。

③噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報

名称	対象範囲	キーワード	発表基準
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域 嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生する可能性が高まってきていると予想される場合
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合
	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺 危険	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合
噴火予報	火口内等	活火山であることに留意	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）場合

④岩手山の噴火警戒レベル（概要版）

平成30年3月 岩手山火山防災協議会

名称	対象範囲	（キーワード） レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	（避難）5	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達、あるいは切迫している。
		（避難準備）4	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。 要配慮者及び「特別に被害が予想される区域（施設）」の避難等が必要。	・融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達する可能性がある。

噴火警報（火口周辺） 又は火口周辺警報	火口から居住地近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 状況に応じて要配慮者及び「特別に被害が予想される区域（施設）」の避難準備等が必要。 住民は通常の生活。	・東岩手山の火口から概ね4km以内及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される。
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。 (登山道は入口から立入規制) 住民は通常の生活。	・東岩手山及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される。
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。	状況に応じて火口内への立入規制等。	・火口内で少量の噴気や火山ガス等が発生。

注1) 火口は、東岩手山山頂または西岩手山の大地獄谷から姥倉山付近までの稜線に想定される。

注2) 「特別に被害が予想される区域（施設）」とは、融雪型火山泥流が流下する危険のある「滝沢市一本木地区砂込川沿いの区域」及び「岩手山焼走り国際交流村」を指す。

[岩手山噴火警戒レベル（詳細版）平成19年10月岩手山火山災害対策検討委員会 資料編2-4-3]

[岩手山噴火警戒レベルにおける居住地域等の範囲 資料編2-4-4]

[岩手山の噴火警戒レベル判定基準 資料編2-4-5]

⑤秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル（概要版）平成21年3月 秋田駒ヶ岳噴火警戒レベル検討委員会

名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報（特別警報）	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	噴火による影響で、居住地域に重大な被害が切迫している場合。 ・噴火に伴いカルデラから火砕流、融雪型火山泥流の流出が予想された場合。
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要*。 全山入山規制。	噴火による影響で、居住地域に重大な被害が予想される場合。 ・噴火に伴い火砕流、融雪型火山泥流が発生し、カルデラ縁付近まで到達する恐れがある場合。 ・噴火に伴い噴石が居住地域の近くまで到達すると予想された場合。

火口周辺警報 (警報)	火口から居住地域近くまでの 広い範囲の火口周辺	(入山規制) 3	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等 [※] 。 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	噴火による影響が火口からおおよそ2km以内。 ・噴火に伴いカルデラ内で火砕流、融雪型火山泥流が発生(確認)した場合。 ・噴石がカルデラ縁を越える噴火が発生した場合または、噴火の発生が予想された場合。
	火口から少し離れた所 までの火口周辺	(火口周辺規制) 2	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口域周辺への立入規制等。	噴火による影響が火口から500m以内。 ・地震活動や噴気活動の活発化等により、噴火の発生が予想された場合。
噴火予報 (予報)	火口内等	(活火山であることに留意) 1	火山活動は静穏。	状況に応じて火口内への立入規制等。	火山活動は静穏。 ・女岳北側で弱い噴気活動が見られるが、南部・北部カルデラに目立った表面現象はない。

噴火による影響とは、噴石、火砕流、融雪型火山泥流により、現象が始まってから避難までの時間的な余裕がほとんどなく生命に対する危険性が高い火山現象による影響です。

※ 噴石、火砕流、融雪型火山泥流で、避難道路などが通行不能となる恐れがある区域では、早期避難が必要です。

[秋田駒ヶ岳噴火警戒レベルにおける火山活動の状況と影響範囲 資料編2-4-6]

[秋田駒ヶ岳噴火警戒レベル毎の防災対応 資料編2-4-7]

[秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル判定基準 資料編2-4-8]

⑥栗駒山の噴火警戒レベル(概要版)

平成31年3月 栗駒山火山防災協議会

種別	名称	対象範囲	(キーワード) レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地 或)又は噴火警報	居住地域及びそれ より火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	融雪型火山泥流が居住地域まで到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 有史以降事例なし

			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。要配慮者の避難等が必要。	融雪型火山泥流が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 有史以降事例なし
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 状況に応じて要配慮者の避難準備等が必要。特定地域の避難等が必要。住民は通常の生活。	火口から概ね4km以内に大きな噴石の飛散する噴火の発生またはその可能性。 火口から居住地域近くまで火砕流・火砕サージ・融雪型火山泥流が到達、またはその可能性。 【過去事例】 有史以降事例なし
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。 住民は通常の生活。	火口から概ね800m以内に大きな噴石の飛散、火口周辺に火砕流・火砕サージが流下するような噴火の発生またはその可能性。 【過去事例】 1744年の噴火、1944年の噴火
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性。

※特定地域とは、居住地域よりも栗駒山の想定火口に近いところに位置する温泉等の施設が含まれる地域を指す。居住地域より早期に避難等の対応が必要になる場合がある。（須川温泉周辺地域、イワカガミ平）

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

※レベル3以上の火砕流・火砕サージの影響範囲は、到達範囲の推移など火山活動の状況をみながら判断する。

〔栗駒山噴火警戒レベルにおける避難・規制対象範囲 資料編2-4-9〕

〔栗駒山の噴火警戒レベル判定基準 資料編2-4-10〕

- 国、県、市町村及び関係機関等は、火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等並びに火山活動に関する異常現象について、迅速かつ確実に収集・伝達するシステムを構築するとともに、住民等への広報についても伝達体制の整備を図る。
- 周辺市町村は、山小屋の管理人及び住民等が火山活動に関する異常現象を発見した場合には、発見

者から市町村、県及び盛岡地方気象台等に迅速かつ的確に通報するよう、周知徹底する。

異常現象の内容	
① 噴火現象	噴火（噴石、火砕流、火砕サージ、溶岩流、土石流、火山泥流等）及びこれに伴う降灰等
② 噴火以外の異常現象	ア 火山地域での地震の群発 イ 火山地域での鳴動の発生 ウ 火山地域での顕著な地形変化（山崩れ、地割れ、土地の昇沈陥没等） エ 噴気、噴煙の顕著な異常現象（噴気孔・火孔の新生拡大、移動、噴気・噴煙の量、色、臭、温度、昇華物の異常変化） オ 火山地域での湧泉の顕著な異常変化（湧泉の新生、湧出量、味、臭、色、濁度、温度の異常変化等） カ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大、移動及びそれに伴う草木の立ち枯れ等 キ 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化（量、濁度、臭、色の変化、軽石、死魚等の浮上、発泡、温度の上昇等）

第4 防災知識の普及

【本編・第2章・第4節・第4 参照】

第5節の2 通信確保計画

第1 基本方針

- 1 県、市町村その他の防災関係機関は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 災害時においても通信を確保することができるよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、不燃堅牢化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。
また、通信施設等が損壊した場合において、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保に努める。

第2 通信施設・設備の整備等

1 県防災行政無線

- デジタル方式による衛星通信施設の整備などにより、防災行政情報通信ネットワークの機能拡充を図る。

[岩手県防災行政情報通信ネットワークの整備状況 資料編2-4の2-1]

- 防災行政情報通信ネットワークの関連施設の不燃堅牢化を図る。

2 市町村防災行政無線

- 防災行政無線が未整備の市町村においては、その整備に努め、整備済みの市町村においては、屋外拡声器、戸別受信機等の増設などにより、その機能強化に努める。

[市町村防災行政無線の整備状況 資料編2-4の2-2]

- 防災行政無線、その他の通信施設に係る非常用電源設備の整備等に努め、周辺施設の不燃堅牢化を図る。

3 防災相互通信用無線の整備

- 市町村本部長は、大規模な災害が発生した場合において、消防、警察等の防災関係機関が協力して、災害時の活動を円滑に行うことができるよう、これらの防災関係機関相互で共通運用する無線として、防災相互通信用無線の整備に努める。

[防災相互通信用無線局一覧 資料編2-4の2-3]

4 その他の通信施設の整備

- 防災関係機関は、火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報の伝達、災害情報収集等のため、防災関係機関の内部及び相互間の通信施設・設備の整備を図るとともに、その運用、輸送体制等の整備に努める。
- 防災関係機関は、災害時における円滑な情報の収集及び連絡を実施するため、専用通信施設（災害優先電話を含む。）、コンピュータ等に係る非常用電源設備の整備とその燃料の備蓄及び通信手段の複線化及び不燃堅牢化に努める。

- 防災関係機関は、情報通信関係施設の災害に対する安全性を確保するため、定期的に、点検を実施する。

5 災害時優先電話の指定

【本編・第2章・第4節の2・第2・5 参照】

6 通信運用マニュアルの作成等

【本編・第2章・第4節の2・第2・6 参照】

第6節 避難対策計画

第1 基本方針

- 1 市町村は、火山災害から住民、登山者及び観光客等の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、住民及び観光客等への周知徹底を図る。
 なお、避難計画の作成の際には、異常データ観測・活動活発期における注意喚起、自主避難・避難行動要支援者等の事前避難に対応する内容や、気象庁が発表する噴火警戒レベル及び噴火警報の発表基準に適合した内容を盛り込むこと。
- 2 学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、その周知徹底を図る。
- 3 住民は、災害時に的確な避難行動をとれるよう、平常時から火山災害に対する備えに努める。

第2 避難計画の作成

1 市町村の避難計画

- 警戒地域の指定があった市町村は、火山防災協議会での協議を踏まえて策定した避難計画の内容について、市町村地域防災計画に規定する。
- 関係市町村は、円滑かつ迅速な避難のために、火山ハザードマップに避難対象地域等の避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説、情報伝達に関する事項など、実際に避難行動をとる住民や登山者に必要な防災情報を付け加えた火山防災マップを作成し、住民等に周知する。

2 避難促進施設における避難確保計画

- 市町村は、火山災害発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な集客施設等を避難促進施設に指定し、当該施設に避難確保計画を作成させるとともに、名称及び所在地を市町村地域防災計画に記載する。
- 避難促進施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画を作成・公表し、関係市町村に報告する。
- 避難促進施設の所有者又は管理者は、作成した避難確保計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果について関係市町村に報告する。
- 関係市町村は、避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

3 広域一時滞在

【本編・第2章・第5節・第2・3 参照】

第3 避難場所等の整備等

1 避難場所等の整備

- 市町村は、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、地域の実情に応じ、地区ごとに避

避難場所等を指定するとともにその整備に努める。

この場合、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、避難場所等の指定について、必要に応じて随時見直しを行う。

避難場所	<p>ア 火災の延焼によって生じる幅射熱等から避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、広場、その他の公共空地であること。</p> <p>イ 崖崩れ、火山灰、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物が蓄積されていない場所であること。</p> <p>ウ 避難者が安全に到達できる避難路と連結されている場所であること。</p> <p>エ 避難者1人当たりの必要面積をおおむね2平方メートル以上とし、対象避難地区すべての住民（昼間人口を考慮する）を受入れ可能な場所であること。</p> <p>オ 避難する際に、できるだけ主要道路、鉄道、河川等を横断しなくてすむ場所であること。</p> <p>カ 火山災害に対する緊急避難場所は、火山現象の影響を受けない所で、かつ、住民が短時間で避難が可能な場所であること。</p>
避難所	<p>ア 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。</p> <p>イ 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。</p> <p>ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。</p> <p>エ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。</p> <p>オ 給水、給食施設を有し、又は容易に給水、給食を確保できるものであること。</p> <p>カ 暖房施設・器具を有し、又は容易に暖房器具を確保できるものであること。</p> <p>キ 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されているもの</p> <p>ク 長期の避難生活に対応した避難所を確保すること。</p>

2 避難道路の整備等

- 市町村は、次の事項に留意し、地域の実情に応じ、地区ごとに避難道路を選定するとともに整備に努める。

<p>ア 道路付近に延焼の危険のある建物、危険物施設がないこと。</p> <p>イ 通行不能となった場合の代替経路の確保が可能な道路であること。</p> <p>ウ 火山災害の影響を受ける部分を通過しない道路であること。</p> <p>エ 避難路は、原則として相互に交差しないこと。</p> <p>オ 道路管理者等に周知を図り、迅速な避難及び避難誘導の実施を可能にすること。</p>
--

3 避難場所等の環境整備

【本編・第2章・第5節・第3・3 参照】

第4 避難所の運営体制等の整備

【本編・第2章・第5節・第4 参照】

第5 避難行動要支援者名簿

【本編・第2章・第5節・第5 参照】

第6 避難に関する広報

- 県及び市町村は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、避難場所、火山災害を想定した火山防災マップ、広報誌、インターネット、パンフレット等の活用、講習会、避難防災訓練の実施など、あらゆる機会を利用して、避難に関する広報活動を行い、住民に対する周知徹底を図る。
- 県及び市町村は、登山者等の情報を把握するため、登山者等に対して、登山者カード（登山計画書）の記入、いわてモバイルメールへの登録等を行うよう、観光施設等と連携し、広報活動を行う。

避難場所等に関する事項	ア 避難場所等の名称、所在地 イ 避難場所等への経路
避難行動に関する事項	ア 平常時における避難の心得 イ 避難勧告等の伝達方法 ウ 避難の方法 エ 避難後の心得
災害に関する事項	ア 災害に関する基礎知識 イ 過去の災害の状況

第7 避難訓練の実施

【本編・第2章・第5節・第6 参照】

第8 火山災害に対する住民等の予防措置

1 住民の予防措置

- 火山災害に対する正しい知識を身につける。
 - ア 火山災害は、繰り返し発生し、長期化する。
 - イ 火山の性質、噴火前兆現象の種類と内容、噴火現象とその影響等を知る。
- 日頃から、火山災害に対する備えを怠らない。
 - ア 避難場所、避難道路等を確認する。
 - イ 貴重品、ラジオ、懐中電灯、非常持出品、頭巾又はヘルメット、防塵眼鏡等を準備する。
 - ウ いざというときの対処方法を検討する。
 - エ 防災訓練等へ、積極的に参加する。
- 次の場合は、直ちに避難所に避難する。
 - ア 強い地震を感じたとき
 - イ 鳴動、噴煙等の危険を感じたとき
 - ウ 噴火警戒レベル4又は居住地域を対象とする噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表されたとき

- 正しい情報を、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、ホームページ及びいわてモバイルメール等を通じて入手する。
- 市町村の避難の勧告又は指示に従って行動する。

2 登山者等の予防措置

- 登山者等は、上記1に掲げるもののほか、次に掲げる事項に留意し、登山等を行う。
 - ア 登山等に必要な装備等を用意する。

装備の例

地図、ヘッドライト、非常食、ヘルメット、ゴーグル・防塵眼鏡、防塵マスク、ラジオ、携帯電話等

- イ 登山者カード（登山計画書）を提出する。
- ウ 次の場合は、周囲に声をかけながら、直ちに下山する。
 - ① 揺れ、鳴動等を感じたとき、又は噴煙等を目撃したとき
 - ② 噴火警報（居住地域）若しくは噴火警報又は噴火警報（火口周辺）若しくは火口周辺警報が発表されたとき
 - ③ いわてモバイルメール、緊急速報メール、ラジオ等により下山を促す呼びかけがあったとき
 - ④ 噴火速報が発表されたとき

第6節の2 災害医療体制整備計画

第1 基本方針

- 1 災害発生直後から災害中長期にわたり、災害や被災地の状況に応じた適切な医療救護を行うための体制をあらかじめ構築する。
- 2 ライフラインの機能停止、医療施設自体の被災による機能低下等に対応するため、災害拠点病院等を整備することにより、後方医療体制の確保を図る。

第2 災害拠点病院

1 災害拠点病院の指定

【本編・第2章・第5節の2・第2・1 参照】

2 医療機関の防災能力の向上

【本編・第2章・第5節の2・第2・2 参照】

第3 岩手DMATの体制強化

【本編・第2章・第5節の2・第3 参照】

第4 医薬品及び医療資機材の供給体制の整備

【本編・第2章・第5節の2・第4 参照】

第5 広域災害・救急医療情報システムの整備

【本編・第2章・第5節の2・第5 参照】

第6 災害中長期への備え

【本編・第2章・第5節の2・第6 参照】

第6節の3 食料・生活必需品等の備蓄計画

第1 基本方針

県及び市町村は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の物資の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、県民及び事業所における物資の備蓄を促進する。

第2 県及び市町村の役割

1 県の役割

【本編・第2章・第6節の2・第2・1 参照】

2 市町村の役割

【本編・第2章・第6節の2・第2・2 参照】

第3 県民及び事業所の役割

1 県民の役割

【本編・第2章・第6節の2・第3・1 参照】

2 事業所の役割

【本編・第2章・第6節の2・第3・2 参照】

第7節 要配慮者の安全確保計画

第1 基本方針

- 1 県は、市町村その他の防災関係機関、要配慮者関係団体、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、要配慮者の安全確保を図るため、災害時の情報収集・伝達及び避難誘導等の体制づくりを支援する。

特に、市町村に対しては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にした避難行動要支援者の情報の収集及び防災関係機関への提供のための体制づくりの支援を行うとともに、その進捗状況等を確認する。

- 2 市町村は、避難勧告等の判断・伝達マニュアル及び避難行動要支援者避難支援計画等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、県その他の防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。

第2 実施要領

【本編・第2章・第6節・第2 参照】

第8節 孤立化対策計画

第1 基本方針

- 1 県は、関係機関と連携を図りながら、災害時における孤立化対策を総合的に推進する。
- 2 市町村は、道路状況や通信手段の確保の状況等から孤立化が想定される地域をあらかじめカルテ化し、最新の状況を随時把握するなど、予防対策に努める。

第2 災害時孤立化想定地域の状況

【本編・第2章・第7節・第2 参照】

第3 孤立化想定地域への対策の推進

【本編・第2章・第7節・第3 参照】

第9節 入山規制計画

第1 基本方針

- 1 登山道を有する市町村は、火山の異常データ観測・活動活発期には、関係機関等と連携し、必要に応じ入山規制を実施する。
- 2 登山道を有する市町村は、火山活動の状況に応じ、登山者安全対策計画に基づき登山者に対する火山情報等の伝達システムの整備等を図り規制を緩和する。
- 3 計画の作成に当たっては気象庁が発表する噴火警戒レベル及び噴火警報の発表基準に適合した内容を盛り込む。

第2 入山規制・緩和の実施

- 登山道を有する市町村は、火山活動の状況に応じて、入山規制・緩和・解除を行う。
- 登山道を有する市町村は、入山規制の実施、緩和及び解除について、火山防災協議会での協議や有識者等の助言を踏まえて統一的に実施する。
- 入山規制の実施については、関係機関等に周知するとともに、登山者及び住民等に広報し、周知徹底する。

第10節 防災施設等整備計画

第1 基本方針

災害時において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、計画的に防災施設等を整備し、災害時における応急活動対策の整備を推進する。

第2 防災施設等の機能強化

【本編・第2章・第8節・第2 参照】

第3 公共施設等の整備

- 県及び市町村は、避難路、避難地（都市部における公園、緑地、道路などの住民の避難地を含む。）等を整備するとともに、避難所となる学校等の公共施設の不燃堅牢化に努める。
- 防災関係機関は、災害応急対策上の重要施設、広域経済活動上の重要施設、多数を収容する重要施設等についての不燃堅牢化及び非常用電源設備の整備に努める。

第4 消防施設の整備

- 市町村は、地域の実情に則した消防車両、消防水利、その他の消防施設、設備を整備拡充し、常時点検整備を行う。
- 市町村は、火山災害時の消防水利を確保するため、貯水槽、自然水利等を整備する。

第5 防災資機材等の整備

【本編・第2章・第8節・第6 参照】

第11節 建築物等安全確保計画

第1 基本方針

- 1 都市災害を防止し、被害を最小限に食い止めるため、建設物の不燃堅牢化の促進、防災空間の確保、市街地の再開発等を推進することにより、都市の防災化を図る。
- 2 文化的遺産であり、歴史上・学術上又は芸術上価値の高い文化財を災害から守り、後世に伝えるために、文化財保護思想の普及徹底を図るとともに、防災施設の整備等を計画的に進める。

第2 建築物の不燃堅牢化の促進

1 防火地域、準防火地域の指定

- 市街地の建築物の状況等を考慮し、防火地域等の見直しを行い、地域指定を促進する。
〔防火地域、準防火地域指定状況 資料編2-9-1〕

2 公営住宅の不燃堅牢化の促進

- 公営住宅、改良住宅等の公的住宅の不燃堅牢化を促進し、住宅団地の防災強化を図る。
- 周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペース等の適切な配置を考慮した団地造りを推進する。

3 民間住宅の不燃堅牢化の促進

- 市街地における住宅の不燃堅牢化、防災面での行政指導を強化し、民間住宅の不燃堅牢化を積極的に促進する。

第3 防災空間の確保

1 緑の基本計画

【本編・第2章・第9節・第3・1 参照】

2 都市公園の整備

【本編・第2章・第9節・第3・2 参照】

第4 市街地再開発事業等による都市整備

1 市街地再開発事業

【本編・第2章・第9節・第4・1 参照】

2 密集住宅市街地整備促進事業

- 老朽住宅が密集する地区において、老朽住宅を建て替えることにより、不燃堅牢化を図るとと

もに、道路、公園等の公共施設を整備するため、市町村及び地区住民と協調のもとに、密集住宅市街地整備促進事業を推進する。

3 がけ地近接等危険住宅移転事業

【本編・第2章・第9節・第4・3 参照】

4 土地区画整理事業

【本編・第2章・第9節・第4・4 参照】

第5 建築物の安全確保

- 建築物に係る防災意識の高揚を図るため、日常業務における防災指導を実施するほか、毎年、上期と下期に、建築物防災週間を設け、各種防災啓発活動を実施するとともに、建築物防災週間を設け、各種防災啓発活動を実施するとともに、建築物防災相談所を設置し、県民に対する情報提供を行う。
〔建築物防災週間防災査察実施状況 資料編2-9-7〕
- 火山災害に対する建築物の構造及び防災上の安全を確保するため、関係者に対する指導を行う。
- 学校、病院、庁舎等の主要建築物については、火山災害時における避難及び救助活動の拠点建築物として位置付け、その機能を確保するよう指導する。

第6 宅地の安全確保

- 宅地造成に伴う災害及び火山災害による災害の防止を図るため、宅地造成等規制区域及び災害危険区域の適切な指定を行い、安全確保の指導に努める。
〔災害危険区域の指定箇所 資料編2-9-8〕
〔宅地造成等規制区域の範囲 資料編2-9-9〕

第7 防火対策の推進

【本編・第2章・第9節・第7 参照】

第8 文化財の災害予防対策

1 文化財保護思想の普及

【本編・第2章・第9節・第8・1 参照】

2 防災施設等の整備

【本編・第2章・第9節・第8・2 参照】

3 文化財防災組織の編成、訓練等

【本編・第2章・第9節・第8・3 参照】

第12節 交通施設安全確保計画

第1 基本方針

災害による道路施設、鉄道施設、港湾施設及び空港施設の被害を防止し、又は軽減し、交通機能を確保するため、施設、災害対策用資機材の整備等を図る。

第2 道路施設

1 道路整備

【本編・第2章・第10節・第2・1 参照】

2 トンネルの整備

【本編・第2章・第10節・第2・2 参照】

3 障害物除去用機材の整備

- 事故車両、倒壊物、落下物、火山灰等を排除して、災害時の緊急交通路としての機能を確保するため、レッカー車、クレーン車、工作車、道路清掃車等の障害物除去用資機材の分散配備、増強に努める。

第3 鉄道施設

1 鉄道施設の整備

- 橋梁、木工造物等の線路建造物及び電気、建築施設を主体に、線区に応じた補強及び降灰対策を推進する。

2 防災業務施設・設備の整備

- 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達、情報の収集、観測施設相互間の連絡等に必要な気象観測設備、通信連絡設備、警報装置等を整備する。
- 火山災害が発生した場合の情報収集、連絡等を行うため、携帯電話、可搬型衛星通信装置など無線系通信設備を配備するなど、通信施設の整備充実を図る。

3 復旧体制の整備

【本編・第2章・第10節・第3・3 参照】

第4 空港施設

【本編・第2章・第10節・第5 参照】

第13節 ライフライン施設等安全確保計画

第1 基本方針

- 1 火山災害による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の災害を防止し、又は軽減するため、施設・設備、災害対策用資機材の整備等を図るとともに、巡視点検の実施等安全対策に万全を期する。
- 2 また、必要に応じて、系統多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保を推進する。

第2 電力施設

- 電気事業者は、火山災害による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、火山災害に応じた設備、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。

1 施設整備

① 土石流及び火山泥流対策

発電設備（水力、地熱）		<ul style="list-style-type: none"> ○ 火山災害の想定に基づき、防水壁、排水ポンプの設置、機器のかさ上げ、建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。 ○ 特に、土石流及び火山泥流に対する被害防止に重点を置き、次の箇所点検、設備を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ア ダム、取水口の諸設備、調整池及び貯水池の上・下流護岸 イ 導水路と溪流との交叉地点及びその周辺地形との関係 ウ 護岸、水制工、山留壁
送電設備	架空電線路	○ 火山災害が想定される箇所のルート変更、擁護強化等を実施する。
	地中電線路	○ ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。
変電設備		○ 浸冠水等のおそれのある箇所は、浸水想定高に応じて屋外機器操作函等への防水対策や周囲柵の嵩上げと正門の防水対策（または減災対策）を計画、実施する。

② 降灰対策

水力発電・変電設備	○ 設備の隠蔽化等を実施する。
-----------	-----------------

③ 雷害対策

送電設備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 架空地線の設置、避雷装置の取付け、接地抵抗の低減を行う。 ○ 電力線の溶断防止のため、クランプの圧縮化、アーマロッドの取付け等を行う。 ○ 気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替を行い、災害の拡大防止に努める。
------	---

変電設備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避雷器を設置するとともに、必要に応じ、耐雷しゃへいを行う。 ○ 重要系統の保護継電装置を強化する。
配電設備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 襲雷頻度の高い地域においては、避雷器及び架空地線を取付け、対処する。

④ 火砕流・火砕サージ・溶岩流対策

火砕流・火砕サージ・溶岩流の火山災害は事故防止できない現象であることから、施設の整備等は、必要に応じて、系統多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保を推進する。

2 電気工作物の予防点検等

【本編・第2章・第11節・第2・2 参照】

3 災害対策用資機材の確保等

【本編・第2章・第11節・第2・3 参照】

4 ヘリコプターの活用

【本編・第2章・第11節・第2・4 参照】

第3 ガス施設

【本編・第2章・第11節・第3 参照】

第4 上下水道施設

1 上水道施設

○ 水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、災害による上水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設、資機材の整備等を図る。

① 施設の整備

貯水、取水、導水施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管路は、耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁など耐震性を考慮した構造、材質とする。 ○ 水源については、取水口上流等の周辺の状況を把握し、火山災害の源水水質の安全が確保できるかを確認し、複数水源間の連絡管の敷設、地下水等の予備水源の確保を図る。
浄水施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ ポンプ回りの配管、構造物との取付け管、薬品注入関係の配管設備等について、耐震化のための整備増強を図る。 ○ 浄水施設等は、被災時の停電を考慮して、必要最小限の自家用発電設備の整備を図る。
送、配施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 送、配水幹線は、耐震性継手、伸縮可とう管など耐震性の高い構造、工法とするほか、配水系統間の相互連絡を行う。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">○ 配水管は、管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等を行う。○ 既設管は、漏水防止作業を実施し、破損及び老朽管を発見して、敷設替え等の改良を行う。 |
|--|--|

② 給水体制の整備

- 市町村及び水道事業者等は、災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水（一人当たり1日3リットル以上）の供給を確保できるよう、ろ過器の配備、給水タンク車の増強、応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄増強を図る。

2 下水道施設

【本編・第2章・第11節・第4・2 参照】

第5 通信施設

1 電気通信設備

【本編・第2章・第11節・第5・1 参照】

2 放送施設

【本編・第2章・第11節・第5・2 参照】

第14節 危険物施設等安全確保計画

第1 基本方針

危険物災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

第2 石油类等危険物

1 保安教育の実施

【本編・第2章・第12節・第2・1参照】

2 指導強化

- 県は、市町村が行う許可及び消防機関による立入検査等に対し、指導助言を行い、災害防止に努める。
- 消防機関は、危険物施設に対し、次の事項を重点に、立入検査等を実施する。なお、火山災害による危険物施設等への影響にも留意する。

ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理の検査

イ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法の検査及び安全管理指導

ウ 危険物施設の所有者等、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置指導

3 屋外貯蔵タンクからの流出油事故対策

【本編・第2章・第12節・第2・3参照】

4 自衛消防組織の強化措置

- 危険物施設の所有者等は、自衛消防隊の組織化を推進し、特に、火山災害時における自主的な災害予防体制の確立を図る。
- 危険物施設の所有者等は、隣接する事業者との相互応援に関する協定を締結するなど、効率ある自衛消防力の確立を図る。

5 化学防災資機材の整備

【本編・第2章・第12節・第2・5参照】

第3 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

1 保安意識の高揚

【本編・第2章・第12節・第3・1参照】

2 規制の強化

【本編・第2章・第12節・第3・2参照】

3 自主保安体制の整備指導

【本編・第2章・第12節・第3・3 参照】

第4 毒物、劇物災害予防対策

【本編・第2章・第12節・第4 参照】

第5 放射線災害予防対策

【本編・第2章・第12節・第5 参照】

第15節 土砂災害予防計画

第1 基本方針

火山災害等による土砂災害を防止するため、火山治山・砂防事業、土石流対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を実施するとともに、地域住民の避難基準及び災害警戒体制を整備する。

第2 地すべり防止対策事業

【本編・第2章・第16節・第2 参照】

第3 土石流対策事業

【本編・第2章・第16節・第3 参照】

第4 山地災害予防事業

【本編・第2章・第16節・第4 参照】

第5 急傾斜地崩壊対策事業

【本編・第2章・第16節・第5 参照】

第6 火山治山・砂防事業

- 県及び市町村等は火山災害の発生に備え、あらかじめ火山治山・砂防計画を策定し、治山・砂防施設等を整備する。
- 県及び市町村等は火山治山・砂防計画の策定経過及び内容に関する情報公開を十分に行い、治山・砂防設備の有効性等について住民等への啓発・周知をする。岩手山火山における土石流対策の必要がある溪流（40 溪流）

【砂防対応】

	直 轄	県	合 計
溪流数	15	7	22

【治山対応】

	国有林	民有林	合 計
溪流数	10 (7)	1 (7)	18

※溪流数は、個々の事業者単独で実施する数で、() 内は両者重複して実施する数を表す。

第7 土砂災害緊急情報の発表

【本編・第2章・第16節・第8 参照】

第16節 火災予防計画

第1 基本方針

- 1 火山災害発生時における同時多発的な火災の発生を防止し、又は拡大を防止するため、防火思想の普及、出火防止、初期消火の徹底等を図る。
- 2 消防施設の整備等による消防力の充実強化を図る。

第2 出火防止、初期消火体制の確立

【本編・第2章・第17節・第2 参照】

第3 消防力の充実強化

- 市町村は、火山災害による大火災等に対処しうる消防力を確保するため、消防力の充実強化に努めるものとし、県は、これに必要な指導、援助を行う。

1 総合的な消防計画の策定

- 火山災害が発生した場合における防災活動に万全を期するため、次に掲げる事項を踏まえた総合的な消防計画を策定する。

災害警防計画	消防機関が、適切かつ効果的な警防活動を行うための活動要領の基準等を定める。
火災警防計画	火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等を定める。
危険区域の火災防ぎょ計画	木造建築物の密集地域、消防水利の状況等により、火災が発生すれば拡大が予想される地域について定める。
特殊建築物の防ぎょ計画	建物の構造、業態、規模から判断して、火災が発生した場合、延焼拡大し、人命救助の必要のある高層建築物、地下街等について定める。
危険物の防ぎょ計画	爆発、引火、発火、その他火災の防ぎょ活動上危険な物品を貯蔵する建物、場所等について定める。
ガス事故対策計画	ガス漏洩事故、ガス爆発事故等に際し、消防機関をはじめ関係機関相互の協力のもとに、被害の軽減を図るための対策について定める。

2 消防活動体制の整備強化

- 火災発生時における初動体制を確立するため、消防署、消防出張所等の分散配置、消防機械装備の近代化等に努めるとともに、広域消防体制の整備を図る。

〔消防組織法第39条に基づく消防相互応援協定の締結状況調 資料編2-17-1〕

3 消防施設等の整備強化

(1) 消防特殊車両等の増強

ア 特殊車両等の増強

- 建築物の高層化、複雑化等に伴う火災の立体化、特異化に対応した人命救助及び消火活動を実施するため、はしご車、化学車等の特殊車両及び特殊装備の増強を図る。

イ 可搬式小型動力ポンプの増強

- 災害時の道路損壊等による交通障害下において、同時多発火災に対処できるよう、消防署所等への可搬式小型動力ポンプの増強を図る。

(2) 消防水利の確保

- 噴火による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

(3) 消防通信施設の整備

- 災害応急対策活動時における防災関係機関との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信施設の整備充実を図る。

(4) ヘリコプターの離着陸場の確保

- ヘリコプターによる空中消火活動を実施するため、ヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所の確保及び適正な配置に努める。

第17節 農林水産業災害予防計画

第1 基本方針

- 1 火山災害における農林水産関係の被害を最小限に防止するため、火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の迅速な伝達を図るとともに、予防技術対策の充実と普及を進める。
- 2 県及び市町村は予防技術対策の充実を図るとともに、農林水産業団体、農林水産業者等に対し周知徹底を図る。

第2 予防対策

- 火山災害による被害を最小限に防止することに重点を置き、次の対策を実施する。
 - ア 火山情報及び気象予報・警報等情報伝達の強化
 - イ 降灰に対処するためのビニール等による農産物等の被覆などの予防技術の周知徹底
 - ウ 降灰、泥流による濁水による養殖魚の斃死等に対処するための取水制限、餌止め等の予防技術の周知徹底
 - エ 農林水産物生産、流通、加工現場における安全確認の実施
 - オ 生鮮食品の輸送力の確保
 - カ 病害虫の発生に備えた防除施設及び設備の整備
 - キ 被害程度に応じた代付転換、種苗確保及び対応技術の指導
 - ク 家畜の避難先・飼料の確保、栄養保持及び家畜伝染病の発生防止

第18節 火山災害に関する調査研究及び監視観測の推進等

第1 基本方針

火山災害は、①噴火に伴い発生する現象が多岐にわたること。②長期化する恐れがあること。③被害が複数の市町村に及ぶこと。④被害や影響が多方面にわたること。等の特徴をもっており、国、県、市町村その他の防災関係機関、学識者等は共通認識のもと役割分担を明確にした上で、互いに連携し、一体となって防災対策を推進する必要がある。

したがって、火山災害対策を総合的、計画的に推進するに当たり、被害を最小限とする有効な具体策を樹立するための指標として、各種災害の要因、態様、被害想定及びその対策等について、科学的な調査研究の推進を図る。

第2 調査研究

- 国、県、市町村その他の防災関係機関等は、研究機関等との連携を深め、次の調査研究の推進を図る。

	調 査 項 目
火山活動に関する調査研究	ア 災害想定に関する調査研究 イ 火山活動に関する調査研究 ウ 火山噴火予知に関する調査研究 エ その他必要な調査研究
火山防災対策に関する調査研究	ア 避難に関する調査研究 イ 火山活動の長期化に起因する災害に関する調査研究 ウ 二次災害に関する調査研究 エ その他必要な調査研究

第3 火山観測体制の充実・強化

火山噴火による災害を軽減するためには、平常時から火山の監視観測に努め、いち早く噴火の前兆現象を把握することなどが重要であることから、火山監視観測体制の充実等の促進に努める。

第19節 防災ボランティア育成計画

第1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動についての普及啓発を図る。
- 2 防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。
- 3 防災ボランティアの登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第2章・第22節・第2 参照】

第3 実施要領

1 防災ボランティア・リーダー等の養成

【本編・第2章・第22節・第3・1 参照】

2 防災ボランティアの登録

【本編・第2章・第22節・第3・2 参照】

3 防災ボランティアの受入体制の整備

【本編・第2章・第22節・第3・3 参照】

4 関係団体等の協力

【本編・第2章・第22節・第3・4 参照】

第20節 事業継続対策計画

第1 基本方針

- 1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、自ら防災体制の整備や防災訓練、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努めるなど防災力向上を図る。
- 2 県、市町村及び関係団体は、企業等の防災力向上の促進に努める。
- 3 県及び市町村は、災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画を策定するよう努める。

第2 事業継続計画の策定

【本編・第2章・第23節・第2 参照】

第3 企業等の防災活動の推進

【本編・第2章・第23節・第3 参照】

第 3 章 災害応急対策計画

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

第1 基本方針

- 1 県、市町村その他の消防関係機関は、火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。
- 2 職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。
- 3 火山災害時における災害応急対策の実施に当たっては、十分な人員を確保できるよう各部局間における人員面での協力体制を確立するとともに、退職者や民間人材等の活用も含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。
- 4 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市町村その他の防災関係機関は、平常時からの火山防災協議会での共同検討の結果を踏まえ、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。
また、火山災害時における各災害応急対策の実施に係る関係業者・団体との協力体制の強化を図る。
- 5 県及び市町村は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。また、県は市町村長に対し、学識者等の意見を踏まえ、必要な助言を積極的に行う。
- 6 県及び市町村は、複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置調整など、必要な調整を行う。

第2 県の活動体制

県は、県の地域に火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、岩手県災害特別警戒本部（以下本節中「災害特別警戒本部」という。）又は岩手県災害対策本部（以下本節中「災害対策本部」という。）を設置する。

1 災害特別警戒本部

- 災害特別警戒本部は、「岩手県災害警戒本部設置要領」（資料編5-8）に基づき設置し、主に災害情報の収集及び応急対策を行う。

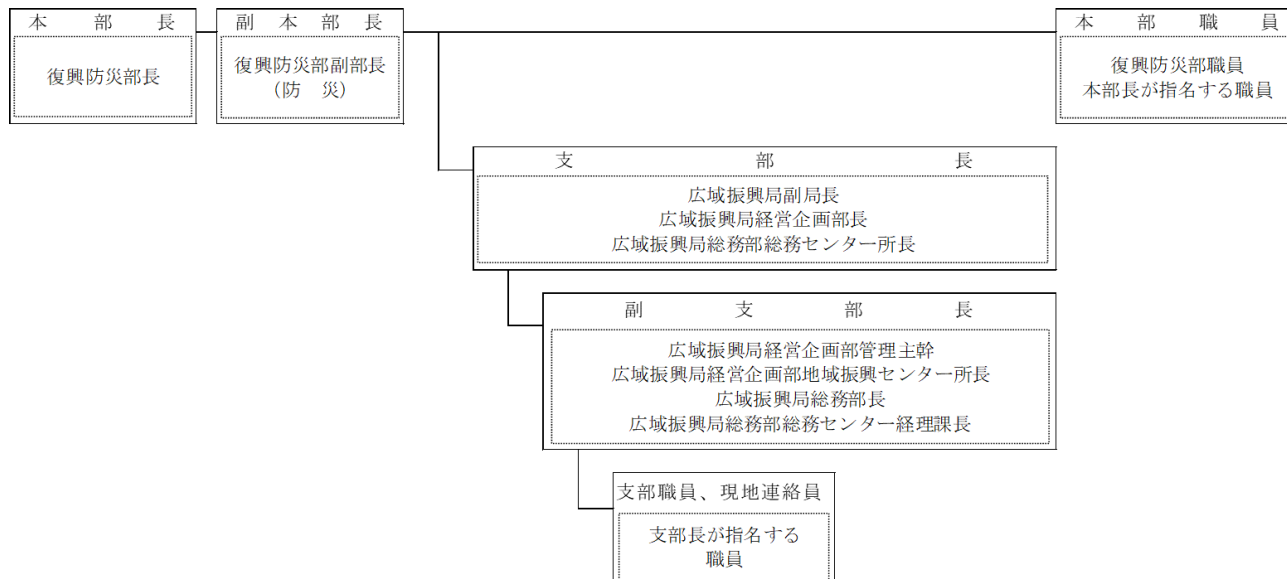
(1) 設置基準

設 置 基 準	設 置 の 対 象
岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報のうち噴火警戒レベル3	当該火山が所在する市町村を管轄する地方支部

が発表された場合	
八幡平に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報（キーワードが「入山危険」の場合に限る。）が発表された場合	当該火山が所在する市町村を管轄する地方支部

(2) 組織

○ 災害特別警戒本部の組織は次のとおりである。



(3) 分掌事務

○ 災害特別警戒本部の分掌事務は、次のとおりである。

- ア 火山に関する予報・警報・情報、気象予報・警報等の受領、情報収集及び関係機関への伝達
- イ 各地域の地象等に関する状況及び被害発生状況の把握
- ウ 市町村等の対応状況の把握
- エ 応急措置の実施
- オ その他の情報の把握

(4) 関係各課の防災活動

○ 災害警戒本部の設置と並行して、関係各課においては、次の防災活動を実施する。

部	課 等	出 先 機 関	担 当 内 容
復興防災部	復興くらし再建課	広域振興局 保健福祉環境部等	人的被害及び住家被害情報の収集
保健福祉部	保健福祉企画室	広域振興局 保健福祉環境部等	社会福祉施設等被害情報の収集
農林水産部	農林水産企画室	広域振興局 農政（林）部 水産部等	1 農業施設被害情報の収集 2 農作物等被害情報の収集 3 家畜等被害情報の収集 4 水産関係被害情報の収集

	農村建設課	広域振興局 農政（林）部等	農地農業用被害情報の収集
	森林保全課	広域振興局 農政（林）部等	治山施設被害情報の収集
県土整備部	道路環境課	広域振興局 土木部等	交通規制情報の収集
	河川課		1 河川水位情報の収集 2 降水情報の収集 3 ダムの流量調整
	砂防災害課		国土交通省所管土木施設被害情報の収集
	港湾課		港湾施設被害情報の収集
	都市計画課		都市施設等被害情報の収集
	下水環境課	広域振興局 土木部等 流域下水道事務所	下水道施設被害情報の収集
警察本部	警備課	警察署	1 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達 2 災害情報及び気象情報の収集 3 警備部隊の招集、配置及び運用

注) 警察本部においては、「岩手県警察災害警備警戒本部」を設置し、上記活動を行う。

(5) 廃止基準等

- 災害特別警戒本部は、噴火警報等が解除された場合等において、本部長が、災害のおそれなくなったと認めるときに廃止する。
- 本部長は、災害による被害が相当規模を超えると見込まれる場合は、災害特別警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

2 災害対策本部

- 災害対策本部は、災害対策基本法第 23 条の規定に基づき設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。
- 災害対策本部は、国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が置かれたときは、これと密接な連絡調整を図り、支援、協力等を求める。なお、県は、火山災害時における国等との円滑な連携を期するため、非常災害対策本部等の現地災害対策本部が設置される場合に備え、あらかじめ設置場所の検討を行う。

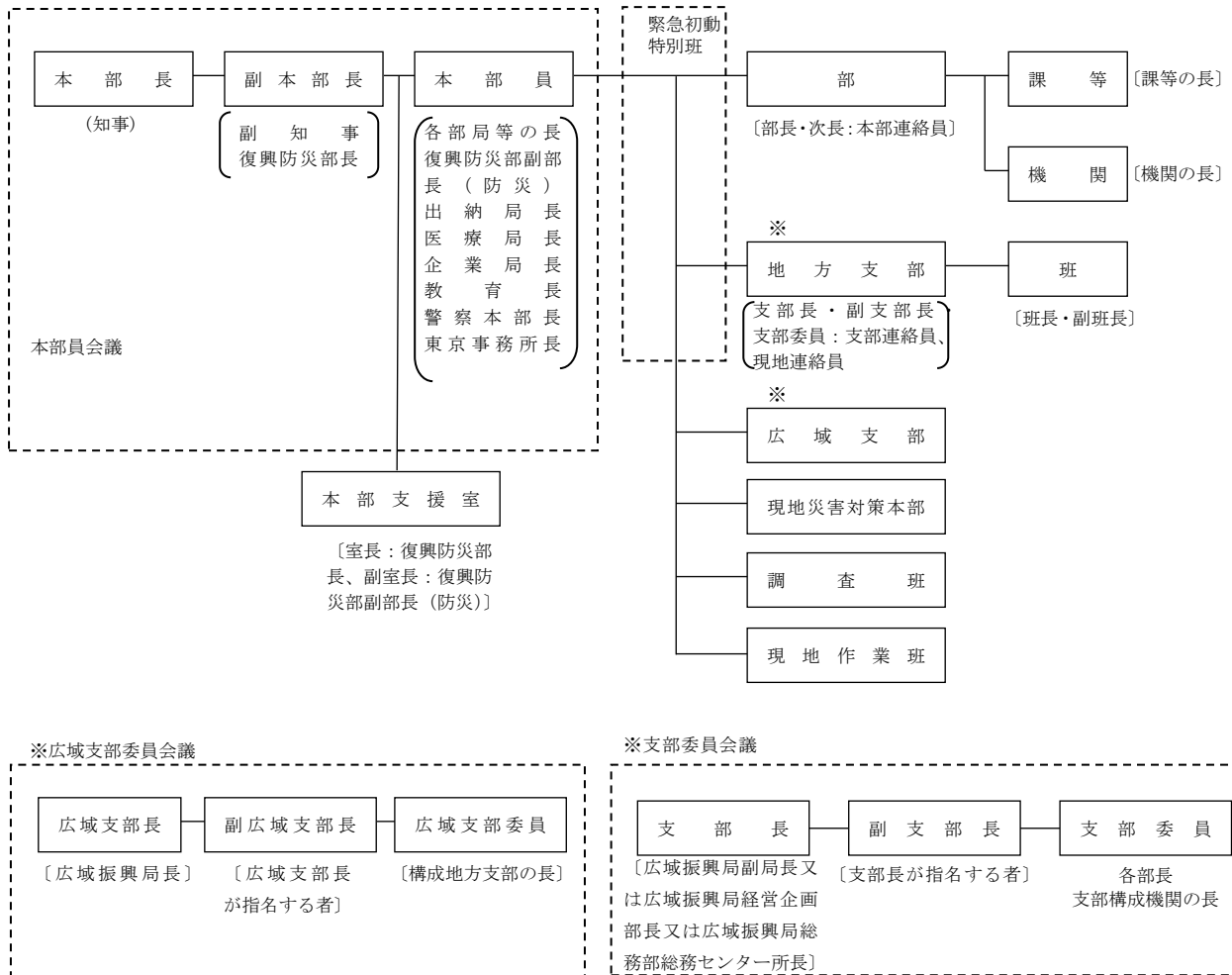
(1) 設置基準

区分	設置基準（広域支部及び地方支部は配備基準）	配備職員の範囲
(1) 指定職員配備 (1号)体制	本部 ア 岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 イ 八幡平に噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合	別表第8に掲げる構成機関又は組織の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したものと並びに本部支援室の職員
	広域支部及び地方支部 ア 所管区域内の火山（岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 イ 所管区域内の火山（八幡平に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表された場合	配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の別表第8に掲げる構成機関又は組織の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したものの
(2) 主査以上配備 (2号)体制	本部 ア 岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 イ その他本部長が特に必要と認めた場合	主査相当職以上の全職員及び本部支援室の職員
	広域支部及び地方支部 ア 所管区域内の火山（岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 イ その他本部長が特に必要と認めた場合	配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の主査相当職以上の全職員
(3) 全職員配備 (3号)体制	本部 ア 大規模な災害が発生した場合において、本部長が本部のすべての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。 イ その他本部長が特に必要と認めた場合	全職員
	広域支部及び地方支部 ア 大規模な災害が発生した場合において、本部長が本部のすべての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。 イ その他本部長が特に必要と認めた場合	配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の全職員

注) 上記中欄の「広域支部及び地方支部の配備基準」及び上記右欄の「配備職員の範囲」は、「岩手県災害対策本部規程」（資料編5-7）に基づく。

(2) 組織

○ 災害対策本部の組織は、次のとおりである。



ア 本部員会議

○ 本部員会議は、災害応急対策の総合的方針を決定するとともに、各部において実施する災害応急対策の連絡、調整を行う。

イ 広域支部委員会議

○ 広域支部委員会議は、広域的な災害応急対策の連絡、調整を行う。

ウ 支部委員会議

○ 支部委員会議は、各班において実施する災害応急対策の連絡、調整を行う。

エ 部

○ 部は、本庁における災害活動組織として、本部員会議の決定した方針に基づき、災害応急対策の実施に当たる。

○ 本部には、本部長の命令の伝達、各部間の連絡調整及び情報収集を行うため、各部長が当該部内の職員のうちから指名する本部連絡員を置く。

オ 広域支部

○ 広域支部は、管内の地方支部間との調整を図りながら、地方における広域的な災害応急対策の実施にあたる。

カ 地方支部

- 地方支部は、災害現地における災害活動組織として、管内の市町村と緊密に連絡の上、災害応急対策の実施に当たる。
- 地方支部には、支部長の命令の伝達、各班間の連絡調整及び情報収集を行うため、各班長が当該班員内の職員のうちから指名する支部連絡員を置く。
- 支部長は、災害時に市町村その他の関係機関において情報の収集及び地方支部から本部への情報の伝達に当たらせるため、職員の中から現地連絡員を2人以上指名する。
- 本部長又は広域支部長若しくは地方支部長は、必要と認めるときは、被災市町村に現地連絡員を2人以上派遣する。

キ 現地災害対策本部

- 現地災害対策本部は、大規模な災害が発生した場合において災害応急対策を実施するため、本部長が必要と認めるときに設置し、災害地にあつて災害対策本部の事務の一部を行う組織として、災害情報の収集、地方支部及び現地作業班等の指揮監督並びに市町村その他の防災関係機関との連絡調整を行う。
- 現地災害対策本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員で構成する。
- 現地災害対策本部長は広域支部長をもって充て、現地災害対策本部員は現地災害対策本部長が広域支部及び地方支部の職員のうちから指名する。

ク 本部支援室

- 本部支援室は、各部の総合調整、関係機関との連絡調整等を行い、岩手県災害対策本部規程で定められた分掌事務を処理する。
- 本部支援室長は、分掌事務の処理が困難となった場合等必要と認めるときは、人事委員会、監査委員、労働委員会及び収用委員会の事務局の長に対し、応援を要請することができる。

ケ 緊急初動特別班

- 本部長及び地方支部長は、夜間、休日等の勤務時間外における災害発生時において、災害対策本部の活動体制が整うまでの間の初動体制を確立するため、緊急初動特別班を設置する。
- 緊急初動特別班員は、毎年度、各部長及び地方支部長の推薦に基づき復興防災部防災課総括課長が指名する。
- 緊急初動特別班は、復興防災部防災課総括課長及び地方支部長直属の組織とし、本部又は地方支部の活動体制が整うまでの初動組織として活動する。
- 緊急初動特別班員は、本部又は地方支部から配備指令があつた場合又は災害対策本部主査以上配備（2号）に係る設置基準に該当する事態が発生したと認識した場合は、直ちに所定の参集場所に参集し、担当業務を遂行する。
- 復興防災部防災課総括課長又は地方支部長は、本部又は地方支部の体制が整い、緊急初動特別班が所期の目的を達したと認める場合は、これを解散し、所属先に身分を移管する。

コ 調査班

- 調査班は、本部長が必要と認めるときに設置し、災害現場における被害状況並びに被災市町村における行政機能の状況及び必要な支援内容等を調査し、本部長に報告する。
- 班長は、本部長が指名し、班員は、復興防災部防災課総括課長が関係部長と協議の上、

指名する。

サ 現地作業班

- 現地作業班は、本部長が災害現地における応急対策活動上必要があると認めるときに設置し、救護、感染症予防の指導その他の災害応急対策の実施又は指導に当たる。
- 班長及び班員は、所管の部長が指名する。

(3) 分掌事務

- 災害対策本部の分掌事務は、「岩手県災害対策本部規程」(資料編5-7)に定めるところによる。この場合において、同規程が改正されたときは、この計画が修正されるまでの間は、この計画の定めは、同規程の改正内容により修正されたものとみなす。
- 各部は、平常時から所管する次の事項について、活動マニュアルを作成するなど、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法を定め、及び当該活動マニュアルに基づいて訓練を行うなど、災害時の分掌事務を遂行するために必要な準備を行う。

区 分		活 動 項 目
災 害 発 生 前	1 事前の情報収集、連絡調整	(1) 気象状況の把握及び分析 (2) 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の迅速な伝達 (3) 盛岡地方气象台、広域振興局、市町村その他の防災関係機関との連絡、配備体制、予防対策、避難対策の事前打合せ及び警戒体制の強化
	2 災害対策用資機材の点検整備	(1) 災害対策用物資及び機材の点検整備 (2) 医薬品及び医療資機材の点検整備 (3) 感染症予防用薬剤及び感染症予防用資機材の点検整備
	3 公安警備対策	(1) 避難勧告、避難指示(緊急)及び避難誘導及びその準備 (2) 交通規制の実施
	4 避難対策	(1) 市町村長に対する避難勧告、避難指示(緊急)の助言 (2) 避難勧告、避難指示(緊急)の放送要請 (3) 避難状況の把握 (4) 避難所の設置、運営に対する支援
	5 活動体制の整備	(1) 本部員となる部局長による対策会議の設置 (2) 広域振興局に対する本庁の対策動向の連絡 (3) 自衛隊連絡職員の県本部への派遣要請 (4) 医療部各医療救護班の活動開始準備
	6 活動体制の徹底	(1) 本部、広域支部及び地方支部の配備体制及び職員の配備指令の徹底 (2) 報道機関に対する本部設置の発表 (3) 市町村その他の防災関係機関に対する本部設置の通知 (4) 災害応急対策用車両等の確保 (5) 各部、広域支部及び地方支部の配備状況の把握 (6) 地方支部に対する管内市町村の被害速報の収集報告指令(人的及び住家被害情報の優先)

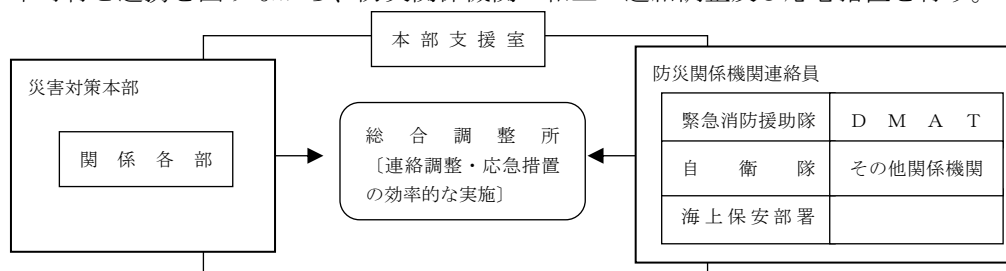
災害発生後	1 情報連絡活動	(1) 被害状況の迅速、的確な把握 (2) 被害速報の集計及び報告 (3) 災害情報の整理 (4) 災害情報の各部及び防災関係機関への伝達 (5) 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の把握及び伝達 (6) 警察本部等との災害情報の照合
	2 本部員会議の開催	(1) 災害規模及び動向の把握 (2) 災害情報及び現地報告等に基づく災害応急対策の検討 (3) 自衛隊災害派遣要請 (4) 災害救助法の適用 (5) 災害応急対策の調整 (6) 配備体制の変更 (7) 現地災害対策本部の設置並びに調査班及び現地作業班の派遣 (8) 本部長指令の通知
	3 災害広報	(1) 災害情報及び災害応急対策の報道機関への発表 (2) 災害情報及び災害対策の庁内放送 (3) 災害写真、災害ビデオ等の撮影、災害情報等の広報資料の収集
	4 公安警備対策	(1) 避難勧告、避難指示（緊急）及び避難誘導 (2) 被災者の救出救護 (3) 交通規制の実施
	5 避難対策	(1) 市町村長に対する避難勧告、避難指示（緊急）の助言 (2) 避難勧告、避難指示（緊急）の放送要請 (3) 避難状況の把握 (4) 避難所の設置、運営
	6 自衛隊災害派遣要請	(1) 孤立地帯の偵察及び救護 (2) 被災者の捜索、救助 (3) 給食給水活動
	7 国及び他の都道府県に対する応援要請	(1) 被災者の捜索、救助要請 (2) 食料、生活必需品及び災害応急対策用資機材の調達及びあっせん要請 (3) 災害応急対策活動要員の派遣要請
	8 防災ボランティア活動対策	(1) 防災ボランティア活動のニーズの把握 (2) 防災ボランティアの受入・登録 (3) 防災ボランティア活動の調整 (4) 防災ボランティアの受入体制の整備

9 災害救助法適用対策	(1) 被害状況の把握 (2) 災害救助法の適用基準該当の有無の判定 (3) 救助の種類判定 (4) 災害救助実施計画の策定 (5) 災害救助法に基づく救助の実施
10 現地災害対策本部の設置並びに調査班及び現地作業班の派遣	(1) 編成指示 (2) 編成 (3) 派遣
11 機動力及び輸送力の確保	(1) 災害応急対策用車両等の確保 (2) 道路、橋りょう等の被害状況の把握 (3) 道路上の障害物の除去 (4) 道路交通の確保 (5) 港湾施設等の被害状況の把握 (6) 空港施設の被害状況の把握 (7) 航空輸送の確保
12 医療・保健対策	(1) 応急医療・保健活動の実施 (2) 医薬品・医療用資機材の調達あつせん
13 食料、生活必需品等物資の応急対策	(1) 食料の調達あつせん (2) 被服、寝具の他の生活必需品等物資の調達あつせん
14 給水対策	(1) 水源の確保及び給水の実施 (2) 応急給水用資機材の確保
15 感染症予防対策	(1) 感染症予防活動の実施 (2) 食品衛生活動の実施 (3) 感染症予防用資機材の調達あつせん
16 文教対策	(1) 応急教育の実施 (2) 県立学校等施設の応急対策の実施
17 農林水産応急対策	(1) 農林水産被害の把握 (2) 家畜等の避難の実施 (3) 病虫害防除の実施 (4) 家畜防疫の実施 (5) 技術指導の実施 (6) 動物用医薬品・医療用資機材の調達あつせん

18 土木応急対策	(1) 土木関係被害の把握 (2) 道路交通応急対策の実施 (3) 下水道応急対策の実施 (4) 直営工事応急対策の実施 (5) 浸水対策の実施 (6) 地すべり等危険地域における被害防止対策の徹底
19 関係省庁等への陳情要望対策	(1) 関係省庁等への要望書及び陳情書の提出 (2) 災害に対する国の動向把握及びその対策
20 被災者見舞対策	(1) 被災者（死亡、行方不明者及び全壊家屋）見舞のための職員派遣 (2) 被災者（死亡、行方不明者及び全壊家屋）への見舞金等の措置
21 被災者に対する生活確保対策	(1) 物価の値上がり防止対策 (2) 被災者の住宅対策 (3) 世帯更生資金対策 (4) 農林水産復旧対策 (5) 租税及び学校授業料等の減免並びに奨学金の貸与 (6) 商工業復旧対策 (7) 土木公共施設関係復旧対策 (8) 見舞金及び義援金品の受入れ及び配付

(4) 総合調整所の設置

- 本部長は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、本部支援室に総合調整所を設置し、市町村と連携を図りながら、防災関係機関の相互の連絡調整及び応急措置を行う。



(5) 廃止基準

- 災害対策本部は、次の場合に廃止する。
 - ア 本部長が、県の地域に災害の発生するおそれなくなったと認めるとき
 - イ 本部長が、おおむね災害応急対策を終了したと認めるとき

第3 県の職員の動員配備体制

1 配備体制

【本編・第3章・第1節・第3・1 参照】

2 動員の系統

【本編・第3章・第1節・第3・2 参照】

3 動員の方法

【本編・第3章・第1節・第3・3 参照】

4 自主参集

- 各配備体制の対象となる職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、配備基準に該当する火山災害の発生を覚知したとき、又は噴火警戒レベル4以上に相当する噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表されたときは、配備指令を待たずに、直ちに所属公所等に参集する。

5 所属公所に参集できない場合の対応

【本編・第3章・第1節・第3・5 参照】

6 指定行政機関等への職員派遣の要請等

【本編・第3章・第1節・第3・6 参照】

7 応急措置の代行

【本編・第3章・第1節・第3・7 参照】

第4 市町村の活動体制

【本編・第3章・第1節・第4 参照】

第5 防災関係機関の活動体制

【本編・第3章・第1節・第5 参照】

第1節の2 広域防災拠点活動計画

第1 基本方針

- 1 県は、大規模災害が発生した場合において、災害応急対策のため、必要があると認めるときは、広域防災拠点を開設する。
- 2 広域防災拠点は、県内で発生する大規模災害に対応する機能が集約された「全県拠点」としての広域支援拠点及び支援部隊が集結するなど被災地支援の「前進基地」としての後方支援拠点により構成する。

第2 広域防災拠点の開設等

県本部長、市町村本部長、広域防災拠点の管理者等は、「岩手県広域防災拠点運用マニュアル」に基づき、広域防災拠点の開設等を行う。

1 開設基準

災害の種類	開設基準
火山災害	噴火警報（居住地域）が発表（噴火警戒レベルが運用されている火山は噴火警戒レベル4以上）され、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合

2 広域防災拠点の開設

【本編・第3章・第1節の2・第2・2 参照】

3 広域防災拠点の運営

【本編・第3章・第1節の2・第2・3 参照】

4 廃止基準

【本編・第3章・第1節の2・第2・4 参照】

第3 広域防災拠点

1 広域支援拠点

【本編・第3章・第1節の2・第3・1 参照】

2 後方支援拠点

【本編・第3章・第1節の2・第3・2 参照】

第2節 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画

第1 基本方針

- 1 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等並びに災害が発生するおそれがある異常な現象に係る伝達、通報を、迅速かつ確実に実施する。
- 2 通信設備が被災した場合においても、火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	活 動 の 内 容
市町村本部長	1 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の周知 2 火災警報の発表
県本部長	火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の市町村等に対する伝達
東北地方整備局 (岩手河川国道事務所)	火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の関係機関に対する通知
東日本電信電話(株)又は西 日本電信電話(株)	火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の市町村に対する伝達
仙台管区気象台 盛岡地方気象台	1 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の発表 2 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の関係機関に対する通知
日本放送協会盛岡放送局	} 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報警報等の放送
(株)IBC岩手放送	
(株)テレビ岩手	
(株)岩手めんこいテレビ	
(株)岩手朝日テレビ	
(株)エフエム盛岡	
(株)ラジオもりおか	

[県本部の担当]

部	課 等	地方支部班	担 当 内 容
復興防 災部	防災課	総務班	火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達
公安部	警備課、通信指令 課	警察署班	火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達

第3 実施要領

1 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の種類及び伝達

火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の種類及び内容は、次のとおりである。

(気象業務法に基づくもの)

火山に関する予報・警報・情報の種類と内容

種 類	内 容
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表。警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は噴火警報（居住地域）又は噴火警報、含まれない場合は噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報として発表。 ・噴火警報（居住地域）又は噴火警報は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	
噴火予報	予想される火山現象の状況が静穏である場合、その他火口の周辺においても影響を及ぼすおそれがない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認める場合に発表。
降灰予報(定時)	噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に定期的（3時間ごと）に発表。18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。
降灰予報(速報)	噴火が発生した火山に対して、事前計算した降灰予測結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。
降灰予報(詳細)	噴火が発生した火山に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表。
火山現象に関する情報等	噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁及び仙台管区气象台が発表。 ・火山の状況に関する解説情報 火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示して発表。 ・火山活動解説資料 地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細にとりまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表。 ・月間火山概況

	<p>前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火に関する火山観測報 <p>主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表。</p>
噴火速報	<p>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表。視界不良により遠望カメラでの確認ができない場合でも、地震計や空振計のデータで推定できる場合は、「噴火したもよう」として発表。</p> <p>なお、以下のような場合には発表しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合 ・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合

備考1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に、降灰予報（速報）又は降灰予報（詳細）を発表

備考2 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるために予測された降灰が「少量」のみであっても、必要に応じて、降灰予報（速報）又は降灰予報（詳細）を発表

備考3 降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表

ア 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報

名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発表基準
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される場合
		レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合
	火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合

噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる (この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ) 場合
------	------	-----------------------	---

備考1 噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて警戒を必要とする対象範囲と住民等の対応を5段階に区分して発表する指標である。

2 噴火警戒レベルの詳細は、火山ごとに作成される。

イ 噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報

名称	対象範囲	キーワード	発表基準
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域 嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生する可能性が高まってきていると予想される場合
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合
	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺 危険	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合
噴火予報	火口内等	活火山であることに留意	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる (この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ) 場合

2 気象予報・警報等の種類及びその内容

(1) 気象予報・警報等の種類

地震情報及び気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。

(気象業務法に基づくもの)

【本編・第3章・第2節・第3・1(1)ア～カ、ケ 参照】

(2) 伝達系統

火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりとする。

種類	発表機関	伝達系統
火山に関する予報・警報・情報	仙台管区气象台	火山に関する予報・警報・情報伝達系統図（資料編 3-2-10）のとおり。
気象、洪水についての予報及び警報並びに火災気象通報	盛岡地方气象台	気象警報等伝達系統図（資料編 3-2-3）のとおり。
地震に関する情報	気象庁	地震に関する情報伝達系統図（資料編 3-2-6）のとおり。
火災警報	市町村長及び消防本部消防長	火災気象通報・火災警報伝達系統図（資料編 3-2-11）のとおり。

(3) 伝達機関等の責務

- 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の発表機関及び伝達機関は、火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の発表、伝達、周知等が迅速かつ正確に行われるよう、伝達体制の整備を図るとともに、所管する防災事務に基づき、火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達先その他必要な要領を定める。
- 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の受領及び伝達に当たっては、夜間、休日等の勤務時間外における体制の整備に留意する。
- 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達機関は、災害による通信設備が損壊した場合においても、火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の受信、伝達等ができるよう、通信手段の複数化に努める。

(4) 県の措置

- 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の通知を受けた場合は、次により、直ちに通知を行う。

内 容	担当機関	通 知 先
火山に関する予報・警報・情報	防災課	(1) 関係市町村長 (2) 関係機関の長
気象予報・警報及び地震に関する情報		(1) 市町村長及び消防本部消防長 (2) 地方支部長 (3) 所管事務の執行上、気象予報・警報等を必要とする課長
火災気象通報		(1) 市町村長（消防に関する事務を処理する一部事務組合及び広域連合に加入している市町村の長を除く。） (2) 消防に関する事務を処理する一部事務組合の管理者及び広域連合長

- 夜間及び休日等における火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の受領及び通知は、災害警戒本部又は災害対策本部が設置されている場合を除いて、本庁の守衛等が行う。
- 勤務時間外における地方支部長等に対する通知は、合同庁舎の当直員が受領し、これを関係出先機関に通知する。
- 気象予報・警報等の通知又は通報は、原則として「総合防災情報ネットワーク」等による一斉通報により行う。

- 噴火警報及び気象特別警報等については、「全国瞬時警報システム」(Jアラート)を活用し、入手・伝達経路の複数化を図る。
- 県及び市町村は相互に連携を図りながら、受領した火山に関する予報・警報・情報等について、ホームページ、いわてモバイルメール、緊急速報メール等を活用し、住民等に周知する。
また、火口周辺の登山者等に対しては、ドローン等の新技術も活用し、速やかな情報伝達に努める。

(5) 市町村の措置

- 市町村長は、火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等を受領した場合は、必要に応じて、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、地域内の住民、団体等に対して広報を行う。
- 市町村長は、気象特別警報又は特別警報に位置付けられる噴火警報(居住地域)若しくは噴火警報を受領した場合は、直ちに、その内容を地域内の住民、団体等に周知するとともに、その内容を関係機関に通知する。
- 市町村長は、あらかじめ、通知先の機関及び通知方法を定める。
- 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、地方支部及び関係機関との連携を密にするなど、的確な気象情報等の把握に努める。
- 市町村長は、同報系防災行政無線の整備により、住民、団体等に対する火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達手段を確保する。
- 火災警報の発令、火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の広報は、おおむね次の方法による。

ア 同報系防災行政無線	オ 電話	ク 広報車
イ 有線放送	カ 携帯端末の緊急速報メ ール機能	ケ サイレン及び警鐘
ウ C A T V	キ ソーシャルメディア	コ 自主防災組織等の広報 活動
エ コミュニティFM、臨時 災害放送局		

(6) 防災関係機関の措置

ア 東日本電信電話(株)又は西日本電信電話(株)

警報又は特別警報を受領した場合は、一般通信に優先して電話回線により、市町村に伝達する。

イ 放送事業者

ラジオ放送においては番組を利用し、また、緊急の場合は番組を中断し、テレビ放送においては字幕・スーパー等により放送する。

ウ その他の防災関係機関

それぞれの所管事務に応じて、関係団体等に通知する。

3 異常現象発生時の通報

(1) 異常現象発見者の通報義務

- 火山災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに最寄りの市町村又は警察若しくは消防に通報する。
- 異常現象の通報を受けた警察官又は消防職員は、その旨を当該市町村長に通報するとともに、

(2) に定める担当機関の長に通報するよう努める。

(2) 市町村長等の通報先

○ 通報を受けた市町村長等は、次の区分により、担当機関の長に通報する。

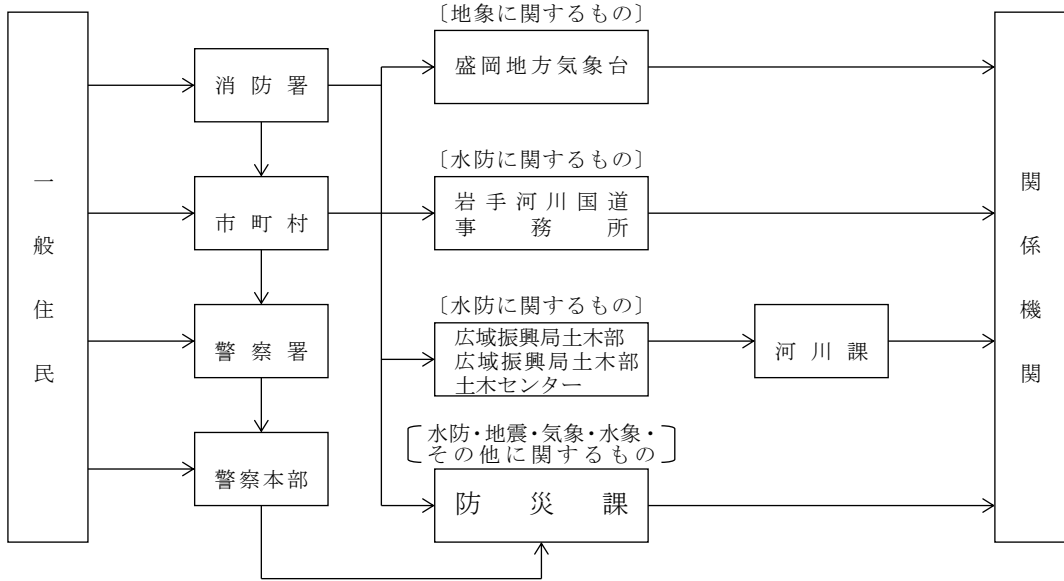
種 類	担 当 機 関	通 報 を 要 す る 異 常 現 象 の 内 容
水防に関するもの	岩手河川国道事務所、広域振興局土木部、広域振興局土木部土木センター、防災課	県又は国の管理に属する河川に係るもの
気象、地象に関するもの	盛岡地方气象台、防災課	気象、地象に係るすべてのもの
その他に関するもの	防災課	国又は県の予防等の措置が必要と認められるその他の現象

○ 市町村長等から通報を受けた担当機関の長は、その内容に応じて関係機関に通報する。

○ 水防に関する異常現象の通報を受けた広域振興局等土木部長及び広域振興局土木部土木センター所長は、直ちにその旨を県土整備部河川課総括課長に報告する。

○ その他に関する異常現象の通報を受けた復興防災部防災課総括課長は、その内容に応じて、予防等の措置を講ずべき所管の関係課長に通知する。

(異常現象の通報、伝達経路)



(3) 異常現象の種類

○ 通報を要する気象、地象に関する異常現象は、おおむね、次のとおりである。

区 分	異 常 現 象 の 内 容
水防に関する事項	堤防の異常
気象に関する事項	竜巻、強い降雹、強い突風等で著しく異常な気象現象
地象に関する事項	火山関係 (1) 噴火現象 噴火（噴石、火砕流、火砕サージ、溶岩流、土石流、火山泥流等）及びこれに伴う降灰等 (2) 噴火以外の火山性異常現象 ア 火山地域での地震の群発 イ 火山地域での鳴動の発生 ウ 火山地域での顕著な地形変化（山崩れ、地割れ、土地の昇沈陥没等） エ 噴気、噴煙の顕著な異常変化（噴気孔・火孔の新生拡大、移動、噴気・噴煙の量、色、臭、温度、昇華物の異常変化） オ 火山地域での湧泉の顕著な異常変化（湧泉の新生、湧出量、味、臭、色、濁度、温度の異常変化等） カ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大、移動及びそれに伴う草木の立ち枯れ等 キ 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化（量、濁度、臭、色の変化、軽石、死魚等の浮上、発泡、温度の上昇等）
	地震関係
その他に関する事項	通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

第3節 通信情報計画

第1 基本方針

- 1 県、市町村その他の防災関係機関は、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、通信連絡システムを定め、通信手段の確保を図る。
- 2 通信施設等が損壊した場合においては、代替通信手段の確保及び迅速な応急復旧に努める。
- 3 災害時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとするが、災害により使用できない場合又は緊急を要する場合においては、他の防災関係機関の有する専用通信施設等を利用し通信の確保を図るものとし、東北地方非常通信協議会等を通じて防災関係機関相互の連携を強化する。

第2 実施要領

1 電気通信設備の利用

【本編・第3章・第3節・第2・1 参照】

2 専用通信施設の利用

- 専用通信施設の設置者は、災害時における通信連絡に当たっては、それぞれの専用通信施設を有効に活用する。
〔県内無線施設設置状況一覧表 資料編3-3-2〕
特に、移動系無線局については、防災拠点や被災地域に重点配分する。
- 専用通信施設の設置者は、可搬型地球局、携帯型地球局等の衛星通信施設を活用するほか、災害により専用通信施設が損壊した場合においても通信を確保できるよう、通信施設のサブシステム化に努めるとともに、応急復旧に要する要員及び資機材を確保する。
- 県は、「岩手県防災行政情報通信ネットワーク」における衛星通信システムにより通信を確保する。
また、「いわて情報ハイウェイ」の専用回線により市町村との通信を確保する。

専用通信施設の設置機関

設備名	設置者
消防庁消防防災無線設備	岩手県
中央防災無線設備	岩手県
岩手県防災行政無線設備	岩手県
いわて情報ハイウェイ有線設備	岩手県
岩手県企業局無線設備	岩手県企業局
警察電話（有線・無線）設備	岩手県警察本部
海上保安庁無線設備	八戸海上保安部、釜石海上保安部、宮古海上保安署
気象通信設備	盛岡地方気象台
国土交通省無線設備	岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、釜石港湾事務所、北上川ダム統合管理事務所、岩手県

日本電信電話無線設備	東日本電信電話（株）岩手支店
日本赤十字社無線設備	日本赤十字社岩手県支部
東日本旅客鉄道（有線・無線）設備	東日本旅客鉄道（株）盛岡支社
東北電力（有線・無線）設備	東北電力（株）岩手支店、東北電力ネットワーク(株)岩手支社
漁業無線設備	岩手県（水産技術センター）、宮古漁業協同組合、大槌無線漁業協同組合、釜石無線漁業協同組合、気仙郡漁業協同組合連合会、種市漁業協同組合、久慈市漁業協同組合、普代村漁業協同組合、田野畑村漁業協同組合、小本浜漁業協同組合、田老町漁業協同組合、重茂漁業協同組合

3 電気通信設備が利用できない場合の通信の確保

【本編・第3章・第3節・第2・3 参照】

4 防災相互通信用無線の整備

【本編・第3章・第3節・第2・4 参照】

5 通信運用マニュアルの作成等

【本編・第3章・第3節・第2・5 参照】

第4節 情報の収集・伝達計画

第1 基本方針

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため、災害情報の収集及び伝達を行う。
- 2 災害情報の収集、伝達に当たっては、防災関係機関と密接に連携を図る。
- 3 災害により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化を図る。
- 4 災害応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。

第2 実施機関

【本編・第3章・第4節・第2 参照】

第3 実施要領

1 災害情報の収集、報告

【本編・第3章・第4節・第3・1 参照】

2 災害情報収集の優先順位

【本編・第3章・第4節・第3・2 参照】

- 噴火口の位置は、避難対象地域の判断等のために重要であることから、噴火後速やかに噴火口の特定、噴火に伴い発生した火山現象の種類及び規模の把握に努める。

3 災害情報の報告要領

【本編・第3章・第4節・第3・3 参照】

4 災害情報通信の確保

【本編・第3章・第4節・第3・4 参照】

第5節 火山灰調査体制整備計画

第1 基本方針

火山灰の組成や降灰量に関する調査・分析は、火山活動のモニタリングやその後の噴火形態を予測するうえでの貴重なデータとなる。

山体が目視できない場合には、周辺地域への降灰状況から、噴火形態や山体への火山灰のたい積状況等を推測することが必要となる。

このため、国、県、市町村その他の防災関係機関は、火山周辺における降灰状況や火山灰の調査・分析等に関する体制を整備する。

第2 調査体制

国、県、市町村その他の防災関係機関は、火山周辺の降灰状況について、迅速な調査体制を整備する。

第6節 削除

第7節 広報広聴計画

第1 基本方針

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、災害応急対策を推進するために、広報広聴活動を実施する。
- 2 防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との密接な連携協力のもとに行うものとし、情報の混乱や誤報、遅延等の防止に努める。
- 3 報道機関は、各防災関係機関からの災害広報の要請に対して、積極的に協力するものとし、防災関係機関においても、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。
- 4 情報通信事業者は、広報手段に関する最新の技術、サービス等に関する情報を提供する等、災害広報の実施者の広報活動に協力するよう努める。
- 5 広報活動に当たっては、あらかじめ、住民・被災者・登山者家族等の必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。
- 6 広聴活動に当たっては、住民・被災者・登山者家族等の相談、要望等を広く聴取する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	広報広聴活動の内容
市町村本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の発生状況 2 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等並びに災害発生時の注意事項 3 市町村長等が実施した避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急） 4 避難所の開設状況 5 救護所の開設状況 6 道路及び交通情報 7 各災害応急対策の実施状況 8 災害応急復旧の見通し 9 二次災害の予防に関する情報 10 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 11 安否情報、避難者名簿情報及び登山者等情報 12 生活関連情報 13 相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況 14 防災ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報 15 その他必要な情報

県本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の発生状況 2 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等並びに災害発生時の注意事項 3 市町村長等が実施した避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急） 4 救護所の開設状況 5 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 6 医療機関の情報 7 各災害応急対策の実施状況 8 災害応急復旧の見通し 9 安否情報、避難者名簿情報及び登山者等情報 10 生活関連情報 11 相談窓口の開設状況 12 防災ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報 13 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 14 その他必要な情報
東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所) (南三陸国道事務所) (北上川ダム統合管理事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等並びに災害発生時の注意事項 2 水防に係る指示 3 所管施設の被災状況、復旧状況及び災害応急復旧の見通し
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 通信の疎通の状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者に協力をお願いする事項
日本銀行盛岡事務所	金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置、損傷日本銀行券及び貨幣の引換え措置
日本赤十字社岩手県支部	義援金の募集及び受付け情報
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	防災ボランティアの募集情報
社会福祉法人岩手県共同募金会	義援金の募集及び受付け情報
日本放送協会盛岡放送局	<ol style="list-style-type: none"> 1 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達 2 緊急警報放送 3 避難勧告等の情報 4 災害の発生状況及び被害状況 5 各災害応急対策の実施状況
東日本高速道路(株)東北支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 高速道路の被災状況及び交通規制の状況

(十和田・盛岡・北上・古川・八戸・秋田管理事務所)	2 災害応急復旧の状況 3 利用者への迂回路等の情報
東日本旅客鉄道(株)盛岡支社	1 鉄道施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への代替輸送等の情報
東北電力(株)岩手支店 東北電力ネットワーク(株)岩手支社	1 電力関係施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への電力供給等の情報
(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手 (株)ラヂオもりおか	1 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達 2 避難勧告等の情報 3 災害発生状況及び被害状況 4 各災害応急対策の実施状況
(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (株)日本農業新聞東北支所 (株)日刊工業新聞社東北・北海道総局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社	1 避難勧告等の情報 2 災害発生状況及び被害状況 3 各災害応急対策の実施状況
(株)岩手県バス協会 岩手県交通(株) 岩手県北自動車(株)	1 バス路線の復旧状況 2 利用者等への情報提供
三陸鉄道(株) IGR いわて銀河鉄道(株)	1 鉄道施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への代替輸送等の情報
(一社)岩手県高圧ガス保安協会 盛岡ガス(株)	1 ガス関係施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者へのガス供給等の情報

〔県本部の担当〕

部	課	地方支部班	担 当 業 務
総務部	総務室	総務班	所管業務に係る広報資料の収集、作成整理
復興防災部	防災課	—	1 放送協定に基づく放送事業者に対する放送要請 2 報道協定に基づく新聞事業者に対する報道要請 3 避難勧告等が出された場合の報道機関に対する報道要請 4 自衛隊の災害派遣要請 5 ヘリコプターによる広報
政策企画部	政策企画課	総務班	所管業務に係る広報資料の収集、作成整理
	広聴広報課		報道発表、報道協力要請等報道機関への対応
ふるさと振興部	ふるさと振興企画室	総務班	所管業務に係る広報資料の収集、作成整理
環境生活部	環境生活企画室	総務班	1 所管業務に係る広報資料の収集、作成整理 2 被災者の生活相談、苦情内容に応じた担当部課への仕分け
	環境保全課	福祉環境班	所管業務に係る広報資料の収集、作成整理
	県民くらしの安全課	福祉環境班 保健医療班	
保健福祉部	保健福祉企画室	福祉環境班 保健医療班	
	健康国保課	保健医療班	
	地域福祉課	福祉環境班	
	医療政策室	保健医療班	
商工労働観光部	商工企画室	総務班	
農林水産部	農林水産企画室	農林班 水産班	
県土整備部	県土整備企画室	土木班	
出納部	総務課	総務班	
企業部	経営総務室	—	
医療部	経営管理課	県立病院班	
教育部	教育企画室	教育事務所 班	被災児童、生徒に対する教育相談窓口の設置
	学校教育室		
公安部	県民課	警察署班	1 所管業務に係る広報資料の収集、作成整理 2 人的被害等に関する県への情報提供 3 被災地における広報

東京連絡部	—	—	関係省庁等に対する周知
-------	---	---	-------------

第3 実施要領

1 広報活動

【本編・第3章・第5節・第3・1 参照】

2 広聴活動

【本編・第3章・第5節・第3・2 参照】

3 公安部の広報広聴活動

【本編・第3章・第5節・第3・3 参照】

第8節 交通確保・輸送計画

第1 基本方針

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各道路管理者及び関係機関は相互に協力して、適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行い、交通の確保を図る。
- 2 県本部長及び市町村本部長は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、災害対策本部内に道路応急復旧のための専門班を配置し、優先的に交通の確保を図る。
- 3 県、市町村その他の防災関係機関は、災害応急対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめ、その保有する車両等の動員計画を定めるとともに、輸送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。
- 4 緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送、海上輸送及び航空輸送の有機的な連携を図る。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第6節・第2 参照】

第3 交通確保

1 情報連絡体制の確立

【本編・第3章・第6節・第3・1 参照】

2 防災拠点等の指定

【本編・第3章・第6節・第3・2 参照】

3 緊急輸送道路の指定

【本編・第3章・第6節・第3・3 参照】

4 道路啓開等

(1) 道路啓開等の順位

- 道路管理者は、災害の態様と緊急度に応じて、相互に連携を図りながら道路啓開及び復旧作業を行う。

(2) 復旧資材等の確保

- 道路管理者は、あらかじめ、県内各地域における復旧資材、機械等の状況を把握し、建設業協会等と応援協定を締結するなど、災害時における道路啓開及び応急復旧に対処する供給体制を整備する。

(3) 道路啓開等の方法

- 道路上の火山灰、土砂、噴石、被災車両、放置車両、倒壊建物等の障害物の除去による道路

啓開を行う。

- 段差、亀裂、陥没等を応急復旧する。
- 落橋した場合には、被災状況に応じて、組立式の仮橋あるいはH形鋼、覆工板等により応急復旧する。

(4) 迂回路の確保

- 道路管理者は、火山災害により道路が被災した場合は、直ちに復旧することは不可能な場合もあることから、被災し更に被害が拡大する危険があると判断した場合には、安全な道路による迂回路の確保に努める。

5 交通規制

【本編・第3章・第6節・第3・5 参照】

6 災害時における車両の移動

【本編・第3章・第6節・第3・6 参照】

第4 緊急輸送

【本編・第3章・第6節・第4 参照】

第9節 公安警備計画

第1 基本方針

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を確立し、情報収集に努めるとともに、住民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を行う。
 なお、噴火形態によってはさらなる危険も予測されることから、火山活動の状況を十分に考慮のうえ、災害警備活動に当たるものとする。
- 2 本計画に定めのないものについては、「岩手県警察大規模災害警備計画」（以下、本節中「災害警備計画」という。）の定めるところによる。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第7節・第2 参照】

第3 災害警備体制

【本編・第3章・第7節・第3 参照】

第4 実施要領

1 災害に関する予報及び警報の伝達

【本編・第3章・第7節・第4・1 参照】

2 災害に関する情報の収集・伝達

- 公安部長は、県本部各部長、市町村本部長及びその他の関係機関と緊密な連絡体制のもとに、災害警備活動上必要な災害に関する情報（以下、本節中「災害情報」という。）を収集する。
- 公安部長が収集する災害情報は、おおむね、次のとおりとする。

ア 災害の種別	キ 主要交通機関、電気通信機関の被害状況、復旧状況
イ 災害の発生した日時	ク 被害予想地域（山くずれ、地すべり、土石流、火山泥流等）の状況
ウ 災害の発生した場所又は地域	ケ 主要道路の状況
エ 当該地域の気象情報	コ 警察関係の被害状況
オ 被害の概要及び主要被害の状況	カ 避難者の状況
カ 避難者の状況	サ その他管内における治安状況

- 公安部長は、災害による人的・物的被害状況を迅速かつ的確に把握し、警察庁及び東北管区警察局に速やかに報告する。
- 公安部長は、災害情報の収集及び報告の迅速な処理を図るため、あらかじめ、所属職員の中から災害情報の収集、報告責任者を指定する。

3 情報通信の確保

【本編・第3章・第7節・第4・3 参照】

4 避難誘導

- 公安部長は、平素の警察活動を通じて、住民等に対して災害発生時の避難場所、避難経路及び避難時の留意事項について周知徹底を図る。
- 警察官が災害対策基本法第 61 条の規定により、避難のための立退きの指示を行うときは、市町村計画に定める避難先を示す。
- 警察官は、被災地域、災害危険箇所の現場状況を把握の上、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。
- 避難誘導に当たり、高齢者、障がい者等に対しては、必要に応じて車両等を活用して避難誘導を行うなど、十分配慮する。

5 救出救助活動

【本編・第3章・第7節・第4・5 参照】

6 交通規制

- 公安部長は、災害による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急通行路を確保するため、交通管理計画を定める。
- 公安部長は、第8節「交通確保・輸送計画」に定めるところにより、緊急通行路を確保する。
- 公安部長は、交通規制を円滑に実施するため、警備業者等と交通誘導に係る応援協定を締結するように努める。
- 公安部長は、災害発生時に運転者がとるべき措置について、次の事項を周知徹底する。
 - (1) 走行中の車両の運転者は、次により行動すること。
 - ア できる限り安全な方法により、車両を道路の左側に停止させる。
 - イ 停止後は、カーラジオ等で災害・交通情報を聞き、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
 - ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に置く。
 - (2) 避難は、原則として徒歩によるものとし、車両による避難は、混乱に伴う危険発生のおそれがないと認められる場合その他特別の事由がある場合に限ること。
 - (3) 災害対策基本法に基づく交通規制時における通行禁止区域等内に存する運転手は、次の措置をとること。
 - ア 速やかに交通規制が行われている道路の区間以外の場所に移動する。
 - イ 移動困難な場合は、道路の左側に沿って駐車する。
 - ウ 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けた場合は、その指示に従って車両の移動又は駐車を行う。
 - エ 前記ウに際して、警察官の指示に従わなかったり、運転手が現場にいないために措置ができない場合は、警察官がその措置をとることがあり、この場合、止むを得ない限度において、車両等を破損することがある。

7 検視・死体調査

【本編・第3章・第7節・第4・7 参照】

8 二次災害の防止

【本編・第3章・第7節・第4・8 参照】

9 社会秩序の維持

- 公安部長は、避難所の安全の確保を図るとともに、避難者等からの相談に当たるため、避難所への警察官の配置に努める。
- 警察官は、被災後の無人化した住宅街、商店等における犯罪、救援物資の輸送道路及び集積地における混乱等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロール等を強化する。
- 警察官は、被災地における悪質商法等の生活経済事犯、暴力団等による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。
- 警察署においては、地域の自主防災組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携強化を図る。

10 被災者等への情報伝達活動

【本編・第3章・第7節・第4・10 参照】

11 相談活動

【本編・第3章・第7節・第4・11 参照】

第10節 消防活動計画

第1 基本方針

- 1 大規模火災発生時においては、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災防ぎょ活動等を行う。
なお、噴火形態によってはさらなる危険も予測されることから、火山活動の状況を十分に考慮のうえ、火災防ぎょ活動等に当たるものとする。
- 2 市町村は、同時多発火災による被害を軽減するため、あらかじめ、大規模火災防ぎょ計画を定める。
- 3 市町村は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。
- 4 本計画に定めのないものについては、消防組織法に基づく「消防計画」に定めるところによる。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第8節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 市町村本部長の措置
【本編・第3章・第8節・第3・1 参照】
- 2 消防機関の長の措置
【本編・第3章・第8節・第3・2 参照】
- 3 緊急消防援助隊
【本編・第3章・第8節・第3・3 参照】
- 4 県本部長の措置
【本編・第3章・第8節・第3・4 参照】

第11節 水防活動計画

第1 基本方針

- 1 火山災害時における河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹等の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等による水災を警戒、防ぎよし、被害の軽減を図る。
- 2 水防区域の監視、警戒活動、ダム、水門等の操作及び応急水防措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、重点的に水防活動を実施すべき地域を調査検討するとともに、事前配備体制の充実を図る。
- 3 水防活動上、必要な施設、設備の整備を計画的に推進する。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第9節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 火山災害時における河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹等の崩壊、火山泥流や火山噴出物によるせき止め、溢流、氾濫等による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減するための水防活動は、水防法第7条第1項の規定に基づく「岩手県水防計画」に定めるところにより実施する。
- 2 水防計画に定めのない地域における被害については、次の事項を重点として応急対策を実施する。
 - (1) 小河川の永久橋に浮流物が滞留して上流地域がダム化して浸水地域が生じ、下流地域に流失、土砂流入等の被害発生の危険がある住家に対する避難誘導、閉塞等防止の措置を講ずること。
 - (2) がけ崩れ等の事態により住宅被害の発生するおそれのある地域における住民に対する避難、誘導等の警戒体制を十分にすること。

第12節 河川水質管理体制整備計画

第1 基本方針

火山活動に伴い発生する河川の水質変化等に適切に対応し、飲料水、農業用水等への影響を最小限にする。

第2 整備計画

- 1 国及び県は、河川の水質管理について連携するよう体制を整備する。
- 2 国、県、市町村は河川の水質等に異常が発生した場合には、速やかに飲料水、農業用水等の各水利者へ情報伝達するよう体制を整備する。

第13節 県、市町村等応援協力計画

第1 基本方針

- 1 市町村は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力をを行う。この場合において、県は、市町村の相互応援が円滑に進むよう配慮する。
- 2 県は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力をを行う。
- 3 県、市町村その他の防災関係機関は、その所管事務に関係する団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。
 なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。
- 4 県、市町村は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。
 また、応急対策職員派遣制度による対口支援等について必要な準備を整えるものとする。
- 5 県、市町村その他の防災関係機関は、応援計画や受援計画を定めるよう努め、また、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保等を図り、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。

第2 実施機関

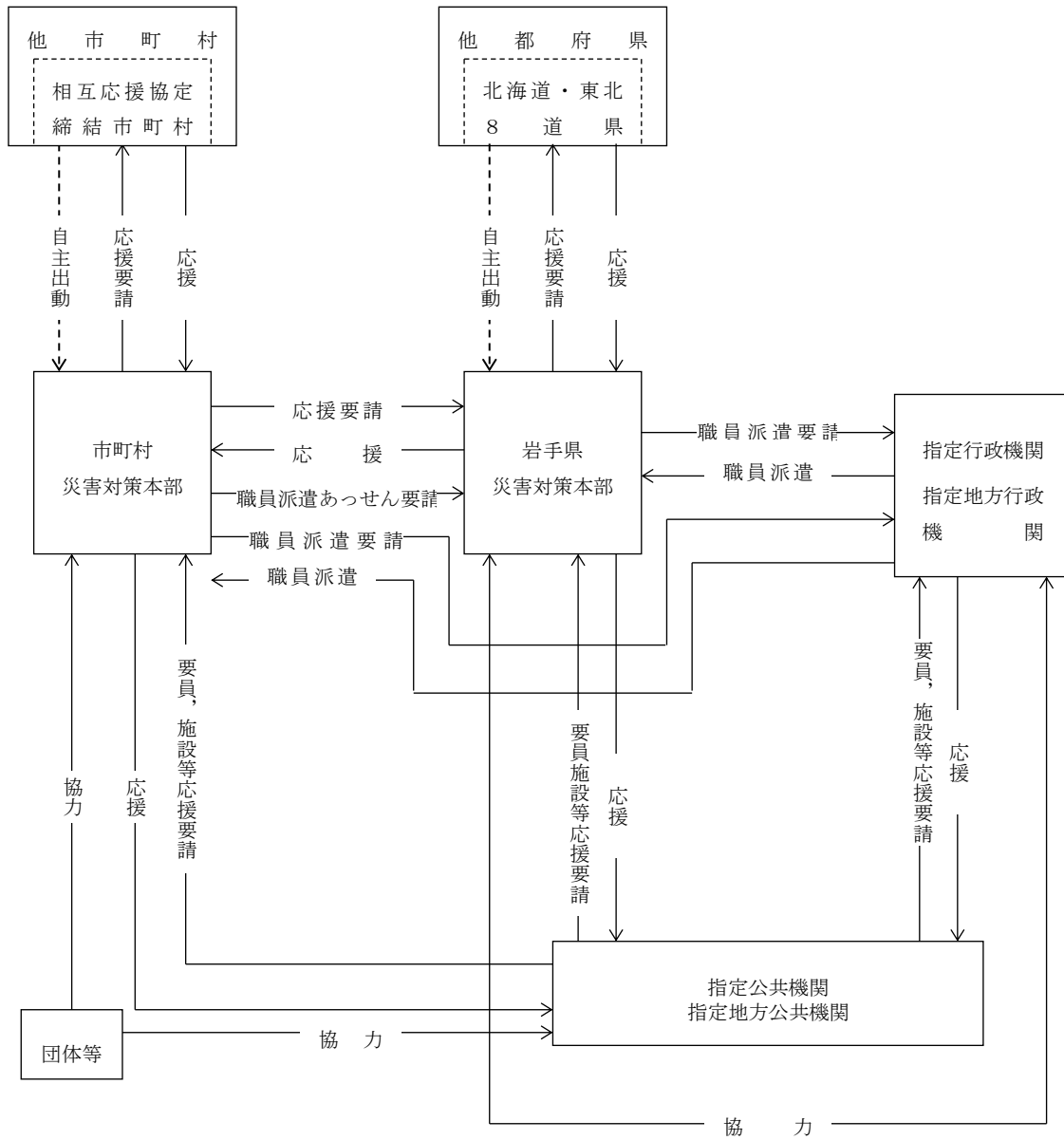
【本編・第3章・第10節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 市町村の相互協力
 【本編・第3章・第10節・第3・1 参照】
- 2 県による市町村応援
 【本編・第3章・第10節・第3・2 参照】
- 3 都道府県の相互協力
 【本編・第3章・第10節・第3・3 参照】
- 4 防災関係機関の相互協力
 【本編・第3章・第10節・第3・4 参照】
- 5 団体等との協力
 【本編・第3章・第10節・第3・5 参照】
- 6 消防活動に係る相互協力
 【本編・第3章・第10節・第3・6 参照】
- 7 経費の負担方法

【本編・第3章・第10節・第3・7 参照】

災害時における相互応援体制



第14節 自衛隊災害派遣要請計画

第1 基本方針

- 1 陸上自衛隊岩手駐屯部隊等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、速やかに災害情報の収集に努めるとともに、県知事等からの災害派遣要請を受けて、又は、一定の条件下においては自主的に人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続き、組織的救援活動を行う。なお、噴火形態によってはさらなる危険も予測されることから、火山活動の状況を十分に考慮のうえ、救援活動に当たるものとする。
- 2 県本部長は、災害派遣を決定した場合は、関係市町村その他の防災関係機関の長にその受入体制を整備させるとともに、災害派遣の活動に係る連絡調整に当たる。
また、緊急時に円滑な派遣活動が行われるよう、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携強化を図るものとする。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第11節・第2 参照】

第3 実施要領

1 災害派遣の基準

【本編・第3章・第11節・第2・1 参照】

2 災害派遣命令者

【本編・第3章・第11節・第2・2 参照】

3 災害派遣時に実施する救援活動

【本編・第3章・第11節・第2・3 参照】

4 災害派遣の要請手続

【本編・第3章・第11節・第2・4 参照】

5 災害派遣部隊の受入れ

(1) 災害派遣部隊との連絡調整

- 県本部長は、災害対策本部を設置した場合において、災害応急対策のため自衛隊と県本部との連絡を迅速緊密にするため必要と認めるときは、陸上自衛隊岩手駐屯地司令と協議の上、連絡調整所及び当該業務に係る車両の駐車場を確保する。
- 受入側の市町村その他の防災関係機関の長は、次の点に留意し、災害派遣部隊の活動が十分に達成されるように努める。
 - ア 派遣部隊との連絡職員を指名し、派遣する。
 - イ 陸上自衛隊岩手駐屯地司令と協議の上、連絡班室を設置する。
 - ウ 応援を求める活動内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるよう、あらかじめ、準備する。

エ 部隊集結地、ヘリポート、駐車場等を確保する。

オ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、現地連絡所を設け、部隊指揮官と次の事項について、連絡調整を図る。

- ① 災害情報の収集及び交換
- ② 災害派遣の可否についての検討及び派遣を要請する場合の部隊の規模、機関、地区等についての調整
- ③ 県等の保有する資機材等の準備状況
- ④ 自衛隊の能力、作業状況
- ⑤ 他の災害復旧機関等との競合防止
- ⑥ 関係市町村相互間における作業の優先順位
- ⑦ 宿泊及び経費分担要領
- ⑧ 撤収の時期及び方法

〔陸上自衛隊岩手駐屯地主要装備品 資料編3-11-1〕

○ 市町村本部長は、ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合においては、次により準備を行う。

ア 事前の準備

- ① ヘリポートとして使用する土地の所有者及び管理者との調整を行う。
- ② ヘリポートの位置の確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
- ③ 夜間等の災害派遣に対応できるよう、ヘリコプター誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度（岩手県災害対策用地図）によりヘリポート位置を明らかにする。
- ④ 自衛隊があらかじめ行う、各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

イ 受入れ時の準備

- ① 離着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空からの風向、風速の判定ができるよう、吹き流しを掲揚する。
- ② ヘリポート内の風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- ③ 砂塵が舞い上がる場合においては散水、積雪時においては、除雪又はてん圧を行う。
- ④ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。
- ⑤ 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。
- ⑥ 離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。

(2) 広域的派遣等への対応

県・市町村本部長は、自衛隊の広域的な部隊派遣に対応するため、以下のような場所について、あらかじめ確認や調整を図る。

- ア 大規模災害発生時における他県からの増援部隊の集結地点
- イ 岩手駐屯地避難時における代替活動拠点
- ウ 方面航空隊の航空機に関する駐機場所

6 自衛隊の自主派遣

【本編・第3章・第11節・第2・6 参照】

7 災害派遣に伴う経費の負担

【本編・第3章・第11節・第2・7 参照】

第15節 防災ボランティア活動計画

第1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。
- 2 被災地における防災ボランティア活動に対するニーズ把握に努める。
- 3 防災ボランティアの受付、防災ボランティア活動の調整、活動拠点の確保、安全上の確保、被災地におけるニーズ等の情報提供等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第12節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 防災ボランティアに対する協力要請
【本編・第3章・第12節・第3・1 参照】
- 2 防災ボランティアの受入れ
【本編・第3章・第12節・第3・2 参照】
- 3 防災ボランティアの活動内容
【本編・第3章・第12節・第3・3 参照】

第16節 義援物資、義援金の受付け・配分計画

第1 基本方針

災害時において、被災者に対し県内外から寄せられる義援物資及び義援金について、その受入れ態勢及び配分方法等を定め、確実、迅速な被災者への配分を実施する。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第13節・第2 参照】

第3 実施要領

【本編・第3章・第13節・第3 参照】

第17節 災害救助法の適用計画

第1 基本方針

- 1 県本部長は、災害による住家の滅失が一定規模以上となった場合、災害救助法（以下、本節中「法」という。）を適用し、法に基づく救助を実施する。
- 2 法に基づく救助は、県が実施機関となり、市町村はその補助機関として活動に当たるが、県本部長は、救助を迅速に行う必要がある場合は、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を市町村本部長に委任する。
- 3 県及び市町村は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調査を行っておくものとする。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第14節・第2 参照】

第3 実施要領

【本編・第3章・第14節・第3 参照】

第18節 避難・救出計画

第1 基本方針

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民、登山者等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に注意喚起、避難勧告及び避難指示（緊急）並びに屋内安全確保の指示（以下本節中「避難勧告等」という。）を行うとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。
- 2 救出救助活動を行う防災関係機関は、災害発生当初における救出救助活動の重要性を十分に認識し、救出救助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、逃げ遅れた者等の早急な救出活動を行う。
 なお、噴火形態によってはさらなる危険も予測されることから、火山活動の状況を十分に考慮のうえ、救出救助に当たるものとする。
- 3 被災者の避難生活先を確保するため、避難所を開設するとともに、その運営に当たっては避難者の生活環境に十分な注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。
 なお、避難所は、事前に避難誘導等をする避難行動要支援者や注意喚起に伴い自主的に避難する住民等にも対応できるよう迅速な開設に努める。
- 4 避難、救出救助活動は噴火警戒レベルに応じて行われるものであるが、突発的な噴火が発生した場合、住民、登山者等の避難に時間的余裕がないことが想定されることから、より迅速な情報伝達や避難誘導等を行うよう努める。

第2 実施機関（責任者）

1 避難勧告等

実施機関	担当業務
市町村本部長	地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き勧告、指示 〔水防法第29条、災害対策基本法第60条〕
県本部長	必要と認める区域の居住者に対する避難のための立退き指示 〔水防法第29条、地すべり等防止法第25条、災害対策基本法第60条、第61条、警察官職務執行法第4条〕
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	1 その場に居合わせた者、事物の管理者その他の関係者に対する避難のための警告又は避難のための措置 〔自衛隊法第94条〕 2 災害派遣要請に基づく避難の援助

〔県本部の担当〕

部	課等	地方支部班	担当業務
復興防災部	防災課	—	自衛隊の災害派遣要請
県土整備部	河川課 砂防災害課	土木班	避難のための立退き指示

公安部	警備課	警察署班	
-----	-----	------	--

2 警戒区域の設定

実施機関	担当業務
市町村本部長	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 〔災害対策基本法第63条〕
県本部長	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 〔災害対策基本法第63条、73条〕
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 〔市町村長（市町村長の委任を受けてその職権を行う市町村の吏員を含む。）、警察官又は海上保安官がない場合〕 〔災害対策基本法第63条〕

〔県本部の担当〕

部	課	地方支部班	担当業務
公安部	警備課	警察署班	警戒区域の設定

3 救出

【本編・第3章・第15節・第2・3 参照】

4 指定避難所の設置、運営

【本編・第3章・第15節・第2・4 参照】

第3 実施要領

1 避難勧告等

(1) 避難勧告等の内容

- 実施責任者は、次の内容を明示して、避難勧告等を行う。

ア 発令者	エ 避難対象地域	カ 避難先
イ 避難勧告等の日時	オ 避難対象者及びとるべき行動	キ 避難経路
ウ 避難勧告等の理由	ク その他必要な事項	

- 県本部長は、平常時からの火山防災協議会での共同検討の結果を踏まえ、学識者等専門家との密接な連携のもとに、土石流等の発生又はそのおそれがある場合等を含め、市町村長に対し避難勧告等の助言を行う。

- 市町村は、火山防災協議会において協議された火山ハザードマップ及び避難計画等を参考にしつつ、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら、段階的な避難勧告等を行うよう努める。

(2) 避難勧告等の周知

ア 地域住民等への周知

- 実施責任者は、避難勧告等の内容を、直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）、広報媒体（ラジオ、テレビ）、ホームページ及び緊急速報メールによって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図る。
- 県本部長は、市町村長から避難勧告等の報告を受けた場合は、報道機関を通じ地域住民等への周知を図る。また、観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあっても、あらかじめ、伝達体制を整備し、直ちに、来訪者に周知徹底を図る。

[報道機関への放送協力要請（通知） 資料編 3-5-1]

- 避難勧告等の周知に当たっては、必要に応じ、避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。
- 観光客、外国人等の地域外からの来訪者に対する避難勧告等の周知に当たっては、あらかじめ、火山防災マップ、案内板、避難標識等により表示し、避難対策の徹底に努める。
- 緊急を要する場合のほかは、あらかじめ警告を発し、住民等に避難のための準備をさせる。
- 避難勧告等に使用する信号の種類及び内容は、次のとおりとする。

種類及び内容					備考	
鐘音	サイレン					
(連点) ○-○-○-○-○	3秒	2秒	3秒	2秒	3秒	近火信号をもって避難信号とする。
	△		△		△	

- 指定避難所までの安全な避難経路が確保できない地区については、住民等に地区内の高台への避難又は自宅待機（垂直避難）を呼びかける。

イ 登山者等への周知

- 県及び市町村は相互に連携を図りながら、登山者等に対し、緊急速報メール、いわてモバイルメール、消防防災ヘリコプター等によって、避難勧告等の内容の周知徹底を図る。
- 上記のほか、突発的に噴火が発生又は発生するおそれがある場合においても、県及び市町村は相互に連携を図りながら、避難勧告等の内容の周知に準じ、緊急下山等の広報を実施する。

ウ 関係機関相互の連絡

- 実施責任者は、避難勧告等を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

[報告又は通知事項]

① 避難勧告等を行った者	③ 避難勧告等の発令時刻	⑤ 避難先
② 避難勧告等の理由	④ 避難対象地域	⑥ 避難者数

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
市町村長	知事	災害対策基本法第60条第4項（報告様式は、第4節情報の収集・伝達計画第2参照）
	公示	災害対策基本法第60条第5項
知事又はその指示を受けた職員	当該区域を管轄する警察署長	地すべり等防止法第25条

水防管理者 知事又はその指示 を受けた職員		水防法第 29 条
警察官、海上保安官	市町村長	災害対策基本法第 61 条第 2 項
警察官	公安委員会	警察官職務執行法第 4 条第 2 項
自衛官	大臣の指定する者	自衛隊法第 94 条第 1 項

(3) 避難の方法

- 避難は、原則として徒歩によるものとし、車両による避難は、混乱に伴う危険発生のおそれがないと認められる場合その他特別の事由がある場合に限る。
- 避難は、できるだけ自主防災組織を中心に、一定の地域、事業所単位ごとに集団で行う。

(4) 避難の誘導

ア 登山者等の避難誘導

- 県及び市町村本部長は、防災行政無線、緊急速報メール、ラジオ、防災ヘリコプターによる周知や、火口近くに位置する避難促進施設等への連絡などにより、登山者等に立入規制範囲内から規制範囲外への避難や近くの建物への緊急避難を伝達する。なお、外国人対応として、多言語での呼びかけを行うよう努める。また、登山者等の避難誘導に当たっては、迅速な避難のための下山ルートへ案内するなどの対応を観光団体等と連携して実施する。
- 県警察、消防等は、下山した登山者等の避難誘導を行う。
- 県は、市町村からの要望に応じ、避難誘導のために登山口等に出動する車両や防災ヘリコプター等を手配する。
- 火口近くに位置する避難促進施設の施設管理者等は施設利用者や施設周辺の登山者等へ、避難小屋や施設内への緊急退避を呼びかける。また、市町村や観光協会等と連携し、施設利用者や施設周辺の登山等の規制対象外への避難誘導を行う。
- 緊急下山・避難時の経路は、火口から遠くなる方向を基本とする。また、火口が特定できない場合は、火山活動状況や風向き等も考慮し、最も安全な方向とする。火口が特定できない場合には、最寄りの登山道・道路を避難経路とする。

イ 住民等の避難誘導

- 市町村本部長は、あらかじめ、避難行動要支援者の居住状況等に配慮して、車両等の活用を含めた避難計画を定める。
- 実施責任者は、消防団、自主防災組織等の協力を得て、住民を安全かつ迅速に避難場所に誘導する。この場合において、避難行動要支援者の避難を優先する。
- 次の場合において、当該避難が困難と認められるときは、消防団員等を配置して誘導する。
 - ① 幼稚園、小学校、病院、社会福祉施設等の生徒、患者、入所者等の避難
 - ② 避難行動要支援者の避難
- 市町村は、避難行動要支援者の避難に当たっては、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用するよう努める。
- 市町村は、泥流の発生状況を確認後、避難所等への避難誘導を行う。
- 避難への援助のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第 14 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

- 県は、被災者の保護のため緊急の必要があると認めるときは、運送業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。
- 県は、運送業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がなく要請に応じないときは、被災者の保護の実施のため特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

(5) 避難者の確認等

- 県、市町村及び防災関係機関は、登山者カード（登山計画書）等や避難促進施設等における緊急退避状況、下山した者からの情報、避難者名簿等を照合することにより、火口近くにいる登山者等の要救助者情報の集約・整理を行い、情報共有を図る。
- 市町村職員、消防団員、民生委員等は、それぞれが連携・分担しながら、避難場所等及び避難対象地域を巡回し、避難者の確認を行うとともに、避難が遅れた者の救出を行う。

ア 避難場所（避難所）

- ① 避難した住民等の確認
- ② 特に、自力避難が困難な避難行動要支援者の安否の確認

イ 避難対象地域

- ① 避難が遅れた者又は要救出者の有無の確認
- ② 避難が遅れた者等の避難誘導、救出

(6) 避難経路の確保

- 県警察は、避難経路を確保するため、必要がある場合は、避難道路及び避難場所等の周辺道路の交通規制を行う。
- 市町村本部長は、避難の障害となるおそれのある物件等を除去し、安全性を確保する。

(7) 避難支援従事者の安全確保

- 市町村本部長は、あらかじめ定めた安全確保策に従い、避難支援従事者（消防団、自主防災組織、民生委員、社会福祉施設職員等であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の安全の確保を図る。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

- 実施責任者は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、次の事項を明示して、警戒区域を設定する。

ア 発令者	ウ 警戒区域設定の理由	オ その他必要な事項
イ 警戒区域設定の日時	エ 警戒区域設定の地域	

- 県本部長は、平常時からの火山防災協議会での検討結果を踏まえ、学識者等専門家及び防災関係機関との密接な連携のもとに、必要に応じ、市町村長に対し警戒区域設定の助言を行う。
- 実施責任者は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 警戒区域設定の周知

ア 地域住民への周知

- 実施責任者は、警戒区域設定の内容を、直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）及び

広報媒体（テレビ、ラジオ）により、地域住民等への周知徹底を図るとともに、ロープ等によりこれを明示する。

イ 関係機関相互の連絡

- 実施責任者は、警戒区域を設定した場合、法に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

[報告又は通知事項]

① 警戒区域設定を行った者	③ 警戒区域設定の発令時刻
② 警戒区域設定の理由	④ 警戒区域設定の地域

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
県知事	市町村長	災害対策基本法施行令第30条第3項
警察官、海上保安官		災害対策基本法第63条第2項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官		災害対策基本法第63条第3項

3 救出

(1) 登山者等の救出

市町村は、救出した登山者等を噴石・火山灰・火山ガス等による影響が小さい場所へ早期に避難させるため、また、避難・下山途中に負傷した登山者等を緊急に救助及び救急搬送するため、大型バス、消防・警察車両等をはじめとする関係機関の車両待機場所について検討する。

なお、救出に当たっては関係機関と十分に協議し、二次災害の防止に万全を期すものとする。

(2) 住民等の救出

【本編・第3章・第15節・第3・3 参照】

4 避難場所の開放

【本編・第3章・第15節・第3・4 参照】

5 指定避難所の設置、運営

(1) 指定避難所の設置

- 市町村本部長は、あらかじめ定める避難計画に従い、指定避難所を設置した場合は、食料水、毛布、医薬品、仮設トイレ、テレビ、ビデオ、洗濯機、乾燥機等、避難生活に必要な物資等を調達する。
- 市町村本部長は、避難者の家財道具等の保管場所の確保に努める。
- 市町村本部長は、指定避難所の設置に当たっては、在宅の要配慮者に配慮した環境の確保に努める。
- 市町村本部長は、当該市町村が設置する指定避難所だけでは対応できない場合においては、次の方法により避難所を確保する。
 - ア 隣接市町村長と協議し、当該市町村地域内にある建物又は土地を、委託し、又は借上げて指定避難所を設置する。

- イ 県本部長と協議し、県有の施設又は民間アパート等を指定避難所とする。
- ウ 県本部長は、イの場合に備え、あらかじめ、県有施設又は民間アパート等の中から、指定避難所を選定する。
- エ 隣接市町村長及び県本部長は、受入れ体制を整備するとともに、その運営に協力する。
また、市町村本部長は、所属職員の内から管理者を定め、当該指定避難所の運営に当たる。
- 市町村本部長は、指定避難所を開設した場合、次の事項を住民等に周知するとともに、県に報告する。
 - ア 開設日時及び場所
 - イ 開設箇所数及び各指定避難所の避難者数
 - ウ 開設期間の見込み
- 指定避難所での受入れの対象となる者は、次に掲げる者とする。

区 分	対 象 者
災害により、現に被害を受けた者	ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者 イ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者など、現実には災害を受けた者
災害により、現に被害を受けるおそれのある者	ア 避難勧告等をした場合の避難者 イ 避難勧告等はないが、緊急に避難することが必要である者

- 市町村本部長は、指定避難所の電気、水道等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても、原則として開設しないものとする。

(2) 指定避難所の運営

- 市町村本部長は、あらかじめ定める避難計画及びその作成した指定避難所の設置及び運営に係るマニュアルに従い、指定避難所の円滑な運営に努める。この場合において、市町村本部長は、指定避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回や岩手県災害派遣福祉チームの活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。
- 市町村本部長は、指定避難所の管理者等と連携を図り、安否情報、食料、生活必需品等の配給及び被災者生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。
- 市町村本部長は、避難者数、防災ボランティア数、物資の種類及び数量等について偏ることのないよう、調整を行う。
- 市町村本部長は、地域住民やボランティア団体等の協力を得ながら、計画的に生活環境の整備を図る。
また、環境整備を図る際は災害弱者に配慮するものとする。
 - ア 避難者、住民組織、防災ボランティア等の連携による被災者の自治組織の育成
 - イ 安否情報、食料生活必需品等の配給情報、生活情報、火山活動情報等各種情報の提供
 - ウ ホームヘルパー等による介護の実施
 - エ 生活相談、こころのケア、健康相談、保健指導等の実施
 - オ プライバシーの確保及び男女や高齢者、障がい者、外国人等の多様なニーズへの配慮
 - カ 文字放送テレビ、ファクシミリ等の設置、手話通訳者の派遣等障がい者に対する情報提供体制の整備
 - キ 指定避難所への警察官の配置による安全の確保

- 市町村本部長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて留意する。
- 市町村本部長は、学校を避難場所として使用する場合には、応急教育の支障とならないよう校長及び避難者の自治組織等と協議を行い、必要な調整を行う。
- 県本部長及び市町村本部長は、避難生活が長期化すると認められる場合は、可能な限り、応急仮設住宅や公営住宅のあっせんに努めるほか、必要に応じ、旅館、ホテル等の宿泊施設の活用に努める。

(3) 被災市町村以外の市町村による避難所の設置等

- 被災市町村以外の市町村の避難所の設置及び運営については、(1) 及び (2) の定めを準用する。

(4) 災害救助法を適用した場合の避難所設置

- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第 17 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

[市町村における避難所の指定状況 資料編 2-5-1]

6 帰宅困難者対策

【本編・第3章・第15節・第3・6 参照】

7 避難所以外の生活困難者の把握

【本編・第3章・第15節・第3・7 参照】

8 広域一時滞在

【本編・第3章・第15節・第3・8 参照】

9 住民等に対する情報等の提供体制

【本編・第3章・第15節・第3・9 参照】

第19節 医療・保健計画

第1 基本方針

- 1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。
県は、岩手DMAT等及びドクターヘリに関する派遣計画の作成等により、医療活動の総合調整を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。
- 2 多数の傷病者に対応するため、被災地内外における災害拠点病院を中心とした後方医療体制の確保を図る。
- 3 効果的な医療活動を行うため、迅速・正確な情報の伝達及び傷病者の搬送体制の確立を図る。
- 4 精神医療の初動体制を確立し、県内の災害派遣精神医療チーム（以下、本節中「岩手DPAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な精神医療活動を行う。
- 5 被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。
- 6 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に迅速かつ適切に講じる。
- 7 県は被災都道府県の要請に基づき、被災市町村の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チームの応援要請を行う。
- 8 県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅滞なく行うための本部の整備に努める。
- 9 災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第16節・第2 参照】

第3 初動医療体制

【本編・第3章・第16節・第3 参照】

第4 後方医療活動

【本編・第3章・第16節・第4 参照】

第5 傷病者の搬送体制

【本編・第3章・第16節・第5 参照】

第6 個別疾患体制

【本編・第3章・第16節・第6 参照】

第7 災害中長期における医療体制

【本編・第3章・第16節・第7 参照】

第8 災害救助法を適用した場合の医療、助産

【本編・第3章・第16節・第8 参照】

第9 愛玩動物の救護対策

【本編・第3章・第16節・第9 参照】

第20節 食料、生活必需品等供給計画

第1 基本方針

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災者に対する食料、被服、寝具等の生活必需品及び避難所生活に必要な物資（以下、本節中「物資」という。）を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等により、物資の調達を図る。
- 2 災害発生時等における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。
- 3 県、市町村その他の防災関係機関は、その備蓄する物資の供給に関し、相互に協力するよう努める。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第17節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 物資の支給対象者
【本編・第3章・第17節・第3・1 参照】
- 2 支給物資の種類
【本編・第3章・第17節・第3・2 参照】
- 3 物資の確保
【本編・第3章・第17節・第3・3 参照】
- 4 物資の輸送及び保管
【本編・第3章・第17節・第3・4 参照】
- 5 物資の支給等
【本編・第3章・第17節・第3・5 参照】
- 6 住民等への協力要請
【本編・第3章・第17節・第3・6 参照】
- 7 物資の需給調整
【本編・第3章・第17節・第3・7 参照】
- 8 災害救助法を適用した場合の物資の供与又は貸与
【本編・第3章・第17節・第3・8 参照】

第21節 削除

第22節 給水計画

第1 基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災者に対する給水を迅速かつ円滑に実施できるよう、水道施設の復旧及び応急給水施設の確保を図るとともに、関係業者・団体等の協力が得られる体制を整備する。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第19節・第2 参照】

第3 実施要領

1 給水

(1) 水源の確保

- 市町村本部長は、災害発生時等において、応急給水が円滑に実施できるよう、水道施設の復旧に努めるとともに、自然水、プール、防火水槽、工業用水等を利用した水源の確保に努める。

(2) 給水班の編成

- 市町村本部長は、職員を主体として、給水班を編成し、次の業務を行う。

ア 給水業務	イ 飲料水の水質検査	ウ 汚染水の使用禁止・停止・制限
--------	------------	------------------

(3) 応援の要請

- 市町村本部長は、自らの活動のみによっては、被災者に対する飲料水の確保若しくは供給ができないと認めた場合又は被災地域やその隣接地域に感染症が発生し、若しくはその疑いのある者が出た場合は、次の事項を明示し、地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

ア 給水対象地域	ウ 職種別応援要員数	オ その他参考事項
イ 給水対象人数	エ 給水期間	

- 県本部長は、要請を受けた場合は、給水業務の実施について必要な指導又は応援を行い、飲料水の確保と供給を図る。
- 給水のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第14節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。
- 県本部長は、災害の規模、状況等により、県本部職員の応援及び自衛隊の災害派遣の措置によって飲料水を確保できないと認めた場合は、被災地以外の市町村に対し応援を要請する。
- 県本部長は、前記によっても飲料水を確保できないとき又は早期の復旧が必要と認めるときは、第13節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところにより、国、都道府県等に対し、要員の派遣を要請する。
- 県本部長は、円滑に応急給水を行うことができるよう、自衛隊等防災関係機関と必要な情報交換を行いながら、相互に連携を図る。

2 応急給水用資機材の調達

【本編・第3章・第19節・第2・2 参照】

3 給水の方法

【本編・第3章・第19節・第2・3 参照】

4 水道施設被害汚染対策

【本編・第3章・第19節・第2・4 参照】

5 災害救助法等を適用した場合の飲料水の供給

【本編・第3章・第19節・第2・5 参照】

第23節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

第1 基本方針

【本編・第3章・第20節・第1 参照】

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第20節・第2 参照】

第3 実施要領

1 応急仮設住宅の供与

【本編・第3章・第20節・第3・1 参照】

2 住宅の応急修理

【本編・第3章・第20節・第3・2 参照】

3 公営住宅への入居のあっせん

【本編・第3章・第20節・第3・3 参照】

4 家財道具等の保管場所の確保

○ 市町村本部長は、被災者の家財道具等の保管場所の確保に努める。

5 被災者に対する住宅情報の提供

【本編・第3章・第20節・第3・4 参照】

6 被災地の危険度判定

【本編・第3章・第20節・第3・5 参照】

7 空き家の活用

○ 市町村本部長は、管内の空き家情報とその活用について検討を行う。

第24節 感染症予防計画

第1 基本方針

被災地域における感染症の発生を未然に防止するとともに、感染症のまん延を防止するため、関係機関との連携の下に、必要な措置を講じる。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第21節・第2 参照】

第3 実施要領

【本編・第3章・第21節・第3 参照】

第25節 廃棄物処理・障害物除去計画

第1 基本方針

- 1 災害によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。
- 2 ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理について、他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図る。
- 3 被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物及び道路、河川、空港等の利用の障害となっている障害物を、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護、交通の確保等を図る。
- 4 廃棄物の処理及び障害物の除去を実施する機関は、当該処理及び除去を迅速かつ円滑に実施することができるよう、各機関間の連携を図る。

第2 実施機関（責任者）

1 廃棄物処理

実施機関	担当業務
市町村本部長	廃棄物の処理及び清掃全般
県本部長	市町村本部長の行う廃棄物の処理及び清掃に対する必要な指導、助言及びあっせん

〔県本部の担当〕

部	課等	地方支部班	担当業務
復興防災部	防災課	—	他の都道府県に対する要員派遣並びに資機材の調達及びあっせん要請
環境生活部	資源循環推進課	福祉環境班	廃棄物の処理及び清掃全般

2 障害物除去

実施機関	担当業務
市町村本部長	1 被災者の日常生活に直接障害となっている障害物の除去 2 緊急輸送の確保、航路の確保及び災害の拡大防止の障害となっている障害物の除去
県本部長	1 市町村本部長が行う障害物の除去に対する応援、協力 2 県が管理する道路、河川、港湾等関係施設に係る障害物の除去
東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸国道事務所〕	所管する道路、河川等関係施設に係る障害物の除去
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく障害物の除去

東日本高速道路(株) (十和田・盛岡・北上・古川・八戸・秋田管理事務所)	所管する高速自動車道路関係施設に係る障害物の除去
--------------------------------------	--------------------------

[県本部の担当]

部	課等	地方支部班	担 当 業 務
復興防災部	防災課	—	1 他の都道府県等に対する要員派遣並びに資機材の調達及びあっせん要請 2 自衛隊の災害派遣要請
	復興くらし再建課	福祉環境班	災害救助法による障害物除去に係る費用支弁等の総括
環境生活部	資源循環推進課	福祉環境班	障害物の除去の総括
県土整備部	県土整備企画室 (花巻空港事務所)	—	空港関係障害物の除去
	道路環境課	土木班	道路関係障害物の除去
	河川課		河川関係障害物の除去

第3 実施要領

1 廃棄物処理

【本編・第3章・第22節・第3・1 参照】

2 し尿処理

【本編・第3章・第22節・第3・2 参照】

3 障害物除去

(1) 処理方法

- 市町村本部長及び道路、河川、港湾、漁港、空港の管理者（以下、本節中「道路等の管理者」という。）は、所属職員等による「障害物除去班」を編成し、所属の障害物除去用資機材を活用して障害物を除去する。
- 火山灰の除去は、施設等の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る火山灰が二次災害の原因とならないよう、県本部長、市町村本部長、防災関係機関、施設等の所有者又は管理者は相互に協力し、速やかに除去する。
- 障害物の除去は、次の障害物を優先して除去する。
 - ア 災害応急対策の実施の障害となっている緊急輸送道路並びに防災拠点等及び避難所間の道路にある障害物
 - イ 防災拠点等にあり、応急対策の障害となっている障害物
 - ウ 被災地住民の日常生活の直接の障害となっている障害物
 - エ 放置することにより災害を拡大するおそれのある障害物
- 市町村本部長及び道路等の管理者は、次により障害物を処理する。
 - ア 住居関係障害物の除去
 - 市町村本部長は、「障害物除去対象者名簿」を作成し、障害物を除去する。

- 災害救助法が適用された場合における障害物の除去に係る対象、費用の限度額、期間等は、第17節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

なお、災害救助法が適用されない場合においても、災害対策基本法第62条の規定に基づき、災害救助法の適用時に準じて、障害物の除去を行う。

イ 道路関係障害物の除去

- 市町村本部長及び道路管理者は、その所管する道路上の火山灰、噴石、土砂等の障害物の状況をパトロール等により把握し、相互に連絡を行い、協力して障害物を除去する。

[障害物除去機械一覧表 資料編2-10-3]

- 市町村本部長及び道路管理者は、道路上の障害物の状況を、第4節「災害情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長に報告する。

- 県本部長は、市町村本部長又は道路管理者からの報告に基づき、除去計画を定め、必要に応じて調整を行うとともに、所管する道路上の障害物を除去する。

ウ 河川関係障害物の除去

- 河川管理者は、河川の機能を確保するため、関係機関と協力し、土砂、流出油等の障害物を除去する。

エ 空港関係障害物の除去

- 空港管理者は、航空機の運航の障害となるものを優先して除去する。

(2) 障害物除去用資機材の確保

- 県本部長、市町村本部長及び道路等の管理者は、自ら保有する障害物除去用資機材について適正に配置、保管するとともに、あらかじめ、関係業者・団体と応援協定を締結するなど、障害物除去用資機材の確保を図る。 [障害物除去機械一覧表 資料編2-10-3]

(3) 応援の要請

- 市町村本部長は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、近隣市町村長又は地方支部福祉環境班長若しくは土木班長を通じて県本部長に、応援を要請する。

ア 障害物除去に必要な職種及び人員	エ 障害物除去地域、区間
イ 障害物除去用資機材の種類・数量	オ その他参考事項
ウ 応援を要する期間	

- 県本部長は、要請を受けた場合は、次の措置を取る。

ア 所管地方支部土木班長に対して応援を指示し、その有する障害物除去用資機材及び要員を投入して、障害物の除去にあたる。

イ 所管地方支部土木班だけでは除去できない場合は、隣接地方支部長又は他の市町村長に対して応援を指示し、又は要請する。

ウ 県内だけでは、障害物を処理できない場合は、本編第10節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところにより、国、都道府県等に障害物除去用資機材の調達・あっせん若しくは障害物の広域処理を要請し、又は、本編第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊の災害派遣を要請する。

(4) 障害物の臨時集積場所の確保

- 県本部長、市町村本部長及び道路等の管理者は、あらかじめ、除去した障害物を集積する場所を選定する。
- 臨時集積場所は、おおむね次の事項に配慮して、選定する。

- ア 障害物の搬入に便利で、地域住民の衛生及び日常生活に影響の少ない公有地を選定する。
- イ 公有地を選定できないときは、アに準じて私有地を選定し、あらかじめ所有者との調整を行う。
- ウ 火山灰が二次災害の原因にならないような場所を選定する。

○ 市町村本部長は、災害発生後、臨時集積場所を確保できないときは、災害対策基本法第 64 条第 1 項及び同法施行令第 24 条の規定により、他人の土地を、一時使用する。

(5) 除去後の障害物の処理

- 市町村本部長等は、土砂・がれきについては、汚水の浸透した土砂等の消毒を行い、次の場所に集積する。
 - ア 臨時集積場所
 - イ 住民の日常生活又は農林水産業その他の生産活動に支障がない場所
 - ウ 埋立予定地
- 市町村本部長等は、所有者が所有権を放棄し、又は所有者不明の竹木、家具、家財等の可燃物で、加工、修理しても使用できないと認められるものについては、集積場所等で焼却処理を行う。
- 加工、修理を加えることにより、使用可能な工作物又は物件を除去した場合においては、次の措置を講ずる。

措置者	措置内容
市町村本部長	災害対策基本法第 64 条第 2 項から第 6 項及び同施行令第 25 条から第 27 条の定めるところにより、保管その他の措置を講ずる。
警察官 海上保安官	災害対策基本法第 64 条第 8 項、第 9 項目及び同施行令第 25 条から第 27 条の定めるところにより、除去した工作物又は物件の設置されていた地域を管轄する警察署長等に差し出し、警察署長等は、保管その他の措置を講ずる。

(6) 住民等への協力要請

市町村本部長は、必要と認めるときは、被災住民・自主防災組織等の団体及びボランティア組織に対して、火山灰等障害物の除去について協力を求める。

4 災害救助法を適用した場合の障害物の除去

- 災害救助法を適用した場合における対象費用の限度、期間等は、第 17 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

5 建築物等の解体等による石綿の飛散防止

- 県本部長は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、必要に応じ、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

第26節 行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画

第1 基本方針

各実施機関相互の協力体制のもとに、災害による行方不明者の搜索及び遺体の処理、埋葬を迅速かつ円滑に行う。

なお、噴火形態によってはさらなる危険も予測されることから、行方不明者の搜索に当たっては、火山活動の状況を十分考慮のうえ、行うものとする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
市町村本部長	1 行方不明者、遺体の搜索 2 遺体収容所の確保及び遺体の処理 3 身元不明の連体の一時安置 4 遺体の埋葬
県本部長	1 行方不明者の搜索、遺体の検視 2 災害救助法適用時における死体の搜索、処理、埋葬の最終処理
陸上自衛隊岩手駐屯地部隊	災害派遣要請に基づく行方不明者の搜索
日本赤十字社岩手県支部	災害救助法の適用時における死体の処理及び埋葬に関する協力
(一社) 岩手県医師会 (一社) 岩手県歯科医師会	遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力

〔県本部の担当〕

部	課	地方支部班	担当業務
復興防災部	防災課		1 他の都道府県等に対する行方不明者の搜索、遺体の処理、埋葬に要する要員の派遣並びに資機材等の調達及びあっせん要請 2 自衛隊の災害派遣要請
	復興くらし再建課	福祉環境班	災害救助法による死体の搜索、処理、埋葬に係る費用支弁等の総括
環境生活部	県民くらしの安全課	保健医療班	遺体の埋葬
医療部	医事企画課	県立病院班	遺体の検案及び処理に関する協力
公安部	捜査第一課 生活安全企画課 鑑識課 警備課	警察署班	行方不明者の搜索及び手配並びに遺体の警察上の処置

第3 実施要領

1 行方不明者及び遺体の捜索

(1) 捜索の手配

- 市町村本部長は、災害により行方不明者が発生した場合は、正確な情報の収集に努め、次の事項を明らかにして、地方支部警察署班長に捜索の手配を行うとともに、手配した内容等を地方支部総務班長を通じて、県本部長に報告する。
 - ア 行方不明者の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携帯品等
 - イ 上記の事項が明らかでないときは、行方不明者が発生した地域及び行方不明者数
- 地方支部警察署班長は、手配の要請を受け、又は自ら行方不明者のあることを知ったときは捜索を行うとともに、公安部警備課に手配する。
- 復興防災部防災危機管理監は、地方支部総務班長からの報告に基づき、必要と認める他の市町村及び関係機関にその旨を連絡する。
- 市町村本部長は、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県本部長に連絡する。

(2) 捜索の実施

- 捜索に当たる各実施機関は、情報を共有化するとともに、迅速かつ効率的に捜索活動が行えるよう、共通地図を事前に準備し活用する。
- 市町村本部長は、多数の行方不明者が発生した場合においては、所属職員、消防団員により捜索班を編成し、行方不明者の捜索及び遺体の収容を行う。
- 市町村本部長は、必要に応じて自主防災組織等の住民組織及びボランティア団体に対して、捜索班への協力を要請する。
- 市町村本部長は、必要に応じて、地方支部警察署班長に対して、航空機等による広域的な捜索の実施を要請する。
- 捜索班員及び警察官は、行方不明者又は遺体を発見した場合は、次の措置をとる。
 - ア 発見時において生存している場合は、DMAT又は医療救護班と協力して、直ちに応急医療を行い、医療機関に搬送する。
 - イ 遺体を発見し、その状態について、犯罪に関する疑いがある場合においては、速やかに警察官に通報するとともに、遺体及び遺体の発見場所を保存する。
 - ウ 遺体を発見し、又は住民から発見の通報を受けたときは、警察官は遺体処理班に通知し、その後の処理について連絡する。

(3) 検視・死体調査の実施

- 警察官は、遺体を発見し、又は住民から遺体発見の通報を受けた場合は、原則として現地において検視・死体調査を行うものとし、あらかじめ、検視等に要する資機材を整備する。
- 警察官は、多数の遺体が発見され、現地での検視・死体調査が困難である場合は、市町村本部長に通知の上、遺体収容所に搬送し、検視・死体調査を行う。この場合において、身元確認作業等においては、必要に応じ歯科医師の協力を得るものとする。

2 遺体の収容

【本編・第3章・第23節・第3・2 参照】

3 遺体の処理

【本編・第3章・第23節・第3・3 参照】

4 遺体の埋葬

【本編・第3章・第23節・第3・4 参照】

5 遺体埋葬の広域調整

【本編・第3章・第23節・第3・5 参照】

6 災害救助法を適用した場合の死体の搜索、処理及び埋葬

【本編・第3章・第23節・第3・6 参照】

第27節 応急対策要員確保計画

第1 基本方針

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員（以下、本節中「要員」という。）の確保を図る。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第24節・第2 参照】

第3 実施要領

【本編・第3章・第24節・第3 参照】

第28節 文教対策計画

第1 基本方針

- 1 災害により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施する。
- 2 災害により教科書、学用品等（以下、本節中「学用品等」という。）を喪失又は棄損した児童、生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう、学用品等の給与を行う。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第25節・第2 参照】

第3 実施要領

【本編・第3章・第25節・第3 参照】

第29節 農林水産物応急対策計画

第1 基本方針

- 1 被害状況の早期把握に努め、栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫の発生及びまん延を予防することにより、農作物等被害の拡大防止を図る。
- 2 家畜の被害を最小限に止めることができるよう、適切な措置及び指導を行う。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
市町村本部長	1 被害状況の早期把握及び栽培・管理技術の指導 2 被災地域における病害虫防除実施 3 家畜、家きん、草地、飼料畑及び畜産施設に係る被害に対する応急措置
県本部長	1 栽培・管理技術及び病害虫防除に関する必要な指示指導 2 家畜伝染病緊急予防措置、防疫措置その他の応急措置 3 家畜の避難及び家畜診療 4 飼料及び集乳搬送体制の確保 5 市町村長が行う畜産応急対策措置に対する指導 6 市町村長からの畜産応援要請に応じた対策措置

〔県本部の担当〕

部	課等	地方支部班	担当業務
農林水産部	農業普及技術課	農林班	栽培・管理及び病害虫防除に係る技術指導
	畜産課		畜産対策全般
	森林整備課		栽培・管理及び病害虫防除に係る技術指導
	水産振興課	水産班	栽培・管理に係る技術指導

第3 実施要領

1 農林水産物対策

(1) 栽培・管理技術の指導

- 市町村本部長は、次の事項を定め、農協等関係機関と連携を取り、栽培・管理技術の指導を行う。

(例) 水稻⇒降灰が付着している水田は、深水にしてかけ流しを行い、灰の除去に努める。
 果樹⇒散水して灰の除去を図るとともに、葉の被害を防ぐため生石灰液の散布を行う。
 野菜、花き⇒散水、水洗いを実施し、灰の除去を図る。
 水産物⇒養殖場に流入した降灰はきれいに排出するとともに、斃死魚の除去を図り、
 疾病及び病害の発生を防ぐ。

(2) 防除対策

- 市町村本部長は、必要な資機材、人員、車両等の確保、調達を行う。
- 市町村本部長は、防除資機材等の確保が困難な場合は、次の事項を明示し、地方支部農林班長を通じて、県本部長にその調達又はあっせんを要請する。

ア 資機材の種類別数量	ウ 調達希望日時（期間）
イ 送付先	エ その他参考事項

2 畜産対策

(1) 協力機関

- 地方支部農林班は、次の関係機関の協力を得て、畜産対策を実施する。

ア 市町村	エ 農業協同組合
イ 全国農業協同組合連合会岩手県本部	オ 県獣医師会
ウ 県農業共済組合	カ 地域自衛防疫協議会

(2) 家畜診療班及び家畜防疫班の編成

- 地方支部農林班長は、必要に応じて「家畜診療班」及び「家畜防疫班」を編成する。
[家畜診療班及び防疫班編成表 資料編 3-26-1]
- 家畜診療班及び家畜防疫班の編成は、次の基準による。

家畜診療班		家畜防疫班		備考
区分	人員	区分	人員	
班長	獣医師 1 名	班長	獣医師 1 名	地方支部農林班員及び協力機関の職員により構成
班員	獣医師 5～8 名	班員	獣医師 5～8 名	
事務職員	1 名	事務職員	1 名	

(3) 家畜の診療

- 災害時における家畜の診療は、次の方法により行う。
 - ア 家畜の診療は、市町村本部長が実施するが、それが困難な場合は、地方支部農林班長に応援を要請する。
 - イ 要請を受けた地方支部農林班長は、家畜診療班を現地に派遣し、応急診療を実施する。
 - ウ 家畜診療班は、必要に応じて被災地内に診療詰所を設け、常時待機する。
 - エ 応急診療の範囲は、次による。

① 診療	② 薬剤又は治療用資器材の支給	③ 治療等の処置
------	-----------------	----------

- 地方支部農林班長は、家畜の健康診断が必要と認めた場合は、被災地内に家畜診療班を派遣し、巡回して健康診断に当たる。
- 地方支部農林班長は、必要に応じ、家畜避難所を設置する。
- 地方支部農林班長は、診療実施のため必要な器材、薬品等の所要数量を県本部に報告し、その指示を得る。ただし、通信途絶又は緊急を要する場合は手持品を使用し、又は現地において確保し、県本部に報告する。

(4) 家畜の防疫

- 災害時における家畜の防疫は、家畜伝染病予防法及び家畜防疫対策要綱（平成 11 年 4 月 12 日付け 11 番 A 第 467 号農林水産省畜産局長通達）の関係規定により実施する。

ア 畜舎等の消毒（家畜伝染病予防法第9条及び第30条）

- ① 地方支部農林班長は、家畜防疫班を被災地域に派遣し、実施する。
- ② 必要な薬剤、器材等については、地方支部農林班の手持品を使用する。ただし、手持品が不足するときは、県本部長に報告し、県本部を通じて入手し、又は配置する。

イ 緊急予防注射の実施（家畜伝染病予防法第6条及び第31条）

- ① 地方支部農林班長は、家畜防疫班を被災地域に派遣し、実施する。
- ② 県本部長は、時期を失しないよう、ワクチン等の確保に努める。

ウ その他の防疫措置

地方支部農林班長は、家畜の死亡、家畜伝染病のまん延の防止等の措置が必要と認めた場合は、家畜伝染病予防法の定めるところにより実施する。

(5) 家畜の避難

- 火山災害の発生が予想され、又は発生したときの家畜の避難は、次の方法により行う。

ア 地方支部農林班長は、市町村その他の協力機関と連絡し、避難場所等について指導する。

イ 市町村本部長は、地方支部農林班長から連絡を受け、又は家畜を避難させる必要を認めたときは、家畜飼育者等に家畜を避難させるよう指導する。

(6) 飼料等の確保

- 避難家畜に対する飼料、藁等が現地において調達できないときは、次の方法により確保する。

ア 市町村本部長は、地方支部農林班長に確保のためのあつせんを要請する。

イ 地方支部農林班長は、所管区域内において調達できない場合は、県本部長に報告する。

ウ 県本部長は、政府保有の麦類、ふすま等の放出を要請するほか、全国農業協同組合連合会岩手県本部又は大口の飼料取扱業者に対して、必要数量の確保、供給について要請する。

エ 各機関は、要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

① 要請する飼料の種類及び数量	③ その他必要事項
② 納品又は引継の場所及び時期	

(7) 青刈飼料等の対策

- 市町村本部長は、火山災害により飼料作物、牧草等が被害を受けた場合は、次の応急措置を実施する。

ア 全滅又は回復の見込みがない場合は、速やかに再播措置について指導する。

イ 一部の被害で回復の見込みのあるものは、即効性の液肥を使用し、成育の促進をするよう指導する。

ウ 災害発生時において、飼料作物、牧草等の種子及び肥料を確保することができない場合は、地方支部農林班長を通じて、県本部長に確保のためのあつせんを要請する。

(8) 牛乳の集乳対策

- 市町村本部長は、酪農家が生産した牛乳が、災害に伴う交通途絶等により集乳運搬ができない場合は、地方支部農林班長に対し、集乳運搬について協力を要請する。

- 地方支部農林班長は、受入れ業者その他関係機関と連絡し、牛乳処理施設への搬送ができるよう協力を要請する。

第30節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画

第1 公共土木施設

1 基本方針

公共の福祉と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設、河川管理施設、砂防等施設、空港施設等について、速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。

2 実施機関（責任者）

公共土木施設に係る被害状況の把握、応急措置及び応急復旧の実施機関（責任者）は、次のとおりとする。

(1) 道路施設

実施機関	担当区分
国土交通省（岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸国道事務所）	国土交通省東北地方整備局関係事務所の直轄管理における一般国道及び、釜石自動車道（東和IC～釜石JCT）、三陸沿岸道路（岩手県内）の道路施設
東日本高速道路(株)（十和田・盛岡・北上・古川・八戸・秋田管理事務所）	東日本高速道路(株)東北支社所管の東北自動車道、八戸自動車道、秋田自動車道及び釜石自動車道の道路施設
県	一般国道のうち、国土交通省東北地方整備局関係国道事務所所管以外の道路施設及び県道の道路施設
市町村	市町村道の道路施設

(2) 河川管理施設

国土交通省（岩手河川国道事務所）	北上川水系の国土交通大臣管理区間の河川管理施設
国土交通省（北上川ダム統合管理事務所）	四十四田ダム、御所ダム、田瀬ダム、湯田ダム、胆沢ダムの河川管理施設
県	一級河川の指定区間及び二級河川の河川管理施設
市町村	準用河川及び普通河川の河川管理施設

(3) 砂防等施設

実施機関	担当区分
国土交通省（岩手河川国道事務所）	直轄砂防指定地の砂防施設
県	砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜崩壊危険区域の砂防等施設

(4) 空港施設

県	花巻空港
---	------

〔県本部の担当〕

区 分	部	課	地方支部班	担当業務
(1) 道路施設	県土整備部	道路環境課	土木班	各公共土木施設に係る被害 状況調査及び応急対策の実 施
(2) 河川管理施設	県土整備部	河川課	土木班	
(3) 砂防等施設	県土整備部	砂防災害課	土木班	
(4) 空港施設	県土整備部	県土整備企 画室（花巻空 港事務所）	—	

3 実施要領

(1) 共通事項

ア 被害状況の把握及び連絡

- 実施機関は、被害の発生状況を把握し、県本部その他の防災関係機関に連絡するとともに、その後の応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

イ 二次災害の防止対策

- 実施機関は、クラック発生箇所の調査等を行い、二次災害の防止のための応急復旧を実施する。

ウ 要員及び資機材の確保

- 実施機関は、必要な要員及び資機材を確保するため、相互に融通、調達、あっせん等の手段を講ずるとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等、関係業者、団体等の協力を得られる体制を整備する。
- 実施機関相互又は関係業者等に対する応援協力要請は、次の事項を明示して行う。

① 資機材の種類及び数量	③ 場所	⑤ 作業内容
② 職種別人員	④ 期間	⑥ その他参考事項

エ 関係機関との連携強化

- 実施機関は、応急復旧の実施に当たっては、広域的な応援体制をとるよう努める。
- 障害物の除去等に係る応急復旧に当たっては、警察、消防機関、自衛隊、占用工作物管理者等の協力を得て実施する。

(2) 道路施設

- 実施機関は、関係機関と速やかに協議、調整の上、災害の態様と緊急度に応じて、緊急輸送道路を重点的に応急復旧を実施する。

(3) 空港施設

- 実施機関は、関係機関と速やかに協議、連絡の上、空港施設の機能の維持又は回復のための応急復旧を実施する。

第2 鉄道施設

【本編・第3章・第27節・第3 参照】

第31節 ライフライン施設応急対策計画

第1 基本方針

- 電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者又は管理者及び石油等燃料の供給事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施し、ライフライン及び必要な燃料の確保を図る。
- 県本部長は、停電その他の事由によりライフライン施設等の稼働の継続や県民の生活の維持のため燃料の確保が必要な場合は、岩手県石油商業協同組合その他の業界団体等に対し、その供給を要請し、必要に応じて、政府災害対策本部又は東北経済産業局にその確保を要請する等により、燃料の確保ができるよう調整に努める。
- 電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者等は、他都道府県で発生した災害における応急対策に関し、必要に応じ、応援を実施することができるよう、広域的応援体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第28節・第2 参照】

第3 実施要領

1 電力施設

(1) 防災活動体制

ア 非常災害対策本部の設置

- 民間電気事業者（以下、本節中「電気事業者」という。）は、大規模な災害が発生した場合においては、迅速かつ的確な対策を実施するため、非常災害対策本部を設置する。

〔電力施設現況一覧表 資料編3-28-1〕

- 非常災害対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討の上、適切な活動組織とするよう留意する。

イ 対策要員の確保

- 電気事業者は、災害の規模及び状況に応じて、おおむね、次の区分により防災体制をとる。

体制区分	災害の規模及び状況
警戒体制	非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合
第1非常体制	非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または非常災害が発生し、必要と認めた場合
第2非常体制	国内広域で大規模な非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または大規模な非常災害が発生し、早期復旧が困難であり長期化が懸念される場合

- 電気事業者は、その体制区分に応じて、必要とする要員について出動を指示する。
- 非常災害対策要員は、次により迅速に行動する。
 - ① 非常体制の発令がなされると予想される場合においては、災害情報に留意の上、非常体制の発令に備える。
 - ② 非常体制の発令があった場合においては、速やかに所属する対策組織に出動し、非常災害対策活動に従事する。
 なお、非常災害対策本部への出動が困難である場合においては、あらかじめ、定められた最寄りの事業所に出動し、当該事業所において非常災害対策活動に従事する。
 - ③ 非常体制の伝令がなされたと判断される場合においては、自主出動し、非常災害対策活動に従事する。
- その他の職員は、非常災害に対する安全対策を実施し、可能な限り通常業務に従事する。

ウ 情報連絡活動

- 電気事業者は、定時に、被災電力施設等から、次の情報を収集する。
 - ① 一般情報等
 - ・ 気象等に関する情報
 - ・ 一般被害情報
 - ・ 停電による主な影響の状況
 - ・ 国及び地方公共団体の災害対策本部等、官公庁、報道機関及び被災地域への対応状況
 - ② 自社被害情報等
 - ・ 自社施設等の被害情報及び復旧状況
 - ・ 他の事業者からの応援要員及び資機材等の派遣状況
 - ・ 人身災害及びその他の災害発生状況
 - ・ その他の災害に関する情報
- 電気事業者は、上記により収集した被害情報について、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部その他の防災関係機関に対して連絡する。

(2) 応急対策

ア 資材の調達、輸送

- 電気事業者は、自ら保有する予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材については、次の方法により確保する。
 - ① 現地調達
 - ② 電力事業所相互間による流用
 - ③ 納入メーカーからの購入
 - ④ 他の電気事業者からの融通
- 非常災害対策本部と被災電力施設との通信が途絶し、相当の被害が予測される場合においては、非常災害対策本部において復旧資材所要数量を想定し、被災電力施設に対して緊急出荷する。
- 資材が不足する場合は、工事業者、メーカー、他の電気事業者等に対し、応援を要請する。
- 被災電力施設への資材の輸送は、あらかじめ供給契約をしている関係業者の保有する車両、船艇等により行う。なお、輸送力が不足する場合においては、他の電気事業者に対して応援を要請し、輸送力の確保を図る。

- 電気事業者は、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努める。
- 県本部長は、各電気事業者から応急対策要員、応急対策資材及びその輸送等のあっせん要請があった場合は、その確保、あっせんに協力するとともに、状況に応じて、第14節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊の災害派遣要請を行う。

イ 危険予防措置の実施

- 電気事業者は、電力需要の実態を考慮し、災害時においても原則として送電を継続するが、次の場合においては、送電を停止する。
 - ① 送電を継続することが危険と認められるとき
 - ② 警察署、消防機関等関係機関から送電停止の要請があったとき
- 送電の停止に当たっては、被害状況及び被災地域に及ぼす影響を十分考慮し、範囲の縮小、時間の短縮に努める。
- 電気事業者は、技術員を派遣し、電気施設保安のため必要な措置を講ずる。

ウ 応急工事の実施

- 電気事業者は、応急工事の実施に当たっては、次の施設を優先して行うほか、災害状況、各施設の応急工事の難易等を勘案して、電力供給上、復旧効果の最も大きい施設から実施する。

① 災害応急対策実施機関	② 医療施設	③ 社会福祉施設	④ 避難所
--------------	--------	----------	-------

エ 災害時における電力の融通

- 電気事業者は、災害時における電力融通計画を定めるとともに、「全国融通電力受給契約」及び「二社融通電力受給契約」等に基づいて、相互に電力を融通する。

(3) 復旧対策

- 電力施設の復旧に当たっては、恒久的復旧を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害の状況等により止むを得ないと判断される場合においては、応急復旧を行う。
 なお、火山災害による送電線被害については、別ルートからの送電等により迅速な送電復旧に努める。
- 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、被害復旧の難易等を勘案して、電力供給上、復旧効果の大きい施設から、おおむね、次に定める復旧順位により実施する。

ア 水力発電設備

- ① 系統に影響の大きい発電所
- ② 当該地域に対する電力供給上支障を生じる発電所
- ③ 早期に処置を講じない場合において、復旧が一層困難になるおそれのある発電所
- ④ その他の発電所

イ 送電設備

- ① 全回線送電不能の主要線路
- ② 全回線送電不能のその他の線路
- ③ 一部回線送電不能の主要線路
- ④ 一部回線送電不能のその他の線路

ウ 変電設備

- ① 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- ② 都市部に送配電する送電系統の中間変電所

- ③ 重要施設に配電する配電用変電所

エ 配電設備

- ① 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、広域避難場所、その他重要施設への供給回線
- ② その他の回線

オ 通信設備

- ① 非常災害用通信回線
- ② 給電指令回線並びに制御監視及び系統保護回線
- ③ 保守用回線等

(4) 道路管理者等との連携

- 電気事業者は、各設備の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

(5) 災害広報

- 被災地域における広報は、復旧状況、感電事故防止、送電再開時の火災予防等の二次災害防止を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。

(6) 公営電気事業者の措置

- 公営電気事業者は、上記に準じて、その体制等を整備する。

2 ガス施設

(1) 防災活動体制

ア 非常災害対策本部の設置

- ガス事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、迅速かつ的確な対策を実施するため、非常災害対策本部を設置する。

[都市ガス事業者一覧表 資料編 3-28-2]

[都市ガスの状況 資料編 3-28-3]

[液化石油ガス充てん所・オートガススタンド・充てん設備の所在地 資料編 3-28-4]

- 非常災害対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出勤方法等について検討の上、適切な活動組織とするよう留意する。

イ 対策要員の確保

- ガス事業者は、災害の規模及び状況に応じて、おおむね、次の区分により非常災害対策本部を設置する。

体制区分	災害の規模及び状況
第1次非常体制	被害又は被害予想が軽度又は局部の場合
第2次非常体制	被害又は被害予想が中程度の場合
第3次非常体制	被害又は被害予想が甚だしい場合

ウ 情報連絡活動

- ガス事業者は、収集した被害情報について、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長及び防災関係機関に対して連絡する。

(2) 応急対策

ア 災害時の初動措置

- ガス事業者は、災害時における初動措置として、次の措置を実施する。
 - ① 県本部、報道機関等からの被害情報等の収集
 - ② 事業所設備等の点検
 - ③ 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止
 - ④ ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧処理
 - ⑤ その他、状況に応じた措置

イ 応急措置

- ガス事業者は、応急措置として、次の措置を実施する。
 - ① 各事業所が有機的な連携を図り、施設の応急措置にあたるよう指示する。
 - ② 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
 - ③ 供給停止地域について、供給可能な範囲で供給切替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
 - ④ その他、現場の状況により適切な措置を行う。
- 応急措置の実施に当たっては、次の施設を優先して行う。

① 災害応急対策実施機関	② 医療施設	③ 社会福祉施設	④ 避難所
--------------	--------	----------	-------

ウ 資機材の調達

- ガス事業者は、自ら保有する資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次の方法により確保する。
 - ① 取引先、メーカー等からの調達
 - ② 各事業所相互間における流用
 - ③ 他のガス事業者からの応援融通
- 県本部長は、ガス事業者から応急対策要員及び応急対策資機材及びその輸送等のあっせん要請があった場合は、その確保、あっせんに協力する。

(3) 復旧対策

ア ガス施設の復旧活動

- ガスの供給を停止した場合における復旧作業については、二次災害を防止するため、次により作業を進める。
 - ① 製造所の復旧
 - ガスの製造、供給を一時又は一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各施設の安全性を確認した後、標準作業に基づいてガスの製造、供給を開始する。
 - ② 整圧所の復旧
 - ガスの受入、送出を一時又は一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて供給を再開する。
 - ③ 中圧導管の復旧
 - ・ 区間遮断
 - ・ 漏洩箇所の修理
 - ・ 気密試験（漏洩箇所の発見）
 - ④ 低圧導管と需要家設備の応急復旧
 - ・ 閉栓確認作業
 - ・ 本支管混入空気除去

- ・ 被災地域の復旧ブロック化
- ・ 復旧ブロック内巡回点検作業
- ・ 復旧ブロック内の漏洩検査
- ・ 本支管の漏洩箇所の修理
- ・ 供内管の検査及び修理
- ・ 点火・燃焼試験
- ・ 開栓

イ 再供給時の事故防止措置

- ガス供給の再開に当たっては、二次災害の発生を防止するため、次により作業を進める。

① 製造施設

所定の点検計画に基づき、各種施設の点検を実施し、必要に応じ補修を行い、各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて、ガスの製造、供給を再開する。

② 供給施設

ガス再供給時のガス漏洩等による二次災害を防止するための点検措置を行う。

③ 需要家施設

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

(4) 道路管理者等との連携

- ガス事業者は、各設備の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

(5) 災害広報

- 被災地域における広報は、復旧状況、ガス使用上の注意等の必要事項を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。
- ガス事業者は、被災地域における相談及び事故防止を図るため、移動相談所を開設する。

3 上水道施設

【本編・第3章・第28節・第3・3 参照】

4 下水道施設

【本編・第3章・第28節・第3・4 参照】

5 電気通信施設

【本編・第3章・第28節・第3・5 参照】

第32節 危険物施設等応急対策計画

第1 基本方針

- 1 火山災害発生時における危険物による被害の発生防止又は拡大防止を図るため、危険物施設等について、速やかに応急措置を実施する。
- 2 自衛隊の所有する資機材等により、危険物の保安措置及び除去が可能である場合は、自衛隊の災害派遣を要請する。

第2 石油类等危険物

【本編・第3章・第29節・第2 参照】

第3 火薬類

【本編・第3章・第29節・第3 参照】

第4 高圧ガス

【本編・第3章・第29節・第4 参照】

第5 毒物・劇物

【本編・第3章・第29節・第5 参照】

第33節 防災ヘリコプター等活動計画

第1 岩手県防災ヘリコプターの活動

1 基本方針

災害時において、広域的かつ機動的な対応を図るため、防災ヘリコプターによる災害応急対策活動等を実施する。

2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第32節・第1・2 参照】

3 実施要領

【本編・第3章・第32節・第1・3 参照】

第2 大規模災害時におけるヘリコプター等の運用調整

【本編・第3章・第32節・第2 参照】

第4章 災害復旧・復興計画

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設等の災害復旧計画

第1 基本方針

被災した施設の管理者は、施設の原形復旧に加え、再度の被害発生防止を考慮に入れ、必要な施設の新設、改良復旧、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立し、早期に復旧を図る。

第2 災害復旧事業計画

- 県及び市町村等は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査、検討し、それぞれが管理する公共施設等の災害復旧計画を速やかに作成する。
- 災害復旧計画の作成及び復旧事業の実施に当たっては、次の事項に留意する。
 - ア 原状回復を基本としつつも、再度災害の防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする。
 - イ 被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、緊要事業を定めて、計画的な復旧を図ること。
 - ウ 事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑な事業を推進すること。
 - エ 環境汚染の未然防止等住民の健康管理に配慮して、事業を実施すること。
 - オ 事業の実施に当たり、ライフライン事業者とも十分に連携をすること。
 - カ 火山活動に伴う二次的な土砂災害等に対する安全性に配慮した、復旧活動の推進を図ること。
 - キ 事業の実施に当たっては、暴力団排除の徹底に努めること。この場合において、県警察本部長は、暴力団等の動向把握等を行い、必要に応じ、関係機関・団体等に情報の提供を行うこと。
- 公共施設等の災害復旧事業は、概ね次のとおりとする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画	ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画 イ 砂防設備災害復旧事業計画 ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画 エ 地すべり防止施設災害復旧事業計画 オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画 カ 道路公共土木施設災害復旧事業計画 キ 下水道公共土木施設災害復旧事業計画
(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画	(6) 公立学校施設災害復旧事業計画
(3) 都市施設災害復旧事業計画	(7) 公営住宅災害復旧事業計画
(4) 上水道施設災害復旧事業計画	(8) 公立医療施設災害復旧事業計画
(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画	(9) その他の災害復旧事業計画

第3 激甚災害の指定

【本編・第4章・第1節・第3 参照】

第4 緊急災害査定促進

【本編・第4章・第1節・第4 参照】

第5 緊急融資等の確保

- 県及び市町村は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助金の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について、所要の措置を講じる。
- 被災市町村において、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合は、災害つなぎ短期融資の途を講じて、財源の確保を図る。

1 国庫負担又は補助

- 法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業に係る法令等は、次のとおりである。

- | | |
|------|---|
| (1) | 活動火山対策特別措置法 |
| (2) | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 |
| (3) | 公立学校施設災害復旧費国庫負担法 |
| (4) | 公営住宅法 |
| (5) | 土地区画整理法 |
| (6) | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 |
| (7) | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 |
| (8) | 予防接種法 |
| (9) | 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 |
| (10) | 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について
(昭和37年8月14日建設省都市局長通達) |
| (11) | 生活保護法 |
| (12) | 児童福祉法 |
| (13) | 身体障害者福祉法 |
| (14) | 知的障害者福祉法 |
| (15) | 障害者総合支援法 |
| (16) | 売春防止法 |
| (17) | 老人福祉法 |
| (18) | 医療施設等災害復旧費補助金交付要綱 |
| (19) | 水道法 |
| (20) | 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助について
(平成2年3月31日厚生省事務次官通知) |
| (21) | 下水道法 |
| (22) | 災害廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱 |
| (23) | 産業廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱 |
| (24) | と畜場等災害復旧費補助金交付要綱 |
| (25) | 公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱 |
| (26) | 社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領 |

2 地方債

【本編・第4章・第1節・第5・2 参照】

3 交付税

【本編・第4章・第1節・第5・3 参照】

第2節 生活の安定確保計画

第1 基本方針

災害により被害を受けた県民が、被災から速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、県民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

第2 被災者の生活確保

【本編・第4章・第2節・第2 参照】

第3 中小企業への融資

【本編・第4章・第2節・第3 参照】

第4 農林漁業関係者への融資

【本編・第4章・第2節・第4 参照】

第5 通貨の供給の確保及び非常金融措置

【本編・第4章・第2節・第5 参照】

第6 郵政事業に係る災害特別事務取扱

【本編・第4章・第2節・第6 参照】

第3節 復興計画の作成

第1 基本方針

県及び市町村は、大規模な災害により甚大な被害を受けた地域について、復興計画を作成するとともに、推進体制を整備し、連携を図りながら、計画的な復興を図る。

第2 復興方針・計画の作成

【本編・第4章・第3節、第2 参照】

第3 復興事業の実施

○ 激甚災害等に対する特別な財政措置は、次のとおりである。

項 目	事 業 者
1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	(1) 公共土木施設災害復旧事業 (2) 公共土木施設災害関連事業 (3) 公立学校施設災害復旧事業 (4) 公営住宅等災害復旧事業 (5) 生活保護施設災害復旧事業 (6) 児童福祉施設災害復旧事業 (7) 老人福祉施設災害復旧事業 (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 (9) 障害者支援施設等災害復旧事業 (10) 婦人保護施設災害復旧事業 (11) 医療施設等災害復旧事業 (12) 感染症指定医療機関災害復旧事業 (13) 感染症予防事業 (14) 堆積土砂排除事業 ア 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業 イ 都市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業 (15) 湛水排除事業
2 農林水産業に関する特別の助成	(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（天災融資法が発動された場合適用） (5) 森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助

	<ul style="list-style-type: none"> (6) 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助 (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助 (8) 森林災害復旧事業に対する補助
3 中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
4 その他の特別の財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 (4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例 (5) 水防資材費の補助の特例 (6) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 (7) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助 (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例 (9) 防災集団移転促進事業 (10) がけ地近接等危険住宅移転事業 (11) 活動火山避難施設等整備

第4 災害記録編纂計画

県及び市町村等は、火山防災対策の向上のため、火山活動の経過や被害、それに伴う防災対応について、正確に記録を残しとりまとめる。

第4節 風評被害防止計画

第1 基本方針

県及び市町村は、観光団体等と連携し、火山災害による風評被害が観光業などの地場産業に及ぶことのないよう、これを未然に防止し、又は影響を軽減するために必要な活動を実施する。

第2 広報活動等

- 県、市町村及び防災関係機関は、火山の現状や火山活動に応じた立入規制区域及び火山周辺における安全確保対策や災害時の避難計画について、様々な手段を活用して広報活動を行う。
- 県、市町村及び防災関係機関は、火山活動の鎮静化後においても、火山の現状等について積極的に広報活動を行い、風評被害の軽減に努める。

第5章 継続災害への対応方針

第5章 継続災害への対応方針

第1節 避難対策

第1 基本方針

- 1 県及び市町村は、気象庁等からの火山噴火の長期化や土石流発生のおそれなど火山現象に関する情報を、迅速かつ的確に、関係機関及び住民に伝達するための体制を整備する。
- 2 市町村は、火山活動が長期化した場合には、火山活動の状況を考慮しつつ、状況に応じた避難勧告、警戒区域の設定等、警戒避難体制の整備に努め、かつ、警戒区域の変更、状況の変化に応じた対策を行う。
- 3 市町村は、避難生活が長期化した場合は、必要に応じ火山活動状況を勘案しながら、避難者の避難勧告対象区域・警戒区域への一時入域を実施する。

第2 避難対策

- 県及び市町村等は火山災害が長期化した場合は、土石流等二次災害の発生から住民等を守るため、次の対策を講じる。
 - 対策に当たって、県及び市町村等は、必要に応じて、火山防災協議会での協議や有識者等の助言を踏まえ、火山活動の状況に応じた対策を行う。
- 1 情報伝達体制
 - ア 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の情報伝達体制の整備
 - イ 土石流等二次災害に関する警報等の意味、必要性及び判断体制等についての、住民に対する啓発・周知
 - 2 避難体制
 - ア 火山監視体制の強化
 - イ 避難誘導體制の強化
 - ウ 状況に応じた避難勧告、警戒区域の設定、変更
 - エ 住民への避難勧告等の通報体制の整備
 - 3 一時的な避難施設の確保
 - 土石流等が長期的に反復する恐れがある場合には、住民等の一時的避難施設の確保に努める。

第3 避難勧告対象区域・警戒区域の一時入域計画

- 市町村は、避難勧告対象区域又は警戒区域の一時入域を実施する際には、火山活動の状況を十分に考慮して実施することとし、入域者の安全対策について万全を期すものとする。
- 一時入域の実施に当たって、市町村は必要に応じ県に助言を求め、県は、学識経験者及び関係機関

等と協議し、市町村長に対し助言を行う。

- 市町村は、避難勧告対象区域又は警戒区域への一時入域について次の点に配慮した計画をあらかじめ策定する。
 - ア 住民等からの要望の集約方法及び集約体制
 - イ 判断体制
 - ウ 安全確保のための防災関係機関との連携体制
- 市町村は、関係機関と連携し、避難勧告対象区域又は警戒区域への計画外の入域を防ぐ手段を講じる。

第2節 安全確保対策

第1 基本方針

県及び市町村は、国等の協力のもと、火山災害の状況に応じ、土石流対策等適切な安全確保策を講ずるものとする。

また、火山活動が長期化、反復するおそれがある場合には、安全な場所に仮設住宅・公営住宅の建設や仮設校舎等の建設に努めるとともに、復興計画に基づき、必要に応じて、土地の嵩上げ等による住宅の安全対策、道路の迂回・高架化等、発生直後から将来の復興を考慮した対策を講ずるよう努めるものとする。

第2 安全確保対策

- 国、県及び市町村等は火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達体制の整備により、警戒避難体制を整備する。
- 県及び市町村は、住民等の日常生活の利便性及び健康が維持できるよう支援するため、次の対策を講じる。
- 対策に当たって、県及び市町村等は、必要に応じて火山防災協議会での協議や有識者等の助言を踏まえ、火山活動の状況に応じた対策を行う。

1 土石流、火山泥流等の安全確保対策

- ア 火山の活動状況、危険区域等の関係機関への迅速な情報提供等、警戒避難に対する監視体制の整備
- イ 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達体制の整備
- ウ 的確な警戒避難体制を敷くための体制整備

2 応急仮設住宅、災害公営住宅の確保等

- ア 応急仮設住宅、災害公営住宅の確保・斡旋
- イ 居住性やプライバシーの保護に考慮した避難施設の設置

3 火山灰対応対策

- ア 降灰に関わる風向・風速情報の収集伝達
- イ 降灰による住民等に対する健康影響調査

4 感染症予防活動

- ア 感染症予防計画に基づく被災現場、浸水家屋等への消毒等
- イ 廃棄物処理・障害物除去計画に基づく災害廃棄物の処理

第3 治安確保対策

- 市町村は、警察と連携して住民等及び関係機関等へ、警戒区域の設定や避難対象地域への「立ち入り禁止」等の規制措置について周知し、警戒区域や避難対象地域の周辺における警戒活動を実施する。

なお、警戒活動に当たっては、噴火形態によってさらなる危険も予測されることから、火山活動の状況を十分に考慮の上、行うものとする。

第3節 被災者の生活支援対策

第1 基本方針

県及び市町村は、火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、災害継続中においても国等の協力のもと、生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を実施するものとする。

市町村は、市町村庁舎及び各避難所に市町村職員や県派遣職員等による、被災した住民の生活再建、事業の再開等の相談窓口を開設する。

第2 生活支援対策

- 生活資金の貸付等生活安定のための支援
- 住宅再建時の助成及び資金の貸付等の支援
- 家屋の応急修理、火山灰除去作業の支援
- 事業の維持、再建への支援
- 職業訓練、就職奨励等の再就職と雇用の安定への支援

原子力災害対策編

原子力災害対策編目次

第1章 総則

- 第1節 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-1-1
- 第2節 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-1-1
- 第3節 計画において尊重すべき指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-1-1
- 第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱・・・・・・・・・・・・・・ 4-1-2
- 第5節 災害の想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-1-4

第2章 災害予防計画

- 第1節 防災知識普及計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-2-1
- 第2節 防災訓練計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-2-3
- 第3節 情報の収集・伝達連絡及び通信確保計画・・・・・・・・・・・・ 4-2-4
- 第4節 モニタリング計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-2-5
- 第5節 避難対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-2-7
- 第6節 医療・保健計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-2-9

第3章 災害応急対策計画

- 第1節 活動体制計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-3-1
- 第2節 特定事象発生情報等の伝達計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-3-7
- 第3節 情報の収集・伝達及び通信情報計画・・・・・・・・・・・・・・ 4-3-11
- 第4節 住民等への情報提供・広報広聴計画・・・・・・・・・・・・・・ 4-3-13
- 第5節 緊急時モニタリング計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-3-19
- 第6節 避難・影響回避計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-3-22
- 第7節 医療・保健計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-3-29

第4章 災害復旧計画

- 第1節 モニタリング継続計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-4-1
- 第2節 低減措置・廃棄物等対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-4-2
- 第3節 健康確保等計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-4-4
- 第4節 風評被害防止計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-4-5

第5章 事業所外運搬事故対策計画

- 第1節 情報連絡体制等整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-5-1
- 第2節 事故発生時対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-5-2

第1章 総則

第1章 総 則

第1節 計画の目的

- 本県は、原子力事業所（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第2条第4号に定めるものをいう。以下同じ。）が立地しておらず、原子力災害対策指針（原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定めるものをいう。以下同じ。）に示す「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」にも該当しないところである。
- しかしながら、平成23年3月に発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所事故は、立地県のみならず、本県を含めた近隣の地方公共団体に対しても、長期かつ広範囲にわたってあらゆる分野に大きな影響をもたらし、原子力発電所事故が及ぼす影響の甚大性が広く認識されたところである。
- このことを踏まえ、県土並びに県民の生命、身体及び財産を原子力災害（原災法第2条第1号に定めるものをいい、当該災害が生ずる蓋然性を含む。以下同じ。）から保護するため、この計画を策定し、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災関係機関及び原子力事業者（原災法第2条第3号に定める者のうち、隣接県に原子力事業所を設置する者をいう。以下同じ。）が、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を定めるものである。

第2節 計画の性格

- この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づいて作成されている「岩手県地域防災計画」の「原子力災害対策」編として、県防災会議が作成する計画である。
- この計画に定めのない事項については、「岩手県地域防災計画」（以下「本編」という。）の定めるところによる。

第3節 計画において尊重すべき指針

- 原子力災害対策における専門的・技術的事項については、原子力災害対策指針による。

第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

第1 防災関係機関の責務

1 県

県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、国、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつ、その総合調整を行う。

2 市町村

市町村は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、勧告、指導、助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急措置を実施するとともに、市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

6 原子力事業者

原子力事業者は、原災法第3条の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる。また、県、市町村その他の防災関係機関の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

第2 防災関係機関の業務の大綱

1 県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他
防災上重要な施設の管理者

【本編・第1章・第4節・第2 参照】

2 原子力事業者

機 関 名	業 務 の 大 綱
東北電力(株) 日本原燃(株)	(1) 原子力災害の発生の防止に関する措置に関すること。 (2) 原子力災害の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関すること。 (3) この計画に基づき、県、市町村その他の防災関係機関が実施する 対策への協力に関すること。

第5節 災害の想定

第1 災害の想定

1 原子力事業所内

- 本県は、原子力事業所が立地しておらず、原子力災害対策指針に示す「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」にも該当しないところである。
- こうした状況を踏まえ、原子力事業所における原子力災害の想定は、隣接県に立地する原子力事業所において、次に掲げる事象が発生したときとする。
 - (1) 原子力災害対策指針に示された警戒事態に該当する事象等（以下「警戒事象」という。）が発生したとき。
 - (2) 原災法第10条第1項に規定する事象（以下「特定事象」という。）が発生したとき。
 - (3) 原災法第15条第1項各号のいずれかに該当し原子力緊急事態（以下「原子力緊急事態」という。）が発生したとき。

2 原子力事業所外

- 原子力事業所外における原子力災害の想定は、県内での核燃料物質等の運搬中の事故（以下「事業所外運搬事故」という。）により特定事象又は原子力緊急事態が発生したときとする。

第2 隣接県に立地する原子力事業所

- 隣接県に立地する原子力事業所は、次のとおりである。

事業者名	事業所名	所在地	PAZ※1	UPZ※2
東北電力(株)	東通原子力発電所	青森県下北郡東通村	東通村	東通村、むつ市、横浜町、六ヶ所村、野辺地町
	女川原子力発電所	宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市	女川町、石巻市	女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町
日本原燃(株)	原子燃料サイクル施設等 ・ウラン濃縮工場 ・再処理工場 ・低レベル放射性廃棄物埋設センター	青森県上北郡六ヶ所村	—	六ヶ所村

	・高レベル放射性 廃棄物貯蔵管理 センター			
--	-----------------------------	--	--	--

※1 PAZ : Precautinary Action Zone

原子力施設から概ね半径5km圏内（発電用原子炉の場合）。
放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を行う。

※2 UPZ : Urgent Protective action planning Zone

- ・ 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民の屋内退避を実施。
- ・ 放射性物質の放出後、原子力災害対策本部が緊急時モニタリングの結果に基づき空間放射線量率が一定値以上となる区域を特定し、同本部長（総理大臣）の指示を受け一時移転等を実施。

第2章 災害予防計画

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

第1 基本方針

- 県、市町村その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努める。
- なお、防災知識の普及を図る際には、放射線、放射性物質、原子力災害の特殊性を十分に踏まえるとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。
- また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT 等）の視点にも配慮する。

第2 防災知識の普及

1 防災知識普及計画の作成

- 防災関係機関は、その所掌する防災業務に関する事項について、毎年度、年度当初において防災知識普及計画を作成し、その積極的な実施を図る。

2 職員に対する防災教育

- 防災関係機関は、職員に対し、原子力災害時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会若しくは検討会等を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及徹底を図る。
- 防災教育は、次の事項に重点を置いて実施する。
 - ア 防災対策及び原子力災害対策関連法令
 - イ 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
 - ウ 放射性物質、放射線の特性に関する事項
 - エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関する事項
 - オ 原子力事業所の概要及び施設・設備に関する知識
 - カ 原子力災害とその特性に関する事項
 - キ 住民に対する防災知識の普及方法
 - ク 災害時における業務分担の確認

3 住民等に対する防災知識の普及

- 防災関係機関は、次の方法等を利用して、住民等に対する防災知識の普及に努める。
 - ア 講習会、研修会、講演会、展示会等の開催
 - イ インターネット、広報誌の活用

- ウ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- エ 防災関係資料の作成、配布
- オ 防災映画、ビデオ、スライド等の制作、上映、貸出し
- 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。
 - ア 地域防災計画並びに各防災関係機関及び原子力事業者の防災体制の概要
 - イ 避難のための立ち退き又は屋内への退避の勧告又は指示の意味及び内容
 - ウ 放射性物質及び放射線の特性並びに原子力災害とその特殊性に関する事項
 - エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関する事項
 - オ 原子力事業所の概要及び施設・設備に関する知識（各原子力事業所におけるP A Z及びU P Zを含む市町村の名称を含む）
 - カ 平常時における心得
 - ① 避難場所、避難道路等を確認する。
 - ② 原子力事業所のP A Z及びU P Z圏内の地域を訪問する予定がある場合は、あらかじめ当該市町村の避難計画を確認する。
 - ③ 原子力事業所のU P Zを含む市町村と生活圏や経済圏を共有している場合は、あらかじめ当該市町村の避難計画を確認する。
 - ④ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。
 - ⑤ いざというときの対処方法を検討する。
 - ⑥ 防災訓練等へ積極的に参加する。
 - ⑦ 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。
 - ⑧ 愛玩動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。
 - キ 災害時における心得、避難誘導
 - ① 所在（居住又は滞在）する自治体等から災害情報や避難情報を収集する。
 - ② 所在（居住又は滞在）する自治体による防災対策に従う。
 - ク 電気通信事業者は災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等

4 児童、生徒等に対する教育

- 県及び市町村は、児童、生徒等に対し、防災教育を実施するとともに、教職員、父母等に対し、原子力災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図る。

5 相談体制の整備等

- 県及び市町村は、住民等からの相談、問い合わせに対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。
- 県は、この計画のほか、県内の環境放射線モニタリングの結果等の資料を、ホームページへの掲示等を通じ、住民等に提供する。
- 県は、原子力事業者に対し、その設置する原子力事業所の概要、防災対策のほか、原子力事業所周辺における環境放射線モニタリングの結果その他の資料を、ホームページへの掲示等を通じ、住民等に提供するよう要請する。

第2節 防災訓練計画

第1 基本方針

県、市町村その他の防災関係機関は、次の目的のために、その所掌する事務又は業務に応じた防災訓練を、単独又は合同して、毎年度、計画的に実施する。

- 職員の防災に対する実務の習熟と実践的能力のかん養
- 県、市町村その他の防災関係機関及び原子力事業者の間の連絡体制・協力体制の確立
- 地域住民等に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

第2 実施要領

1 実施方法

- 県は、原災法第28条第1項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法に基づき、自ら主催者及び実施者となり、原子力事業者の参加を得て、また、必要に応じ市町村その他の防災関係機関に参加を呼びかけ、防災訓練を実施する。
- 防災訓練は、図上訓練又は実動訓練により実施し、具体的な災害想定に基づくより実践的な内容とするよう努めるとともに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努める。

2 実施に当たって留意すべき事項

【本編・第2章・第3節・第2・2 参照】

第3節 情報の収集・伝達連絡及び通信確保計画

第1 基本方針

- 県は、原子力災害発生時における情報の収集、伝達及び連絡を確実にを行うため、原子力事業者との連絡体制をあらかじめ整備するとともに、国、関係機関、関係都道府県、市町村その他の防災関係機関との情報収集・連絡体制の明確化を図る。
- 県、市町村その他の防災関係機関及び原子力事業者は、原子力災害時における通信を確保するため、災害時においても通信が途絶しないよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化、耐浪化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。
また、通信施設等が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。

第2 通報連絡体制の整備

- 県は、原子力事業所において原子力災害が発生した場合に、原子力事業者との連絡が迅速かつ確実に行うことができるよう、協定等の締結により、あらかじめ通報連絡体制を整備する。
- 県は、原子力災害が発生した場合において、国及び原子力事業所が立地する隣接県から情報収集を行うことができるよう、あらかじめ連絡先等を把握する。
- 県は、市町村その他の防災関係機関への通報・連絡を確実にを行うため、通報連絡体制を整備する。

第3 通信施設・設備の整備等

- 県、市町村その他の防災関係機関は、平常時から緊急時の情報通信手段の確保に努める。
【本編・第2章・第4節の2・第2 参照】

第4 住民等への情報伝達手段の整備

- 県及び市町村は、住民、事業者等に対し、正確な情報を迅速かつ確実に伝達することができるよう、防災関係機関と連携し、住民等への情報伝達手段の整備を図る。
- 情報伝達手段の整備に当たっては、市町村防災行政無線のほか、携帯端末の緊急速報メール機能の活用など、伝達手段の多重化・多様化を図る。

第4節 モニタリング計画

第1 基本方針

- 県は、県内の空間線量率の状況並びに県内で販売される流通食品及び生産・収穫される農林水産物の放射性物質濃度の状況を把握するため、平常時からモニタリング体制を整備し、モニタリングを実施する。
- 市町村は、県が実施するモニタリングに協力する。

第2 モニタリング体制の整備等

- 県は、平常時及び原子力災害発生時等の緊急時におけるモニタリングを実施するため、モニタリングポスト、サーベイメータ、ゲルマニウム半導体検出器などの必要な機器（以下「モニタリング機器」という。）の整備に努める。
- 県は、モニタリングを適切に行うことができるよう、必要な職員の育成に努めるとともに、モニタリング機器の故障その他の事態に備え、県に代わってモニタリングの実施が可能な外部機関等をあらかじめ把握しておくものとする。
- 市町村は、県が実施するモニタリングに協力する。

第3 平常時モニタリングの実施等

1 平常時モニタリングの実施

- 県は、平常時より、県内の空間線量率の状況並びに県内で販売される流通食品及び生産・収穫される主要な農林水産物の放射性物質濃度の定期的なモニタリングを行う。この場合において、県は、市町村その他の関係機関と連携・調整し、毎年度、対象物、試料採取地域等を定めて行う。

2 モニタリング結果の公表

- 県は、モニタリングの結果を、県ホームページへの掲示や報道機関への情報提供などにより、速やかに公表するとともに、市町村その他の関係機関に情報を提供する。

[県本部の担当]

部	課等	出先機関	担当業務
環境生活部	環境保全課	広域振興局保 健福祉環境部 等	空間線量率の測定、測定結果の公表
	県民くらしの安 全課	広域振興局保 健福祉環境部 等	流通食品（消費者向けに県内で販売の用に供す る食品をいう。）の放射性物質濃度の測定、測定 結果の公表

<p>農林水産部</p>	<p>農林水産企画室 流通課 農業普及技術課 農産園芸課 畜産課 林業振興課 水産振興課</p>	<p>広域振興局農 政（林）部、 水産部等</p>	<p>農林水産物（県内で生産・収穫・漁獲された主要な農林水産物をいう。）の放射性物質濃度の測定、測定結果の公表</p>
--------------	--	-----------------------------------	---

第5節 避難対策計画

第1 基本方針

- 市町村は、原子力災害から住民の生命、財産を守り、防護対策を確実に実施するため、原子力事業所からの距離その他の地理的条件を踏まえ、必要に応じ、避難計画を作成し、住民への周知徹底を図る。
- 学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の防護対策を迅速、確実に行うため、原子力事業所からの距離その他の地理的条件等を踏まえ、必要に応じ、避難計画を作成し、その周知徹底を図る。
- 市町村、学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、避難計画の作成、避難所の確保等に当たっては、原子力災害対策指針に示す防護対策及び原子力災害の特殊性を踏まえる。
- 県及び原子力事業者は、市町村等が行う避難計画の作成を支援する。

第2 避難計画の作成

1 市町村の避難計画

- 市町村は、原子力事業所からの距離その他の地理的条件を踏まえ、必要に応じ、避難計画を作成する。
- 避難計画は、国より原災法第15条第3項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示があった場合を想定し、避難のための立ち退き又は屋内への退避の勧告又は指示の住民への伝達方法、避難誘導方法、屋内退避方法その他必要な事項を定める。

【避難計画の内容：本編・第2章・第5節・第2・1 参照】

- 避難計画作成及び指定避難所（収容施設）の指定に当たっては、原子力災害対策指針に示す防護対策並びに避難所として指定する施設の管理者その他の関係機関等との協議を踏まえるとともに、風向等の気象条件により指定避難所が使用できなくなる場合やコンクリート建屋の遮へい効果による外部被ばくの低減など、原子力災害の特殊性を十分に考慮する。

【避難計画作成の留意事項：本編・第2章・第5節・第2・1 参照】

2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画

- 学校、病院、社会福祉施設、事業所、観光施設など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、原子力事業所からの距離その他の地理的条件及び当該施設等の設置区域を管轄する市町村の避難計画の作成状況を踏まえ、必要に応じ、避難計画を作成する。
- 避難計画は、設置区域を管轄する市町村長に対し、国より原災法第15条第3項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示があった場合を想定し、施設内にいる者の避難のための立退き又は屋内への退避を迅速、確実に行うために必要な事項を定め、関係職員等に周知徹底を図る。

【避難計画作成の留意事項：本編・第2章・第5節・第2・2 参照】

3 広域一時滞在

【本編・第2章・第5節・第2・3 参照】

第3 避難所等の整備

【本編・第2章・第5節・第3 参照】

第4 避難所の運営体制等の整備

【本編・第2章・第5節・第4 参照】

第5 避難行動要支援者名簿

【本編・第2章・第5節・第5 参照】

第6 避難に関する広報

- 県及び市町村は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、避難所、避難経路、屋内退避方法等を示した防災マップ、広報誌、パンフレット等の活用、講習会、避難防災訓練の実施など、あらゆる機会を利用して、避難に関する広報活動を行い、住民に対する周知徹底を図る。

防護・避難行動に関する事項	ア 平常時における避難の心得 イ 避難、屋内退避の勧告・指示の伝達方法 ウ 避難、屋内退避の方法 エ 避難後の心得
避難所に関する事項	ア 避難所の名称及び所在地 イ 避難所への経路
災害に関する事項	ア 原子力災害に関する基礎知識 イ 放射線、放射性物質等に関する基礎知識

第6節 医療・保健計画

第1 基本方針

- 県及び市町村は、健康相談の実施、原子力災害発生時における医療機関等との連携体制の構築など、あらかじめ必要な体制の構築に努める。

第2 医療・精神医療・保健活動体制の整備

1 相談体制の整備

- 県及び市町村は、健康、医療等に係る住民等からの相談、問い合わせに対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。

2 避難退域時検査等実施体制の整備

- 県は、県外等からの避難者等に対する身体の避難退域時検査及び簡易除染の実施が必要な場合を想定し、必要な資機材の確保、国、医療機関その他の関係機関との連携体制の構築に努め、市町村との情報共有を図る。
- 市町村は、県外等からの避難者等に対する身体の避難退域時検査及び簡易除染の実施が可能な避難所その他の施設の確保に努める。

[県本部の担当]

部	課等	出先機関	担当業務
保健福祉部	障がい保健福祉課	広域振興局保健福祉環境部等	1 こころのケア体制の整備 2 岩手D P A Tの派遣要請 3 他の都道府県に対する災害派遣精神医療チーム（D P A T）の派遣要請 4 精神医療活動の統括調整（D P A T統括者との連携及び防災関係機関との調整を含む。）
	医療政策室（健康国保課）		1 避難退域時検査等の実施に係る関係機関との連携体制の構築等 2 健康相談、健康管理指導體制の整備

第 3 章 災害応急対策計画

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

第1 基本方針

- 県、市町村その他の防災関係機関は、原子力災害の発生による影響が本県に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、各自の行うべき緊急事態応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。
- 職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。
- 緊急事態応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市町村その他の防災関係機関、原子力事業者は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。
- 県及び市町村は、退職者や民間人材等の活用も含め、緊急事態応急対策の実施に必要な人材の確保に努める。
- 県及び市町村は、円滑な緊急事態応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。

第2 県の活動体制

県は、原子力災害の発生による影響が、県の地域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合は、その所掌事務に係る緊急事態応急対策を実施するため、岩手県災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）若しくは岩手県災害特別警戒本部（以下「災害特別警戒本部」という。）又は岩手県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

1 災害警戒本部

- 災害警戒本部は、「岩手県災害警戒本部設置要領」（資料編5-8）に基づき設置し、主に災害情報の収集を行う。

(1) 設置基準

設置基準	設置の対象
原子力事業者から警戒事象の発生に関する連絡があったとき。	本部長がその設置を必要と認めた地方支部

(2) 組織

【本編・第3章・第1節・第2・1(2) 参照】

(3) 分掌事務

- 災害警戒本部の分掌事務は、次のとおりである。
 - ア 警戒事象の発生に関する情報の受領・収集及び関係機関への伝達

- イ 気象予報・警報の受領、気象情報の収集及び関係機関への伝達
- ウ 各地域の気象等に関する状況及び被害発生状況の把握
- エ 市町村等の対応状況の把握
- オ その他の情報の把握

(4) 関係各課の防災活動

- 災害警戒本部の設置と並行して、関係各課においては、次の活動を実施する。

部	課等	出先機関	担 当 内 容
環境生活部	環境保全課	広域振興局保健福祉環境部等	空間線量率の測定・分析・公表

(5) 廃止基準等

- 災害警戒本部は、本部長が、原子力災害の発生による影響が県の地域に及ぶおそれがないと認めるときに廃止する。
- 本部長は、応急措置の実施のため関係機関との調整が必要と判断した場合は、災害警戒本部を災害特別警戒本部に移行する。
- 本部長は、原子力災害の発生による影響が本県に及ぶと見込まれる場合は、災害警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

2 災害特別警戒本部

- 災害特別警戒本部は、「岩手県災害警戒本部設置要領」（資料編 5-8）に基づき設置し、主に災害情報の収集及び応急対策を行う。

(1) 設置基準

設置基準	設置の対象
原子力事業者から特定事象の発生に関する通報があったとき。	本部長がその設置を必要と認めた地方支部
原子力事業者から警戒事象の発生に関する通報があった場合において、復興防災部長が応急措置の実施のため関係機関との調整が必要と判断したとき。	

(2) 組織

【本編・第3章・第1節・第2・2(2) 参照】

(3) 分掌事務

- 災害特別警戒本部の分掌事務は、次のとおりである。
 - ア 特定事象の発生に関する情報の受領・収集及び関係機関への伝達
 - イ 気象予報・警報の受領、気象情報の収集及び関係機関への伝達
 - ウ 各地域の気象等に関する状況及び被害発生状況の把握
 - エ 市町村等の対応状況の把握
 - オ 応急措置の実施
 - カ その他の情報の把握

(4) 関係各課の防災活動

- 災害特別警戒本部の設置と並行して、関係各課においては、次の防災活動を実施する。

【本節・第2・1・(4) 参照】

(5) 廃止基準等

- 災害特別警戒本部は、本部長が、原子力災害の発生による影響が県の地域に及ぶおそれがないと認めるときに廃止する。
- 本部長は、原子力災害の発生による影響が本県に及ぶと見込まれる場合は、災害特別警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

3 災害対策本部

- 災害対策本部は、災害対策基本法第23条の規定に基づき設置し、緊急事態応急対策を迅速、的確に実施する。
- 災害対策本部は、国の原子力災害現地対策本部が置かれたときは、これと密接な連絡調整を図り、支援、協力等を求める。

(1) 設置基準

区分	設置基準（広域支部及び地方支部は配備基準）	配備職員の範囲
(1) 指定職員配備 (1号) 体制	本部 原子力事業者から原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、その影響が県の地域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により緊急事態応急対策を講じる必要があると認めたとき。	別表第8に掲げる構成機関又は組織の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名した者並びに本部支援室の職員
	広域支部及び地方支部 原子力事業者から原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、その影響が県の地域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制の指令を発したとき。	広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名した者並びに地方支部の別表第8に掲げる構成機関又は組織の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したもの

(2) 主査以上配備 (2号)体制	本部	原子力事業者から原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、原子力緊急事態宣言（原災法第15条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に隣接県の区域が含まれる場合において、本部長が主査以上配備体制により緊急事態応急対策を講じる必要があると認めたととき。	主査相当職以上の全職員及び本部支援室の職員
	広域支部及び地方支部	原子力事業者から原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、原子力緊急事態宣言に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に隣接県の区域が含まれる場合において、本部長が指定職員配備体制の指令を発したとき。	広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したもの並びに地方支部の主査相当職以上の全職員
(3) 全職員配備 (3号)体制	本部	原子力緊急事態宣言に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に本県の区域が含まれる場合又は本県の区域が含まれることが想定されるとき	全職員
	広域支部及び地方支部		広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名した者並びに地方支部の全職員

注) 上記中欄の「広域支部及び地方支部の配備基準」及び上記右欄の「配備職員の範囲」は、「岩手県災害対策本部規程」（資料5-7）に基づく。

(2) 組織

【本編・第3章・第1節・第2・3(2) 参照】

(3) 分掌事務

- 災害対策本部の分掌事務は、「岩手県災害対策本部規程」（資料編5-7）に定めるところによる。この場合において、同規程が改正されたときは、この計画が修正されるまでの間は、この計画の定めは、同規程の改正内容により修正されたものとみなす。
- 各部は、平常時から、原子力事業者、広域振興局等、市町村その他の防災関係機関との連絡体制の確認、災害時における所管事項に関する活動マニュアル作成など、迅速かつ円滑な緊急事態応急対策の実施方法を定め、及び当該活動マニュアルに基づいて訓練を行うなど、災害時の分掌事務を遂行するために必要な準備を行う。

(4) 総合調整所の設置

【本編・第3章・第1節・第2・3(4) 参照】

(5) 廃止基準

- 災害対策本部は、次の場合に廃止する。
 - ア 原子力緊急事態解除宣言（原災法第15条第4項に定めるものをいう。以下同じ。）が行われ

た場合など、本部長が、原子力災害の発生による影響が県の地域に及ぶおそれなくなったと認めるとき

イ 本部長が、おおむね緊急事態応急対策を終了したと認めるとき

第3 県の職員の動員配備体制

1 配備体制、動員の系統等

【本編・第3章・第1節・第3・1～5 参照】

2 国等への職員派遣等の要請等

- 県本部長は、緊急事態応急対策の迅速かつ的確な実施等に必要があると認めるときは、国に対し、専門家及び専門的知識を有する職員の派遣を要請する。
- 県本部長は、緊急事態応急対策の迅速かつ的確な実施等に必要があると認めるときは、指定地方行政機関、指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、職員の派遣を要請する。
- 県本部長は、市町村本部長の要請があった場合には、当該市町村への関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関の職員派遣に係るあっせんを行う。

第4 市町村の活動体制

- 市町村は、隣接県に立地する原子力事業所における特定事象又は原子力緊急事態の発生による影響が当該市町村の地域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合、及び原子力緊急事態宣言に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に当該市町村の区域が含まれる場合においては、第一次的に緊急事態応急対策を実施する機関として、法令、県計画及び市町村計画の定めるところにより、県その他の防災関係機関との連携のもとに、緊急事態応急対策を実施するものとし、このための組織、配備体制及び職員の動員計画を定める。
- 市町村本部の設置基準、配備体制の種別及び基準は、県計画に準ずる。
- 市町村本部長は、緊急事態応急対策の迅速かつ的確な実施等に必要があると認めるときは、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において、市町村本部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に係るあっせんを求めることができる。

第5 防災関係機関の活動体制

- 防災関係機関は、隣接県に立地する原子力事業所における特定事象又は原子力緊急事態の発生による影響が県の地域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合においては、法令、防災業務計画及び県計画の定めるところにより、その所管する緊急事態応急対策を実施する。
- 防災関係機関は、所管する緊急事態応急対策を実施するため、必要な組織を整備するとともに、緊急事態応急対策の実施に当たっては、県、市町村との連携を図る。
- 防災関係機関は、緊急事態応急対策が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に推

進するため、必要に応じ、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関相互の連絡調整を図る。

- 防災関係機関は、その活動に当たって、職員の安全確保に十分に配慮するとともに、こころのケア対策に努めるものとし、必要に応じ、国等に対し、精神科医等の派遣を要請する。

第2節 特定事象発生情報等の伝達計画

第1 基本方針

- 原子力事業所における警戒事象、特定事象又は原子力緊急事態の発生情報及び原子力緊急事態宣言(当該宣言に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に隣接県又は本県の区域が含まれるものに限る。以下本節及び第4節中「特定事象発生情報等」という。)並びに原災法第15条第3項の規定による内閣総理大臣の指示及び第20条第3項の規定による原子力災害対策本部長(原災法第17条第1項に規定する者をいう。以下同じ。)の指示(以下、本節及び第4節中「内閣総理大臣等による指示」という。)に係る伝達、通報を、迅速かつ確実に実施する。
- 通信設備が被災した場合においても、特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示を関係機関、住民等に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

第2 実施機関(責任者)

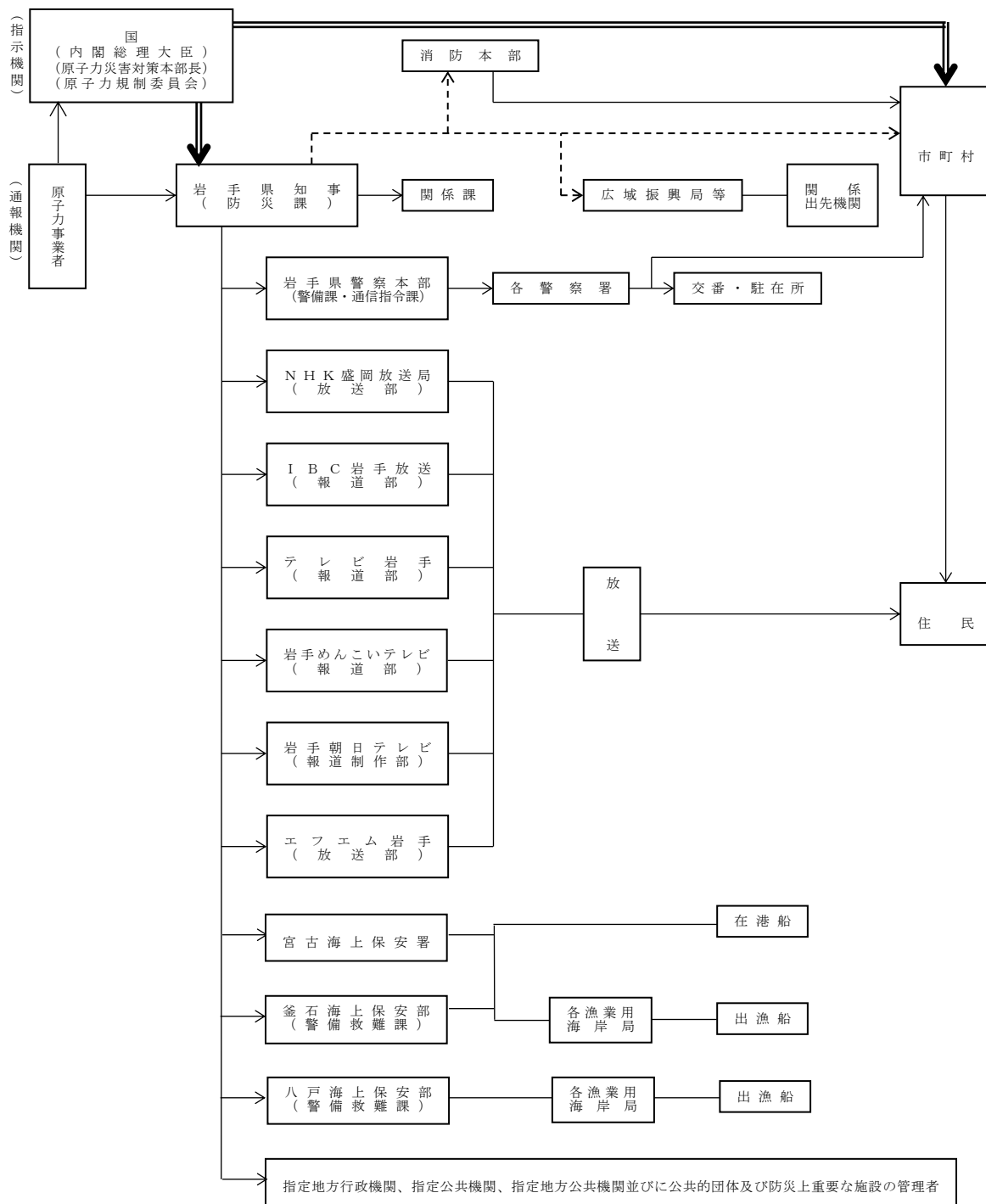
実施機関	活動の内容
県本部長	特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の市町村等に対する伝達
市町村本部長	特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の周知
第二管区海上保安本部 〔八戸海上保安部〕 〔釜石海上保安部〕 〔宮古海上保安署〕	特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の船舶への周知
日本放送協会盛岡放送局	特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の放送
(株)IBC岩手放送	
(株)テレビ岩手	
(株)岩手めんこいテレビ	
(株)岩手朝日テレビ	
(株)エフエム岩手	
原子力事業者	特定事象発生情報等の県への通報

第3 実施要領

1 伝達系統

- 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の通報機関及び伝達系統は、特定事象発生情報等伝達系統図は次のとおりである。

【特定事象発生情報等伝達系統図】



(注) 1 〰〰〰 は、原災法の規定による内閣総理大臣等による指示
 2 - - - - - は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線

2 伝達機関等の責務

- 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の通報機関及び伝達機関は、特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の通報、伝達、周知等が迅速かつ正確に行われるよう、通報・伝達体制等の整備を図るとともに、所管する防災事務に基づき、特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の通報先、伝達先その他必要な要領を定める。
- 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の通報、受領及び伝達に当たっては、夜間、休日等の勤務時間外における体制の整備に留意する。
- 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の伝達機関は、災害により通信設備が損壊した場合においても、特定事象発生情報等の受信、伝達等ができるよう、通信手段の複数化に努める。

3 県の措置

- 県は、原子力事業者との間で、特定事象発生情報等の通報内容等をあらかじめ定める。
- 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の通知又は通報を受けた場合には、次により、直ちに通知又は通報を行う。

担当機関	通 知 先
防災課	(1) 県本部各部長並びに広域支部長及び地方支部長 (2) 市町村本部長及び消防本部消防長 (3) 所管事務の執行上、特定事象発生情報等を必要とする指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びに公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- 夜間及び休日等における特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の受領及び通知は、災害警戒本部又は災害対策本部が設置されている場合を除いて、本庁の当直員が行う。
- 勤務時間外における地方支部長等に対する通知は、合同庁舎の当直員が受領し、これを関係出先機関に通知する。

4 市町村の措置

- 市町村長は、特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示を受領した場合は、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、地域内の住民、団体等に対して広報を行う。
- 市町村長は、あらかじめ、通知先の機関及び通知方法を定める。
- 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、地方支部及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な情報の把握に努める。
- 市町村長は、同報系防災行政無線の整備等により、住民、団体等に対する特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の伝達手段の確保に努める。
- 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の広報は、おおむね、次の方法による。

ア 同報系防災行政無線	オ 電話
イ 有線放送	カ 携帯端末の緊急速報メール機能
ウ CATV	キ 広報車
エ コミュニティFM、臨時災害放送局	ク 自主防災組織等の広報活動

5 防災関係機関の措置

(1) 八戸海上保安部、釜石海上保安部、宮古海上保安署

通報又は通知を受理した場合は、航行中及び入港中の船舶に対して周知を図る。

(2) 放送事業者

ラジオ放送においては番組を利用し、また、緊急の場合は番組を中断し、テレビ放送においては字幕・スーパー等により放送する。

(3) その他の防災関係機関

それぞれの所管事務に応じて、関係団体等に通知する。

第3節 情報の収集・伝達及び通信情報計画

第1 基本方針

1 情報の収集・伝達

県、市町村その他の防災関係機関は、災害時における緊急事態応急対策を円滑かつ的確に実施するため、次に掲げる事項に留意し、災害情報の収集及び伝達を行う。

- 災害情報の収集、伝達に当たっては、防災関係機関と密接に連携を図る。
- 災害により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化を図る。
- 緊急事態応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。

2 通信情報

県、市町村その他の防災関係機関は、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握し、通信連絡系統・通信手段の確保を図るとともに、通信施設等が損壊した場合においては、代替通信手段の確保及び迅速な応急復旧に努める。

第2 情報の収集・伝達実施機関（責任者）

【本編・第3章・第4節・第2 参照】

第3 情報の収集・伝達実施要領

1 災害情報の収集、報告

(1) 県

- 県本部長は、国、原子力事業所が立地する隣接県及び原子力事業者に対し、情報の提供を求め、又は自らの情報収集活動により、災害の状況、本県への影響、隣接県及び原子力事業者による緊急事態応急対策の実施状況その他の必要な情報の収集を行う。この場合において、県本部長は、必要に応じ、原子力事業所が立地する隣接県等に職員を派遣し、情報の収集を行う。
- また、県は、国、原子力事業所が立地する隣接県及び原子力事業者に対し、適時適切に、災害の状況、本県への影響、隣接県及び原子力事業者による緊急事態応急対策の実施状況その他の必要な情報を県に提供するよう、要請する。
- 県は、収集した情報を分析・整理し、市町村その他の防災関係機関に伝達する。
- 上記のほか、本編・第3章・第4節・第3・1に定める方法等に準じて、災害情報の収集・報告を行う。

(2) 市町村

- 市町村本部長は、県と連携し情報の把握に努めるとともに、県本部長から伝達された情報を関係機関等に周知する。

- 上記のほか、本編・第3章・第4節・第3・1に定める方法等に準じて、災害情報の収集・報告を行う。

(3) 防災関係機関

- 本編・第3章・第4節・第3・1に定める方法等に準じて、災害情報の収集・報告を行う。

2 災害情報収集の優先順位、災害情報の報告要領

【本編・第3章・第4節・第3・1及び2 参照】

第4 電気通信設備等の利用

【本編・第3章・第3節・第2 参照】

第4節 住民等への情報提供・広報広聴計画

第1 基本方針

1 住民等への情報提供

県及び市町村は、相互に連携し、また、報道機関、情報通信事業者等の協力を得て、住民、事業者等に対し、正確な情報を適時に提供する。

2 広報広聴

- 災害時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、緊急事態応急対策を推進するために、広報広聴活動を実施する。
- 防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との密接な連携協力のもとに行うものとし、情報の混乱や誤報、遅延等の防止に努める。
- 報道機関は、各防災関係機関からの災害広報の要請に対して、積極的に協力するものとし、防災関係機関においても、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。
- 情報通信事業者は、広報手段に関する最新の技術、サービス等に関する情報を提供する等、災害広報の実施者の広報活動への協力を努める。
- 広報活動に当たっては、あらかじめ、住民等の必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。その際、特に要配慮者が必要とする情報について配慮をする。
- 広聴活動に当たっては、相談窓口等の明確化を図り、住民等の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に要配慮者の相談、要望等について配慮をする。

第2 住民等への情報提供

1 県による情報提供

- 県は、特定事象発生情報等の通報及び内閣総理大臣等による指示を受けた後、第3節に掲げる方法等により収集した情報を整理し、住民等に、適時に正確な情報を提供する。
- 住民等への情報提供に当たっては、市町村と連携し、また、報道機関、情報通信事業者等の協力を得て、携帯端末の緊急速報メール機能など、多様な手段を活用し、次に掲げる事項を提供する。

ア 特定事象発生情報等の概要	エ 県等の防災関係機関の対策状況
イ 災害の現況	オ 住民等のとるべき措置、注意事項
ウ 緊急時モニタリングの結果等	カ その他必要と認める事項

- 県は、必要に応じ、水道事業者、農林漁業者、食品加工事業者等に対し、放射性物質等の影響を回避し、又は軽減するために講ずべき措置等について、情報を提供する。
- 県は、住民等に対し情報提供を行う場合には、提供の時期、方法、内容を市町村その他の防災関係機関に対し通知するものとする。
- 県は、災害の影響が海上の船舶に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合は、八戸海上保安部、釜石海上保安部及び宮古海上保安署に対し、住民等に対し情報提供を行う内容を通知し、周辺海域の船

舶に対する情報の提供を要請する。

2 市町村による情報提供

- 市町村は、県から住民等に対し情報提供を行う旨の通知を受けたときは、当該区域内の住民等に対し、同様の内容により情報提供を行う。
- 住民等への情報提供は、次の方法によるほか、携帯端末の緊急速報メール機能など、多様な手段を活用する。その際、特に要配慮者への配慮をする。

ア 同報系防災行政無線	オ 電話
イ 有線放送	カ 携帯端末の緊急速報メール機能
ウ CATV	キ 広報車
エ コミュニティFM、臨時災害放送局	ク 自主防災組織等の広報活動

3 防災関係機関による情報提供

- 防災関係機関は、県から住民等に対し情報提供を行う旨の通知を受けたときは、職員及び所管する団体等に対し、同様の内容により情報提供を行う。

第3 広報広聴

1 実施機関（責任者）

実施機関	広報広聴活動の内容
市町村本部長	1 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の概要及び災害の発生状況 2 災害発生時の注意事項 3 市町村長等が実施した避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示 4 避難所の開設状況 5 救護所の開設状況 6 道路及び交通情報 7 各緊急事態応急対策の実施状況 8 災害応急復旧の見通し 9 二次災害の予防に関する情報 10 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 11 安否情報及び避難者名簿情報 12 生活関連情報 13 相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況 14 防災ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報 15 その他必要な情報
県本部長	1 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の概要及び災害の発生状況 2 災害発生時の注意事項

	<ul style="list-style-type: none"> 3 市町村長等が実施した避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示 4 救護所の開設状況 5 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 6 医療機関の情報 7 各緊急事態応急対策の実施状況 8 災害応急復旧の見通し 9 安否情報 10 生活関連情報 11 相談窓口の開設状況 12 防災ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報 13 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 14 その他必要な情報
第二管区海上保安本部 〔八戸海上保安部〕 〔釜石海上保安部〕 〔宮古海上保安署〕	<ul style="list-style-type: none"> 1 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示並びに災害発生時の注意事項 2 船舶航行の安全に係る指示
東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所) (南三陸国道事務所) (北上川ダム統合管理事務所)	所管施設の被災状況、復旧状況及び災害応急復旧の見通し
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)	<ul style="list-style-type: none"> 1 通信の疎通の状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者に協力をお願いする事項
日本銀行盛岡事務所	金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置、損傷日本銀行券及び貨幣の引換え措置
日本赤十字社岩手県支部	義援金の募集及び受け付け情報
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	防災ボランティアの募集情報
社会福祉法人岩手県共同募金会	義援金の募集及び受け付け情報
日本放送協会盛岡放送局	<ul style="list-style-type: none"> 1 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の伝達 2 緊急警報放送 3 災害の発生状況及び被害状況 4 各緊急事態応急対策の実施状況

東日本高速道路(株)東北支社 (十和田・盛岡・北上・古川・ 八戸・秋田管理事務所)	1 高速道路の被災状況及び交通規制の状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への迂回路等の情報
東日本旅客鉄道(株)盛岡支社	1 鉄道施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への代替輸送等の情報
東北電力(株)岩手支店 東北電力ネットワーク(株)岩手 支社	1 電力関係施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への電力供給等の情報
(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	1 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の伝達 2 災害の発生状況及び被害状況 3 各緊急事態応急対策の実施状況
(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡 支局 (株)日本農業新聞東北支所 (株)日刊工業新聞社東北・北 海道総局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社	1 災害発生状況及び被害状況 2 各緊急事態応急対策の実施状況
(社)岩手県バス協会 岩手県交通(株) 岩手県北自動車(株)	1 バス路線の復旧状況 2 利用者等への情報提供
三陸鉄道(株) IGR いわて銀河鉄道(株)	1 鉄道施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への代替輸送等の情報
(一社)岩手県高圧ガス保安協 会 盛岡ガス(株)	1 ガス関係施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者へのガス供給等の情報

[県本部の担当]

部	課等	地方支部班	担当業務
総務部	総務室	総務班	所管業務に係る広報資料の収集、作成整理
復興防災部	防災課	—	1 放送協定に基づく放送事業者に対する放送要請 2 報道協定に基づく新聞事業者に対する報道要請 3 自衛隊の災害派遣要請 4 ヘリコプターによる広報
政策企画部	政策企画課	総務班	所管業務に係る広報資料の収集、作成整理
	広聴広報課		報道発表、報道協力要請等報道機関への対応
ふるさと振興部	ふるさと振興企画室		所管業務に係る広報資料の収集、作成整理
文化スポーツ部	文化スポーツ企画室		
環境生活部	環境生活企画室		1 所管業務に係る広報資料の収集、作成整理 2 避難者等の生活相談、苦情内容に応じた担当部課への仕分け
	環境保全課	福祉環境班	1 空間線量率測定結果等に係る広報資料の作成整理 2 所管業務に係る広報資料の収集、作成整理
	県民くらしの安全課	保健医療班	1 流通食品及び水道水の放射性物質濃度測定データ等に係る広報資料の作成整理 2 水道事業者に対する放射性物質等の影響回避等に係る広報資料の収集、作成整理 3 所管業務に係る広報資料の収集、作成整理
保健福祉部	保健福祉企画室	福祉環境班 保健医療班	所管業務に係る広報資料の収集、作成整理
	健康国保課	保健医療班	
	地域福祉課	福祉環境班	
	医療政策室	保健医療班	
商工労働 観光部	商工企画室 産業経済交流課	総務班	1 農林漁業者、食品加工事業者等に対する放射性物質等の影響回避等に関する広報資料の収集、作成整理
農林水産部	農林水産企画室	農林班 水産班	2 所管業務に係る広報資料の収集、作成整理
県土整備部	県土整備企画室	土木班	所管業務に係る広報資料の収集、作成整理
出納部	総務課	総務班	
企業部	経営総務室	—	

医療部	経営管理課	県立病院班	
教育部	教育企画室	教育事務所班	
	学校教育室		児童、生徒に対する教育相談窓口の設置
公安部	県民課	警察署班	1 所管業務に係る広報資料の収集、作成整理 2 人的被害等に関する県への情報提供 3 被災地における広報
東京連絡部	—	—	関係省庁等に対する周知

2 実施要領

(1) 広報活動

【本編・第3章・第5節・第3・1 参照】

(2) 広聴（相談）活動

【本編・第3章・第5節・第3・2 参照】

(3) 公安部の広報広聴活動

【本編・第3章・第5節・第3・2 参照】

第5節 緊急時モニタリング計画

第1 基本方針

- 県は、本章・第1節・第2・1の規定により災害警戒本部を設置した場合又は本章・第1節・第2・2の規定により災害特別警戒本部を設置した場合は、設置以後、県が設置するモニタリングポストにより、空間線量率のモニタリングを強化し、実施する。災害警戒本部及び災害特別警戒本部を廃止したときは、第2章・第4節・第3に定めるモニタリングに移行する。
- 市町村は、県が実施するモニタリングに協力する。
- 県は、モニタリングの結果を市町村その他の防災関係機関に情報提供するとともに、速やかに公表する。
- 県は、モニタリングの結果、国が定める飲食物の摂取及び出荷制限に関する指標を超過するものがあるときは、その摂取、出荷等の自粛の要請その他の必要な措置を講じるとともに、摂取、出荷等の自粛の要請を継続する状態が解消されたと認められる場合等にあつては、その要請を解除する。

第2 実施要領

1 環境のモニタリング

- 県は、本章・第1節・第2・1の規定により災害警戒本部を設置した場合又は本章・第1節・第2・2の規定により災害特別警戒本部を設置した場合は、設置以後、県が設置するモニタリングポストにより、空間線量率のモニタリングを強化し、実施する。災害警戒本部及び災害特別警戒本部を廃止したときは、第2章・第4節・第3に定めるモニタリングに移行する。
- 県は、本章・第1節・第2・1の規定により災害対策本部を設置した場合は、設置以後、空間線量率のモニタリングに加え、次に掲げるものの放射性物質濃度のモニタリングを実施する。

- | |
|-------|
| ア 降下物 |
| イ 水道水 |

- 県は、空間線量率、降下物及び水道水のモニタリングに関し、国から指示又は要請があつたときは、その指示又は要請に従って実施する。
- 県は、モニタリングの結果を、県ホームページへの掲示や報道機関への情報提供などにより、速やかに公表するとともに、市町村その他の関係機関に情報を提供する。

[県本部の担当]

部	課等	地方支部班	担当業務
環境生活部	環境保全課	福祉環境班	1 空間線量率の測定、測定結果の公表 2 降下物の放射性物質濃度の測定、測定結果の公表
	県民くらしの安全課	保健医療班	水道水の放射性物質濃度の測定、測定結果の公表

2 農林水産物等のモニタリング

- 県は、本章・第1節・第2・1の規定により災害対策本部を設置した場合は、設置以後、次に掲げる農林水産物等（以下、本節中「農林水産物等」という。）の放射性物質濃度のモニタリングを実施する。

ただし、カに掲げる給食食材にあつては、給食を提供する学校等の設置主体（県、市町村等）がモニタリングを実施する。

- ア 農林水産物（県内で生産・収穫・漁獲されたものをいう。）
- イ 粗飼料
- ウ 堆肥
- エ 農用地土壌
- オ 流通食品（消費者向けに県内で販売の用に供する食品をいう。）
- カ 給食食材（学校給食等に使用する食材のうち、農家等から直接仕入れた農産物等をいう。）

- 農林水産物等のモニタリングは、原子力災害が発生した原子力事業所の位置、原子力緊急事態宣言に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に含まれる本県又は隣接県の区域、空間線量率のモニタリング結果その他の条件を勘案し、対象物、試料採取地域等を定めて実施する。
- 県は、農林水産物等のモニタリングに関し、国から指示又は要請があつたときは、その指示又は要請に従って実施する。
- 市町村は、県が実施するモニタリングに協力する。
- 県は、モニタリングの結果を、市町村その他の関係機関に情報を提供するとともに、県ホームページへの掲示や報道機関への情報提供などにより、速やかに公表する。

[県本部の担当]

部	課等	地方支部班	担当業務
環境生活部	県民くらしの安全課	保健医療班	流通食品（消費者向けに県内で販売の用に供する食品をいう。）の放射性物質濃度の測定、測定結果の公表
農林水産部	農林水産企画室 流通課 農業普及技術課 農産園芸課 畜産課 林業振興課 水産振興課	農林班 水産班	農林水産物（県内で生産・収穫・漁獲されたものをいう。）、粗飼料、堆肥及び農用地土壌の放射性物質濃度の測定、測定結果の公表
教育部	保健体育課	県立学校班	給食食材（県立学校の給食に使用する食材のうち、農家等から直接仕入れた農産物等をいう。）の放射性物質濃度の測定、測定結果の公表

3 公共施設等のモニタリング

- 県は、本章・第1節・第2・1の規定により災害対策本部を設置以後、空間線量率のモニタリン

グ結果その他の状況から判断し、学校、医療・福祉施設、公園、庁舎その他の不特定多数の者が利用する施設について、空間線量率のモニタリングが必要と認めるときは、その設置者又は管理者に対し、モニタリングの実施及びモニタリング結果の公表を要請する。

- 不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、県の要請があったときは、モニタリングの実施及びモニタリング結果の公表に努める。

4 その他のモニタリング

- 県は、1 から 3 までに掲げるモニタリングのほか、空間線量率のモニタリング結果その他の状況から判断し、空間線量率又は放射性物質濃度のモニタリングの実施が必要な対象物があると認めるときは、1 から 3 までの規定に準じ、対象物の設置者又は管理者に対し、モニタリングの実施及びモニタリング結果の公表を要請する。
- 当該対象物の設置者又は管理者は、県の要請があったときは、モニタリングの実施及びモニタリング結果の公表に努める。

第3 指標を超過したものに対する措置及び措置の解除

- 県は、第 2 の規定によるモニタリングの結果、国が定める飲食物の摂取及び出荷制限に関する指標を超過するものがあるときは、関係事業者等に対し、当該指標を超過したものの利用、摂取、出荷その他の行為の自粛、制限等を要請する。
- 県は、利用、摂取、出荷その他の行為の自粛、制限等を要請した場合において、継続的なモニタリングを実施し、要請を継続する状態が解消されたと認めるときは、当該要請を解除する。
- 県は、利用、摂取、出荷その他の行為の自粛、制限等の要請に当たっては、国の指示及び要請により行う。

第6節 避難・影響回避計画

第1 基本方針

- 住民等の生命、身体の安全を確保するため、原子力災害が発生し、原災法第15条第3項の規定により、国から原災法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第60条第1項及び第5項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示（以下本節中「内閣総理大臣指示」という。）があった場合には、迅速かつ的確に住民に伝達し、避難誘導等を実施する。特に、避難行動に時間を要する避難行動要支援者については、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導等を行う。
- 原子力災害が発生した場合には、住民等が正しい情報に基づき行動するよう、適時に注意喚起を行う。
- 県内外の避難者等の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。
- 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。
- 原子力災害対策の充実を図るため、原子力災害対策指針を踏まえつつ、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するための防護措置を確実に行うこと。

第2 実施機関（責任者）

1 避難勧告等

実施機関	担当業務
市町村本部長	地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の勧告、指示 〔災害対策基本法第60条（原災法第28条第2項による読替え）〕
県本部長	1 市町村長に代わって行う地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の勧告、指示 〔災害対策基本法第60条（原災法第28条第2項による読替適用）〕 2 必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示 〔災害対策基本法第61条（原災法第28条第2項による読替適用）、警察官職務執行法第4条〕
第二管区海上保安本部 〔八戸海上保安部〕 〔釜石海上保安部〕	必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示 〔災害対策基本法第61条（原災法第28条第2項による読替適用）〕

〔宮古海上保安署〕	
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	1 その場に居合わせた者、事物の管理者その他の関係者に対する避難のための警告又は避難のための措置 〔自衛隊法第94条〕 2 災害派遣要請に基づく避難の援助

〔県本部の担当〕

部	課等	地方支部班	担当業務
復興防災部	防災課	—	1 自衛隊の災害派遣要請 2 市町村長に代わって行う避難のための立退き指示等
公安部	警備課	警察署班	

2 警戒区域の設定

実施機関	担当業務
市町村本部長	警戒区域の設定による緊急事態応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 〔災害対策基本法第63条（原災法第28条第2項による読替適用）〕
県本部長	警戒区域の設定による緊急事態応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 〔災害対策基本法第63条（原災法第28条第2項による読替適用）、第73条〕
第二管区海上保安本部 〔八戸海上保安部〕 〔釜石海上保安部〕 〔宮古海上保安署〕	警戒区域の設定による緊急事態応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 〔災害対策基本法第63条（原災法第28条第2項による読替適用）〕
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	警戒区域の設定による緊急事態応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 〔市町村長（市町村長の委託を受けてその職権を行う市町村の吏員を含む）、警察官又は海上保安官がない場合〕 〔災害対策基本法第63条〕

〔県本部の担当〕

部	課	地方支部班	担当業務
公安部	警備課	警察署班	警戒区域の設定

3 救出

【本編・第3章・第15節・第2・3 参照】

4 指定避難所の設置、運営

【本編・第3章・第15節・第2・4 参照】

第3 実施要領

1 注意喚起

- 県及び市町村は、第4節・第2による広報の実施などを通じ、住民等が正しい情報に基づき行動するよう、適時に注意喚起を行う。

2 避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示等

(1) 避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示及び報告

- 実施責任者は、内閣総理大臣指示があった場合には、その指示に基づき、避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行う。この場合において、市町村本部長は、速やかにその旨を県本部長及び原子力災害対策本部長に報告する。
- 県本部長及び市町村本部長は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している際に、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、県本部長及び市町村本部長は、国と緊密な連携を行うものとする。

(2) 避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示の内容

- 実施責任者は、次の内容を明示して、避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行う。

ア 発令者	カ 勧告又は指示の対象地域
イ 避難のための立退き又は屋内への退避の別	キ 避難のための立退き先又は退避先
ウ 勧告又は指示の別	ク 避難のための立退き又は退避する場合の経路
エ 勧告又は指示の日時	
オ 勧告又は指示の理由	ケ その他必要な事項

(3) 避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示の周知

ア 地域住民等への周知

- 実施責任者は、避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示の内容を、第4節・第2の規定に準じ、直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）、広報媒体（ラジオ、テレビ）、携帯端末の緊急速報メール機能など、多様な手段の活用によって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図る。

また、海水浴場、その他観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあっても、あらかじめ、伝達体制を整備し、直ちに、来訪者に周知徹底を図る。

- 避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示の周知に当たっては、必要に応じ、避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。

イ 関係機関相互の連絡

- 実施責任者は、避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

[報告又は通知事項]

① 勧告又は指示を行った者	⑤ 勧告又は指示の発令時刻
② 避難のための立退き又は屋内への退避の別	⑥ 勧告又は指示の対象地域
③ 勧告又は指示の別	⑦ 避難のための立退き先又は退避先
④ 勧告又は指示の理由	⑧ 避難のための立退者数又は退避者数

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
市町村長	知事及び原子力災害対策本部長	災害対策基本法第60条第4項(原 災法第28条第2項による読替適 用)
	公示	災害対策基本法第60条第5項(原 災法第28条第2項による読替適 用)
警察官、海上保安官	市町村長	災害対策基本法第61条第2項
警察官	公安委員会	警察官職務執行法第4条第2項
自衛官	大臣の指定する者	自衛隊法第94条第1項

(4) 避難の方法

【本編・第3章・第15節・第3・1(4) 参照】

(5) 避難の誘導

【本編・第3章・第15節・第3・1(5) 参照】

(6) 避難者の確認等

【本編・第3章・第15節・第3・1(6) 参照】

(7) 避難経路の確保

【本編・第3章・第15節・第3・1(7) 参照】

(8) 避難支援従事者の安全確保

【本編・第3章・第15節・第3・1(8) 参照】

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

- 実施責任者は、原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、次の事項を明示して、警戒区域を設定する。

ア 発令者	ウ 警戒区域設定の理由	オ その他必要な事項
イ 警戒区域設定の日時	エ 警戒区域設定の地域	

- 実施責任者は、緊急事態応急対策に従事する者以外の者に対して警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 警戒区域設定の周知

ア 地域住民への周知

- 実施責任者は、警戒区域設定の内容を、直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）又は広

報媒体（テレビ、ラジオ）により、地域住民等への周知徹底を図るとともに、ロープ等によりこれを明示する。

イ 関係機関相互の連絡

- 実施責任者は、警戒区域を設定した場合、法に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

〔報告又は通知事項〕

① 警戒区域設定を行った者	③ 警戒区域設定の発令時刻
② 警戒区域設定の理由	④ 警戒区域設定の地域

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
県知事	市町村長	災害対策基本法施行令第30条第3項
警察官、海上保安官		災害対策基本法第63条第2項
原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官		災害対策基本法第63条第3項（原災法第28条第2項による読替適用）

4 救出

【本編・第3章・第15節・第3・3 参照】

5 指定避難所の設置、運営

【本編・第3章・第15節・第3・5 参照】

6 帰宅困難者対策

【本編・第3章・第15節・第3・6 参照】

7 広域一時滞在

【本編・第3章・第15節・第3・8 参照】

第4 影響回避等のための措置

1 県等による情報提供

- 県及び市町村は、第4節の規定に基づき、住民等に対し、放射性物質等の影響を回避し、防護するために講ずべき措置等について、情報の提供又は要請を行う。
- 県及び市町村は、第4節の規定に基づき、必要に応じ、水道事業者、農林漁業者、食品加工事業者等に対し、放射性物質等の影響を回避し、又は軽減するために講ずべき措置等について、情報の提供又は要請を行う。

2 住民等の措置

- 住民等は、身体等を防護するため、県等の情報提供又は要請に基づき、放射性物質等の影響を回避し、防護するために必要な措置を講ずる。この場合において、自主防災組織等は、自ら必要な措

置を講ずることが困難な要配慮者等に対し、必要な支援を行うよう努める。

- 水道事業者、農林漁業者、食品加工事業者等は、生産品等への影響を回避し、風評被害を防止するため、県等の情報に基づき、放射性物質等の影響を回避し、又は軽減するために必要な措置を講ずる。この場合において、農業協同組合、商工会議所、商工会その他の公共的団体は、農林漁業者、食品加工事業者等が円滑に必要な措置を講じられるよう、必要な支援の実施に努める。

第7節 医療・保健計画

第1 基本方針

- 県本部長及び市町村本部長は、原子力災害が発生した場合において、身体の避難退域時検査及び簡易除染の実施に必要な施設の確保及び体制の構築を図り、必要に応じ、これを実施する。
- 県本部長及び市町村本部長は、県外からの避難者等に対し、被ばく医療の実施が必要な場合において、県内外の医療機関及び消防等との連携を図り、当該医療機関への搬送を行う。
- 県本部長及び市町村本部長は、避難等した住民等の心身両面にわたる健康を維持するため、健康相談、健康管理指導及びこころのケアを実施する。

第2 避難退域時検査及び簡易除染

- 県本部長及び市町村本部長は、国が指示又は決定する身体の避難退域時検査を行う際の基準に基づき、避難した住民等（県外から県内に避難した者を含む。）の身体の避難退域時検査及び簡易除染を実施する。この場合において、国、指定公共機関その他の関係機関に対し、身体の避難退域時検査及び簡易除染の実施に必要な人員の派遣、資機材の確保など、必要な支援を求める。
- 市町村本部長は、身体の避難退域時検査及び簡易除染を実施する施設を確保し、当該施設の名称等を県本部長に通知するものとし、身体の避難退域時検査及び簡易除染は、当該施設において実施する。

[県本部の担当]

部	課	地方支部班	担当業務
保健福祉部	医療政策室	保健医療班	1 身体の避難退域時検査及び簡易除染の実施 2 市町村、国、指定公共機関との調整等

第3 初動医療体制

- 本県は、原子力施設立地地域に該当しておらず、被ばく医療の提供体制がないことから、県外からの避難者等であって、被ばく医療の必要性が見込まれる場合にあっては、県外の緊急被ばく医療機関への搬送や、原子力災害医療派遣チーム及び専門家の協力により医療を提供することが基本となる。
- 市町村本部長は、避難した住民等について、サーベイメーターによる身体の避難退域時検査等の結果、被ばく医療の必要性が指摘されたときは、県本部長に対し、被ばく医療の実施が必要な住民等の状況を報告し、搬送すべき医療機関及びその搬送方法の指示を求める。
- 県本部長は、市町村本部長からの報告に基づき、国、県内外の医療機関、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、原子力災害医療派遣チーム及び専門派遣チーム、消防機関、自衛隊その他の関係機関と協議、調整し、搬送すべき医療機関及び搬送方法を決定の上、市町村本部長に通知する。

- 市町村本部長は、県本部長の通知に基づき、被ばく医療の実施が必要な住民等の医療機関への搬送を実施する。県本部長は、当該搬送等の実施に協力する。

[県本部の担当]

部	課	地方支部班	担当業務
保健福祉部	医療政策室	保健医療班	1 市町村本部長の報告の受理、決定事項の通知 2 搬送すべき医療機関及び搬送方法の調整、決定等

第4 健康管理活動の実施

【本編・第3章・第16節・第7・3 参照】

第 4 章 災害復旧計画

第4章 災害復旧計画

第1節 モニタリング継続計画

第1 基本方針

- 県は、原子力緊急事態解除宣言が行われたとき等においては、県内への放射性物質等の影響を把握するため、緊急時モニタリングを継続して実施し、その結果を公表する。
- 県は、国が行うモニタリングの結果、国の指導・助言・指示等を踏まえ、緊急時モニタリングの継続的な実施が必要ないと認めるときは、平常時のモニタリングに移行する。

第2 緊急時モニタリングの継続

- 県は、原子力緊急事態解除宣言が行われたとき又は原子力事業者から特定事象若しくは原子力緊急事態への対応が完了した旨の通報があったときは、県内への放射性物質等の影響を把握するため、第3章・第5節・第2に基づく緊急時モニタリングを継続して実施し、その結果を公表する。

第3 平常時モニタリングへの移行

- 県は、継続して実施する緊急時モニタリング及び国が行うモニタリングの実施結果並びに国の指導・助言・指示等を踏まえ、緊急時モニタリングの継続的な実施が必要ないと認めるときは、第2章・第4節・第3に定めるモニタリングに移行する。
- 県は、第2章・第4節・第3に定めるモニタリングに移行することを決定したときは、その旨を公表する。

第2節 低減措置・廃棄物等対策計画

第1 基本方針

- 県は、緊急時モニタリングの実施結果等を踏まえ、県民が日常生活から受ける追加被ばく線量（自然被ばく線量及び医療被ばくを除く被ばく線量をいう。以下同じ。）の低減を図る必要があると認めるときは、市町村と調整・連携し、必要な措置を講じる。
- 県及び市町村は、県民が日常生活から受ける追加被ばく線量の低減を図るための措置（以下「低減措置」という。）の実施により発生した廃棄物等について、法令及び国が定める指針等に基づき、適切に管理又は処理されるよう指導する。

第2 低減措置の実施

1 低減措置を行う目安等

- 低減措置を実施すべき目安及び低減措置の実施により確保すべき追加被ばく線量の水準は、低減措置の実施が必要と認めるときに、原子力災害対策指針その他の基準等を勘案し、県が定める。

2 低減措置の対象、実施者等

- 低減措置は、学校等の施設、不特定多数の者が利用する施設、住居など、住民等が日常生活において利用する頻度等が高い箇所のほか、事業活動等に支障があり、事業者等が低減措置を行う必要があると認める箇所とする。
- 低減措置は、住民等が日常生活において利用する頻度等が高い箇所を優先して実施する。この場合において、子どもは、成人に比較し放射線の影響を受けやすいことから、子どもの生活環境を最優先に実施する。
- 低減措置は、低減措置の対象となるものを所有し、管理し、又は占有する者（以下、本節中「実施者」という。）が行い、国が示す方法又は県が適当と認める方法により実施する。

第3 廃棄物等の処理等

- 実施者は、低減措置の実施に伴い生じた廃棄物等を、法令及び国が定める指針等に基づき、適切に管理し、処理する。
- 県及び市町村は、実施者に対し、当該廃棄物等が、法令及び国が定める指針等に基づき、適切に管理又は処理されるよう指導する。

第4 実施者の措置

- 不特定多数の者が利用する施設に関し低減措置を行った実施者は、行った低減措置の内容、低減措置の実施結果等を公表するよう努める。

第5 県及び市町村の措置

- 県及び市町村は、自らが所有し、又は管理する施設等の低減措置を速やかに実施するとともに、自らが行った低減措置の内容、低減措置の実施結果等を公表する。
- 県及び市町村は、相互に連携し、実施者による低減措置及び廃棄物等の処理が、円滑かつ適切に実施されるよう、技術的な助言その他の採りうるべき必要な支援を行う。

第3節 健康確保等計画

第1 基本方針

- 県及び市町村は、相互に連携し、健康に不安等を感じる県民等（広域一時滞在により県内に滞在する県外からの避難者を含む。以下、この節において同じ。）に対し、健康相談を実施するとともに、県民等の健康確保に関し、必要と認めるときは、調査その他の必要な対策を実施する。
- 県及び市町村は、原子力災害により被害を受けた県民等が、速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、県民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

第2 健康相談の実施

- 県及び市町村は、相互に連携し、健康に不安等を感じる県民等からの相談、問い合わせに対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。

第3 県民の健康確保に関する調査その他の対策の実施

- 県は、緊急時モニタリングの実施結果等を踏まえ、県民等の健康確保に関し、調査を行うことが必要と認めるときは、市町村と連携し、国その他の関係機関の助言等を得て、必要な調査及び分析を行う。
- 県は、調査及び分析の結果、県民等の健康確保に関する対策を実施する必要があると認めるときは、市町村及び国その他の関係機関と連携し、必要な対策を実施する。

第4 生活の安定確保

【本編・第4章・第2節 参照】

第4節 風評被害防止計画

第1 基本方針

- 県及び市町村は、原子力災害による風評被害が商工業、観光業、農林水産業その他の地場産業に及ぶことのないよう、これを未然に防止し、又は影響を軽減するために必要な活動を実施する。

第2 広報活動等

- 県及び市町村は、関係機関・団体と連携し、商工業、農林水産業その他の地場産業の産品等の適切な流通等が確保され、及び観光客の減少が生じることのないよう、県内外での広報活動を行う。
- 広報活動を行うに当たっては、緊急時モニタリングの測定結果、出荷制限等の状況その他の情報を提供し、県内で生産される産品等及び県内の環境等が安全な状況にあることを広報する。
- 県及び市町村は、関係機関・団体が自ら風評被害防止に向けた活動を実施する場合には、活動に必要な情報、資機材等の提供など、関係機関・団体に対し、必要な支援を行う。

第 5 章 事業所外運搬事故対策計画

第5章 事業所外運搬事故対策計画

第1節 情報連絡体制等整備計画

第1 基本方針

- 県は、事業所外運搬事故の発生時における情報の収集、伝達及び連絡を確実にを行うため、原子力事業者及び運搬を委託された者（以下、この章において「原子力事業者等」という。）との連絡体制をあらかじめ整備するとともに、国、市町村、警察機関、消防機関、第二管区海上保安本部その他の防災関係機関との情報収集・連絡体制の明確化を図る。

第2 通報連絡体制の整備

- 県は、事業所外運搬事故（事故により特定事象又は原子力緊急事態が発生した場合を含む。）が発生した場合において、原子力事業者との連絡が迅速かつ確実にを行うことができるよう、あらかじめ通報連絡体制を整備する。
- 県は、原子力事業者等から事業所外運搬事故が発生した旨の通報を受ける警察機関及び消防機関並びに八戸海上保安部、釜石海上保安部及び宮古海上保安署からの県に対する通報・連絡が確実に行われるよう、通報連絡体制を整備する。

第3 運搬情報の提供

- 県は、原子力事業者に対し、核物質防護上問題が生じない範囲において、必要な運搬情報が提供されるよう、要請する。
- 県は、原子力事業者から必要な運搬情報が提供された場合には、必要に応じ、市町村、警察機関、消防機関、八戸海上保安部、釜石海上保安部及び宮古海上保安署に当該運搬情報を提供する。

第4 通信施設・設備の整備等

【本編・第2章・第4節の2・第2 参照】

第5 住民等への情報伝達手段の整備

【原子力災害対策編・第2章・第3節・第4 参照】

第2節 事故発生時対策計画

第1 基本方針

- 県は、事業所外運搬事故が発生したときは、第3章の規定に準じて対応する。

第2 活動体制

- 県は、事業所外運搬事故が発生し、又は事業所外運搬事故による特定事象若しくは原子力緊急事態が発生したときは、その所掌事務に係る緊急事態応急対策を実施するため、災害特別警戒本部又は災害対策本部を設置する。

1 県の活動体制

(1) 災害特別警戒本部

- 災害特別警戒本部は、「岩手県災害警戒本部設置要領」（資料編5-8）に基づき設置し、主に災害情報の収集及び応急対策を行う。

ア 設置基準

設置基準	設置の対象
原子力事業者等から事業所外運搬事故の発生に関する通報があったとき。	本部長がその設置を必要と認めた地方支部

イ 組織、分掌事務、関係各課の防災活動

【原子力災害対策編・第3章・第1節・第2・2(2)～(4) 参照】

ウ 廃止基準等

- 災害特別警戒本部は、本部長が、事業所外運搬事故の発生による影響が県の地域に及ぶおそれがないと認めるときに廃止する。
- 本部長は、事業所外運搬事故の発生による影響が県の地域に及ぶと見込まれる場合は、災害特別警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部

- 災害対策本部は、災害対策基本法第23条の規定に基づき設置し、緊急事態応急対策を迅速、的確に実施する。
- 災害対策本部は、国の原子力災害現地対策本部が置かれたときは、これと密接な連絡調整を図り、支援、協力等を求める。

ア 設置基準

区分		設置基準（広域支部及び地方支部は配備基準）	配備職員の範囲
(1) 指定職員配備 (1号)体制	本部	原子力事業者等から事業所外運搬事故による特定事象又は原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、その影響が県の地域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により緊急事態応急対策を講じる必要があると認めたとき。	別表第8に掲げる課等の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名した者並びに本部支援室の職員
	広域支部及び地方支部	原子力事業者等から事業所外運搬事故による特定事象又は原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、その影響が県の地域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制の発令をしたとき。	広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名した者並びに地方支部の別表第8に掲げる部の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名した者
(2) 全職員配備 (3号)体制	本部	原子力緊急事態宣言がなされたとき又は原子力緊急事態宣言がなされることが想定される時	全職員
	広域支部及び地方支部		広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名した者並びに地方支部の全職員

注) 上記中欄の「広域支部及び地方支部の配備基準」及び上記右欄の「配備職員の範囲」は、「岩手県災害対策本部規程」(資料5-7)に基づく。

イ 組織、分掌事務、総合調整所の設置

【原子力災害対策編・第3章・第1節・第2・2(2)～(4) 参照】

ウ 廃止基準

○ 災害対策本部は、次の場合に廃止する。

- (ア) 原子力緊急事態解除宣言が行われた場合など、本部長が、事業所外運搬事故の発生による影響が県の地域に及ぶおそれなくなったと認めるとき
- (イ) 本部長が、おおむね緊急事態応急対策を終了したと認めるとき

(3) 県の職員の動員配備体制

【原子力災害対策編・第3章・第1節・第3 参照】

2 市町村及び防災関係機関の活動体制

【原子力災害対策編・第3章・第1節・第4及び第5 参照】

第3 事故発生情報の伝達

- 事業所外運搬事故が発生したときは、原子力事業者等から最寄りの警察機関及び消防機関並びに八戸海上保安部、釜石海上保安部及び宮古海上保安署に通報されることとされていることから、原子力事業者等から通報を受けた当該機関は、直ちに県にその旨を通報する。
- 事業所外運搬事故が発生したとき及び事業所外運搬事故により特定事象又は原子力緊急事態が発生したときは、県、市町村、警察機関、消防機関その他の防災関係機関は、第3章・第2節の規定に準じて、情報その他の事項の伝達、通報を、迅速かつ確実に実施する。

第4 情報の収集・伝達

- 事業所外運搬事故が発生したとき及び事業所外運搬事故により特定事象又は原子力緊急事態が発生したとき並びに岩手県災害対策本部を設置したときは、県、市町村、警察機関、消防機関その他の防災関係機関は、第3章・第3節の規定に準じて、災害情報の収集及び伝達を行う。

第5 住民等への情報提供・広報広聴

- 事業所外運搬事故が発生したとき及び事業所外運搬事故により特定事象又は原子力緊急事態が発生したとき並びに岩手県災害対策本部を設置したときは、県、市町村、警察機関、消防機関その他の防災関係機関は、相互に連携し、第3章・第4節の規定に準じて、住民等に対する正確な情報の提供及び広報広聴活動を実施する。

第6 緊急時モニタリングその他の対策の実施

- 事業所外運搬事故が発生したとき及び事業所外運搬事故により特定事象又は原子力緊急事態が発生したとき並びに岩手県災害対策本部を設置したときにおいて、県、市町村、警察機関、消防機関その他の防災関係機関は、第3章・第5節から第7節までの規定に準じ、緊急時モニタリング対策、避難・影響回避対策及び医療・保健対策を実施する。

岩手県地域防災計画

昭和 48 年 4 月 15 日 発行
令和 3 年 3 月 31 日 改版

編 集 岩 手 県 防 災 会 議
